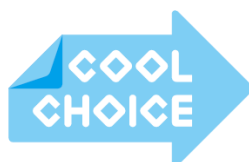


# 三鷹市地球温暖化対策実行計画 (第4期計画)

平成31年3月

三鷹市



未来のために、いま選ぼう。



古紙配合率 80%の再生紙を使用しています。



# 目次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 序章 実行計画の策定について .....              | 3  |
| 第1章 計画策定の背景 .....                 | 6  |
| 1-1 地球温暖化の概要 .....                | 6  |
| 1-2 国際的な動向 .....                  | 9  |
| 1-3 我が国の近年の動向 .....               | 11 |
| 1-4 東京都の動向 .....                  | 14 |
| 第2章 地球温暖化を取り巻く三鷹市の状況 .....        | 17 |
| 2-1 三鷹市周辺の気候状況 .....              | 17 |
| 2-2 三鷹市のこれまでの取り組みと評価 .....        | 18 |
| 第3章 基本方針 .....                    | 25 |
| 3-1 地球温暖化に係る三鷹市の課題 .....          | 25 |
| 3-2 取り組みの基本方針 .....               | 27 |
| 3-3 計画達成に向けたロードマップ .....          | 28 |
| 第4章 区域施策編 .....                   | 29 |
| 4-1 三鷹市全域における温室効果ガスの排出状況 .....    | 29 |
| 4-2 三鷹市全域の将来排出量 .....             | 31 |
| 4-3 削減目標 .....                    | 34 |
| 4-4 目標達成のための取り組み .....            | 36 |
| 4-5 計画の推進、進捗管理・公表 .....           | 45 |
| 第5章 事務事業編 .....                   | 46 |
| 5-1 対象施設 .....                    | 46 |
| 5-2 市の事務及び事業における温室効果ガスの排出状況 ..... | 47 |
| 5-3 市の事務及び事業に伴う将来排出量 .....        | 48 |
| 5-4 削減目標 .....                    | 50 |
| 5-5 目標達成のための取り組み .....            | 52 |
| 5-6 グリーン購入に関する取り組み .....          | 69 |
| 5-7 計画の推進に向けて .....               | 70 |
| 参考資料 .....                        | 73 |
| 1. 対象施設一覧 .....                   | 73 |

## 序章 実行計画の策定について

### (1) 計画策定の趣旨・位置づけ

市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条の「地方公共団体実行計画」の規定に基づき、平成14年（2002年）に「三鷹市地球温暖化対策実行計画」を策定し、また、平成19年（2007年）には、第2期計画として改定し、市の事務及び事業に伴う温室効果ガスの削減対策を進めてきました。その後、平成20年6月の「地球温暖化対策推進法」の一部改正により、同計画は、これまでの市の事務及び事業を対象とするものから、市民や事業者の省エネルギー（以下「省エネ」という。）等、地域全体の温室効果ガスの抑制策を含む計画として新たに位置づけられ、第3期計画として、市全域の温室効果ガス排出量の把握と評価を行なってきました。

第4期目となる本計画は、近年の世界的な地球温暖化対策に向けた潮流や国の地球温暖化対策計画との整合を図り、市の事務及び事業を対象とする計画に加えて、市民や事業者を対象とする地球温暖化対策を包括する計画として策定します。

### (2) 計画の期間

本計画の期間は、国の「地球温暖化対策計画」にならい、平成42年度（2030年度）を目標年度とし、平成31年度（2019年度）から平成42年度（2030年度）の12年間を対象とします。なお、計画期間中は4年を目途に社会情勢等を勘案して計画の改定を行ないません。

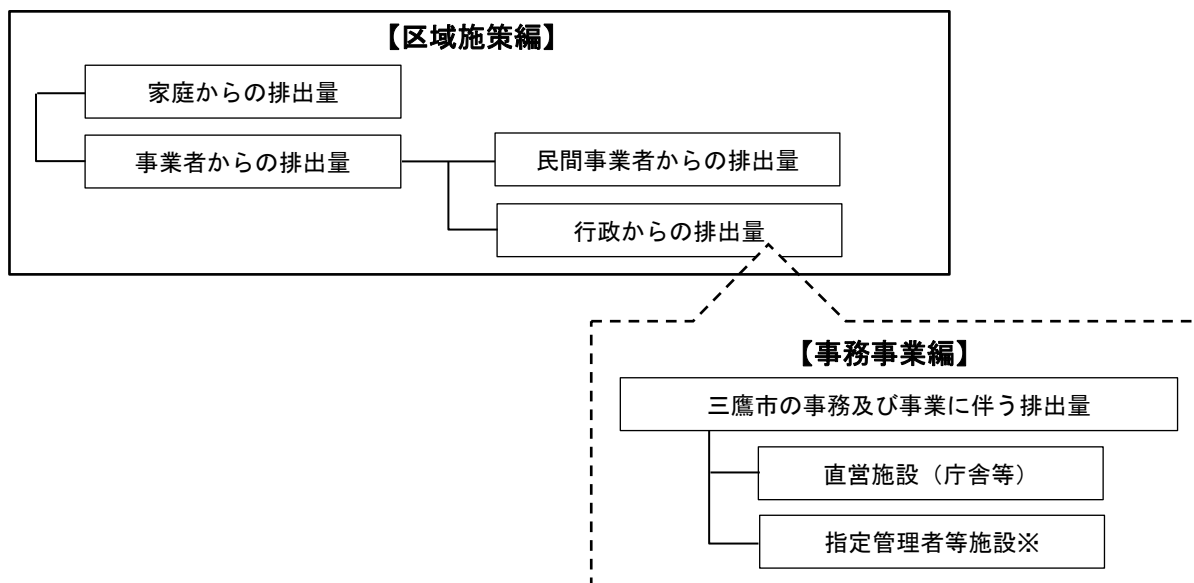
### (3) 計画の構成

計画の対象地域は市全域とし、市民、事業者、行政の各主体の協働により、取り組みを推進していきます。

本計画は、「区域施策編」と「事務事業編」で構成されています。

「区域施策編」は、市域内の全ての市民・事業者から排出される温室効果ガスを対象とし、これには市の事務及び事業に伴い発生する排出量についても、市内で活動する事業者の1つとして含んでいます。

「事務事業編」は、市の事務及び事業に伴い発生する温室効果ガスについて、市が率先して温室効果ガスの削減に取り組むため、特に庁舎や市が所管する公共施設等を対象としています。市の事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出状況について明確化し、市民や事業者に対し開かれた進行管理のもと、着実な対策を推進します。



※「指定管理者等施設」は、前計画（三鷹市地球温暖化対策実行計画（第3期計画））における「管理委託等施設」にあたる施設であり、第4期計画においては、「指定管理者等施設」と表記しています。

図 1 区域施策編と事務事業編の関係

#### （４） 対象となる温室効果ガス及び地球温暖化係数

本計画で対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策推進法第2条第3項」に規定する以下の6種類の温室効果ガスを対象とします。各温室効果ガスの地球温暖化係数は、地球温暖化対策推進法施行令第4条において定められています。

表 1 温室効果ガスの種類と地球温暖化係数

| 温室効果ガスの種類                 | 主な人為的な発生源                                | 地球温暖化係数 ※1     |
|---------------------------|--|----------------|
| 二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )  | 産業、民生、運輸部門等における燃料の燃焼に伴うもの                | 1              |
| メタン (CH <sub>4</sub> )    | 稲作、家畜の腸内発酵等の農業部門、廃棄物の埋立、下水処理に伴うもの        | 25             |
| 一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O) | 燃料の燃焼や農業、廃棄物や汚泥の燃焼等に伴うもの                 | 298            |
| ハイドロフルオロカーボン (HFC)        | エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤等に使用されるもの | 12~14, 800     |
| パーフルオロカーボン (PFC)          | 半導体等製造用や電子部品等の不活性液体等として使用されるもの           | 7, 390~17, 340 |
| 六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> ) | 変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用等として使用されるもの      | 22, 800        |

※1 地球温暖化係数(GWP:Global Warming Potential)とは、各温室効果ガスの温室効果の強さがその種類によって異なっていることを踏まえ、二酸化炭素を1(基準)として、各温室効果ガスの温室効果の強さを数値化したものです。単位質量(例えば1kg)の温室効果ガスが大気中に放出されたときに、一定時間内(例えば100年)に地球に与える放射エネルギーの積算値(すなわち温暖化への影響)を、CO<sub>2</sub>に対する比率として見積もっています。温室効果ガスそれぞれの寿命の長さが異なることから、温室効果を見積もる期間の長さによってこの係数は変化します。

## (5) 上位・関連計画と本計画の位置づけ

市では、平成 27 年度（2015 年度）に「第 4 次三鷹市基本計画」の第 1 次改定を行ない、計画を推進しています。

また、「第 4 次三鷹市基本計画（第 1 次改定）」との整合及び連動を図り改定した「三鷹市環境基本計画 2022（第 1 次改定）」においては、「循環・共生・協働のまち みたか」を目指すべき将来の環境像とし、その環境目標の一つに「循環型社会を形成する」を位置づけ、資源・エネルギーの有効利用に向けた取り組みを進めることとしています。

本計画は、「三鷹市環境基本計画 2022（第 1 次改定）」を上位計画とし、同計画における温室効果ガス排出量削減を強化するための役割を担う個別計画として位置づけられています。

なお、本計画は「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」及び「東京都環境基本条例」と関係をもつ計画でもあります。

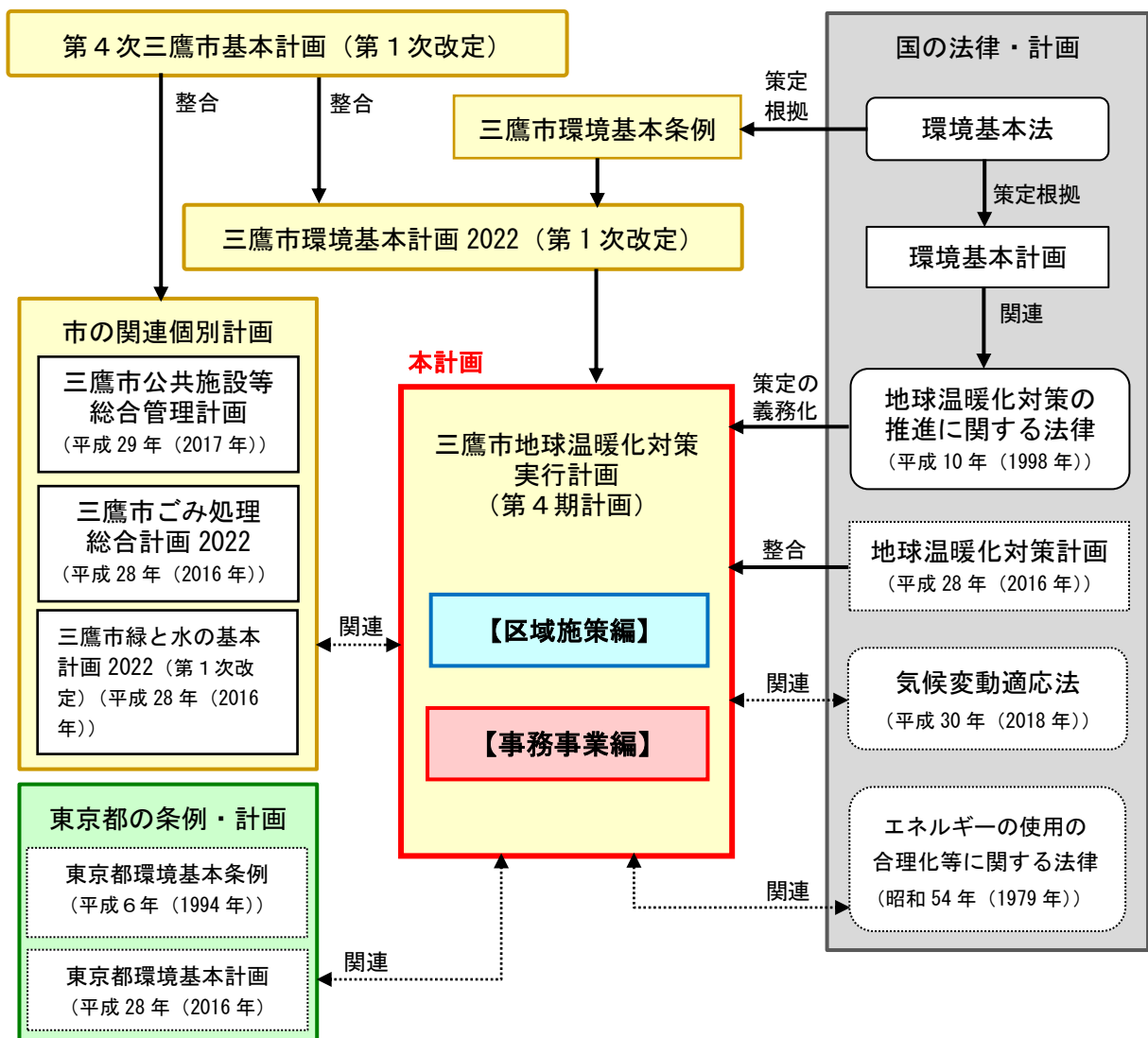


図 2 上位・関連計画と本計画の位置づけ

# 第1章 計画策定の背景

## 1-1 地球温暖化の概要

### (1) 地球温暖化のしくみ

地球は、太陽から熱を受け、また、地球から宇宙に放出される熱は、地球を取り巻くガス層（温室効果ガス）に吸収され、そのバランスによって安定した気温を維持してきました。

しかし、産業革命以降の人類の急速な発展は、石油や石炭等の化石燃料の膨大な消費を招き、温室効果ガスの一種である二酸化炭素を大気中に大量に排出してきました。このことによって宇宙に熱が逃げにくくなり、地球の温暖化が進んでいます。



出典) 温室効果ガスインベントリオフィス  
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

図3 地球温暖化のメカニズム(左)と世界平均気温の推移(右)

## (2) 想定される地球温暖化の影響

地球温暖化に関する科学的な知見は、国際的な学術機関である「気候変動に関する政府間パネル (IPCC※2)」により検討され、気温の上昇予測や、それに伴う海面上昇や自然災害の甚大化、生態系や農業への影響等が予測されてきました。

また、IPCC 第5次評価報告書によると、近年、気温上昇が加速している状況に鑑み、このまま地球温暖化を放置した場合、追加的な緩和策のないシナリオでは、2100年における世界平均地上気温が、産業革命前の水準と比べ3.7～4.8℃上昇するとされています。水資源の脆弱化や生態系の破壊、食料危機、洪水等の増大、感染症等の増加等、非常に広範囲な被害について警鐘を鳴らしています。

※2 IPCCとは、国連気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change) の略で、人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行なうことを目的として、昭和63年に国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) により設立された組織です。

各国政府を通じて推薦された科学者が参加し、5～6年ごとにその間の気候変動に関する科学研究から得られた最新の知見を評価し、評価報告書にまとめて公表しています。

これまで、第1次評価報告書 (1990年)、第2次評価報告書 (1995年)、第3次評価報告書 (2001年)、第4次評価報告書 (2007年)、第5次評価報告書 (2013～2014年) の評価報告書が、195ヶ国の政府が関わって作成し、各国政府の承認を取り付ける機構として機能しています。IPCC 第5次評価報告書 (2014年) によると、1880～2012年の傾向では、世界平均気温は0.85℃上昇しています。これは平成13年に発表されたIPCC第3次評価報告書で示されていた1901年～2000年の100年当たり0.6℃の上昇傾向よりも大きくなっています。特に最近30年の各10年間の世界平均気温は、1850年以降のどの10年間よりも高温となっています。

今後、温室効果ガス濃度がさらに上昇し続けると、気温はさらに上昇すると予測されています。IPCC 第5次評価報告書によると、2100年末には温室効果ガスの排出量が最も少なく抑えられた場合 (RCP2.6シナリオ※3) でも0.3～1.7℃の上昇、最も多い最悪の場合 (RCP8.5シナリオ) には最大4.8℃の上昇と予測されています。(いずれも、1986～2005年を基準とする。)

※3 RCPとは、代表濃度経路シナリオ (Representative Concentration Pathways) と呼ばれ、第5次評価報告書から代表濃度経路シナリオを複数用意し、それぞれの将来の気候を予測するとともに、その濃度経路実現する多様な社会経済シナリオを策定できる「RCPシナリオ」を用いています。

これにより、例えば「気温上昇を〇℃に抑えるためには」と言った目標主導型の社会経済シナリオを複数作成して検討することが可能となります。



出典) 温室効果ガスインベントリオフィス

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

図4 世界平均気温の変化に対して予測される影響

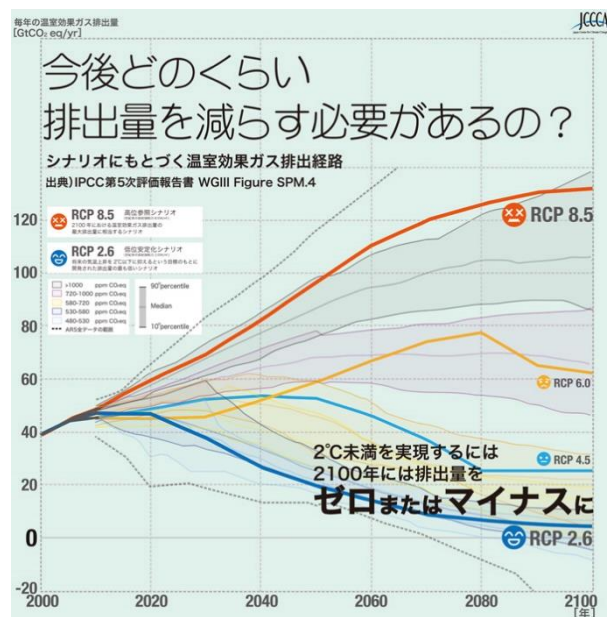


### (3) 安定化に向けたシナリオ

地球温暖化を防止するためには、温室効果ガスの排出量と自然が吸収する量とのバランスを保ち、温室効果ガス濃度の安定化を図る必要があります。また、対策の速度が早ければ、温室効果ガスが安定化する濃度をより低く抑えることができます。

IPCC 第5次評価報告書では、第4次評価報告書に続き、安定化に向けたシナリオについて予測を行なっています。その中で、「2℃シナリオ」(※4)を実現する可能性が高い緩和シナリオは、平成112年(2100年)に大気中のCO<sub>2</sub>換算濃度を約450ppmとしており、このシナリオでは、平成62年(2050年)には世界全体で平成22年(2010年)と比べて40~70%温室効果ガス排出量を減らし、平成112年(2100年)にはゼロまたはマイナス(※5)の排出量にする必要があると報告されています。この安定化濃度相当の450ppmに向け、先進国では温室効果ガスの排出を平成62年(2050年)までに50~80%削減、平成32年(2020年)までに25~40%削減する必要があるとされています。

※4 2℃シナリオとは、気温上昇を産業革命前に比べ2℃未満に抑制する可能性の高いシナリオのことをいいます。  
※5 ここでのマイナスとは、植物等によるCO<sub>2</sub>固定や、発生したCO<sub>2</sub>を地中に埋めることによってマイナスにすることも含まれています。



出典) 温室効果ガスインベントリオフィス  
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

図5 安定化に向けたシナリオ

## 1-2 国際的な動向

### (1) 気候変動枠組条約

平成4年(1992年)5月、国連において日本を含む155か国の署名により、「気候変動枠組条約」が採択されました。

これにより、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」が世界共通の課題として認識され、地球温暖化問題に対する世界的な取り組みが進められることとなりました。

### (2) 地球温暖化対策の約束草案

平成27年(2015年)、パリで開催されたCOP21(Conference of the Parties-気候変動枠組条約第21回締約国会議)において各国から温室効果ガス削減に向けた目標である約束草案が提出されました。

「日本の約束草案」では、地球温暖化問題に向けた具体的な削減目標として、「平成42年度(2030年度)までに平成25年度(2013年度)比で26%の削減」を約束草案の中に盛り込み、国連気候変動枠組条約事務局に提出されました。合意に至ったパリ協定では、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追及すること」が目標として掲げられました。

| 各国の削減目標<br>国連気候変動枠組条約に提出された約束草案より抜粋  |  |         |
|--|--|---------|
| 国名   | 削減目標   |         |
|  中国   | GDP当たりのCO <sub>2</sub> 排出を<br>2030年までに <b>60-65%</b> 削減<br>※2030年前後に、CO <sub>2</sub> 排出量のピーク | 2005年比  |
|  EU   | 2030年までに <b>40%</b> 削減   | 1990年比  |
|  インド  | GDP当たりのCO <sub>2</sub> 排出を<br>2030年までに <b>33-35%</b> 削減                                      | 2005年比  |
|  日本   | 2030年度までに <b>26%</b> 削減<br>※2005年度比では25.4%削減   | 2013年度比 |
|  ロシア  | 2030年までに <b>70-75%</b> に抑制   | 1990年比  |
|  アメリカ | 2025年までに <b>26-28%</b> 削減  | 2005年比  |

出典) 温室効果ガスインベントリオフィス  
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

図6 主要各国の温室効果ガス削減目標

### (3) 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)

持続可能な開発目標 (SDGs : エスディージーズ) は、平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 年 (2016 年) から平成 42 年 (2030 年) までの国際目標です。気候変動や地球温暖化対策だけでなく包括的な目標が策定されており、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。我が国では、実施体制の構築や実施指針の策定、ステークホルダーとの連携、2030 アジェンダのグローバルな実施の支援等が行われています。17 の目標のうち目標 7、目標 11、目標 12、目標 13、目標 15、目標 17 等は、「環境」「経済」「社会」の統合的向上による持続可能な都市の実現を目指す三鷹市が本計画を推進していく上で、特に関連の深い項目です。



図 7 持続可能な開発目標

表 2 本計画と関連の深い項目

|                                  | 目標7   | 行政の役割  |
|----------------------------------|---|--|
| <p>7 エネルギーをみんなに<br/>そしてクリーンに</p> | <p>エネルギーを<br/>みんなに、<br/>そしてクリーンに</p> <p>全ての人々に安価かつ信頼<br/>できる持続可能な近代的エ<br/>ネルギーへのアクセスを保障<br/>する</p>                    | <p>公共施設に対して率先して省エネルギーや再生可<br/>能エネルギーの利用を推進する。市民・事業者が省<br/>エネルギー対策や再生可能エネルギーの利用を進<br/>めるための支援を行う。安価でかつ効率的で信頼性<br/>が高い持続可能なエネルギー源の利用を増やす。</p>                |
| <p>11 住み続けられる<br/>まちづくりを</p>     | <p>住み続けられる<br/>まちづくりを</p> <p>まちや人々が住んでいると<br/>ころを、だれもが受け入れら<br/>れ、安全で災害に強く、持続<br/>可能な場所にする。</p>                       | <p>緑と水など自然環境と利便性の調和、安全安心、災<br/>害に強く、郷土の歴史大切にしながら新たな文化を創造す<br/>る高環境・高福祉のまちづくりを進める。</p>  |
| <p>12 つくる責任<br/>つかう責任</p>        | <p>つくる責任<br/>つかう責任</p> <p>生産と消費の形態を持続可<br/>能なものにすることを促進す<br/>る。</p>   | <p>生産、消費、廃棄の過程における環境負荷を低減す<br/>るためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す<br/>必要がある。省エネや4Rを意識したライフスタイル<br/>に向けて市民を対象とした環境啓発事業などを行な<br/>う。</p>                                  |
| <p>13 気候変動に<br/>具体的な対策を</p>      | <p>気候変動に<br/>具体的な対策を</p> <p>気候変動とその影響を軽減<br/>するための緊急対策を講じる</p>  | <p>気候変動問題は、年々深刻化し、既に多くの形でそ<br/>の影響は顕著化している。従来の温室効果ガス削<br/>減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適<br/>応策の検討を行なう。</p>   |
| <p>15 陸の豊かさ<br/>を守ろう</p>         | <p>陸の豊かさ<br/>を守ろう</p> <p>陸の生態系を保護・回復し、<br/>持続可能な利用を促進し、森<br/>林の持続可能な管理、砂漠<br/>化への対処、土地の劣化、<br/>生物多様性の喪失を止め<br/>る。</p> | <p>緑と水の公園都市を実現するため、緑と水の保全、<br/>再生・創出を進めるとともに、多様な生物の生息を<br/>可能とする樹林、農地、水辺、公園緑地等の生息域<br/>の保全と拡充、連続化、質の向上、街かどの生息小<br/>空間の創出など、生き物の生息に配慮した空間づ<br/>くりに取り組む。</p> |
| <p>17 パートナリシップで<br/>目標を達成しよう</p> | <p>パートナーシップ<br/>で目標を達成し<br/>よう</p> <p>目標達成のために必要な行<br/>動を強化し、持続可能な発展<br/>に向けてグローバル・パート<br/>ナリシップを活用する。</p>            | <p>市民・事業者・団体等多くの関係者を結びつけ、<br/>パートナーシップの推進を担う中核的な役割を果た<br/>す。持続可能な都市を構築していくため多様な主体<br/>の協力関係を築くことが重要。</p>   |

## 1-3 我が国の近年の動向

### (1) 地球温暖化対策計画

COP21 において日本が提出した約束草案を受け、我が国では平成 28 年（2016 年）5 月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、新たな地球温暖化対策に関する計画として、各分野において具体的な削減目標や取り組みが定められました。

表 3 地球温暖化対策計画の概要

|                         |                                |  |
|-------------------------|--------------------------------|--|
| 国の長期的な目標を見据えた戦略的取り組み    | 平成 62 年（2050 年）まで              | 長期的な目標として 80%削減を目指す  |
| 国の中期目標の達成に向けた取り組み       | 平成 42 年度（2030 年度）              | 平成 25 年度（2013 年度）比 26.0%減<br>平成 17 年度（2005 年度）比 25.4%減の水準            |
|                         | 平成 32 年度（2020 年度）              | 平成 17 年度（2005 年度）比 3.8%減以上の水準  |
| 計 画 期 間                 | 閣議決定日～平成 42 年度（2030 年度）末       |  |
| 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項 | PDCA サイクルを伴った温室効果ガス排出削減の率先実行   | ・原則として、全ての事務及び事業を対象とした温室効果ガス排出抑制に係る取り組みの PDCA の体制の構築・運営等             |
|                         | 再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーの推進 | ・庁舎や公共施設等（遊休地・遊休施設を含む）での再生可能エネルギー等の率先導入・活用<br>・省エネルギーの推進等            |
|                         | 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進   | ・関連する計画・施策と連携した温室効果ガスの排出抑制と多様な地域課題への対応<br>・民間団体の活動支援等を通じた地域密着型の施策の推進 |
|                         | 地方公共団体間の区域の枠を超えた協調・連携          | ・他の地方公共団体との広域的な協調・連携を通じて、地球温暖化対策に資する施策や事業について共同での検討や実施の推進等           |

地球温暖化対策の推進に関する基本的方向として、地球温暖化対策は、科学的知見に基づき、国際的な協調の下で、我が国として率先的に取り組むこととし、以下のように目指す方向や基本的な考え方が定められました。

#### 【我が国の地球温暖化対策の目指す方向】

1. 中期目標（平成 42 年度（2030 年度）削減目標）の達成に向けた取り組み
2. 長期的な目標を見据えた戦略的取り組み（平成 62 年（2050 年）までに 80%の排出削減を目指す）
3. 世界の温室効果ガスの削減に向けた取り組み

#### 【地球温暖化対策の基本的考え方】

1. 環境・経済・社会の統合的向上
2. 「日本の約束草案」に掲げられた対策の着実な実行
3. パリ協定への対応
4. 研究開発強化と優れた低炭素技術の普及等による世界の温室効果ガス削減への貢献
5. 全ての主体の意識の改革、行動の喚起、連携の強化
6. 評価・見直しプロセス（PDCA）の重視

表 4 地球温暖化対策計画における二酸化炭素の各部門の排出量の目安

| 単位：百万 t-CO <sub>2</sub> | 平成 17 年度<br>(2005 年度) 実績 | 平成 25 年度<br>(2013 年度) 実績 | 平成 42 年度 (2030 年<br>度) の各部門の排出量の<br>目安 |
|-------------------------|--------------------------|--------------------------|--|
| エネルギー起源 CO <sub>2</sub> | 1,219                    | 1,235                    | 927<br>平成 25 年度比 約 25%削減               |
| 産業部門                    | 457                      | 429                      | 401<br>平成 25 年度比 約 7%削減                |
| <b>業務その他部門</b>          | 239                      | <b>279</b>               | <b>168</b><br><b>平成 25 年度比 約 40%削減</b> |
| 家庭部門                    | 180                      | 201                      | 122<br>平成 25 年度比 約 40%削減               |
| 運輸部門                    | 240                      | 225                      | 163<br>平成 25 年度比 約 28%削減               |
| エネルギー<br>転換部門           | 104                      | 101                      | 73<br>平成 25 年度比 約 28%削減                |

地方公共団体における事務及び事業を対象とした温室効果ガスは、「業務その他部門」に該当し、上記に記載する平成 42 年度 (2030 年度) の排出量の目安から平成 25 年度比で平成 42 年度 (2030 年度) までに約 40%の削減目標となります。

## (2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(昭和 54 年法律第 49 号) は、昭和 54 年 (1979 年)、石油危機を契機に制定され、工場・事業場、輸送、建築物、機械器具等に対し、エネルギー使用の合理化に関する措置を講ずることとしています。しかし、近年、地球温暖化対策の必要性が高まっていることから、主に業務・家庭部門のエネルギー対策を強化することを趣旨として、法の一部が改正され、平成 22 年度 (2010 年度) から施行されました。

法改正により、規制の対象を工場・事業場単位から、企業単体へと変更しており、同一企業の個々の事業所が指定のエネルギー消費量(原油換算値 1,500k1 以上)になくとも、企業全体で基準を満たせば、制度の対象となり報告書の提出が義務づけられます。

市の事務及び事業においても法制度への対応が必要となっており、毎年、エネルギー使用状況について報告書を提出しています。

## (3) 気候変動適応法

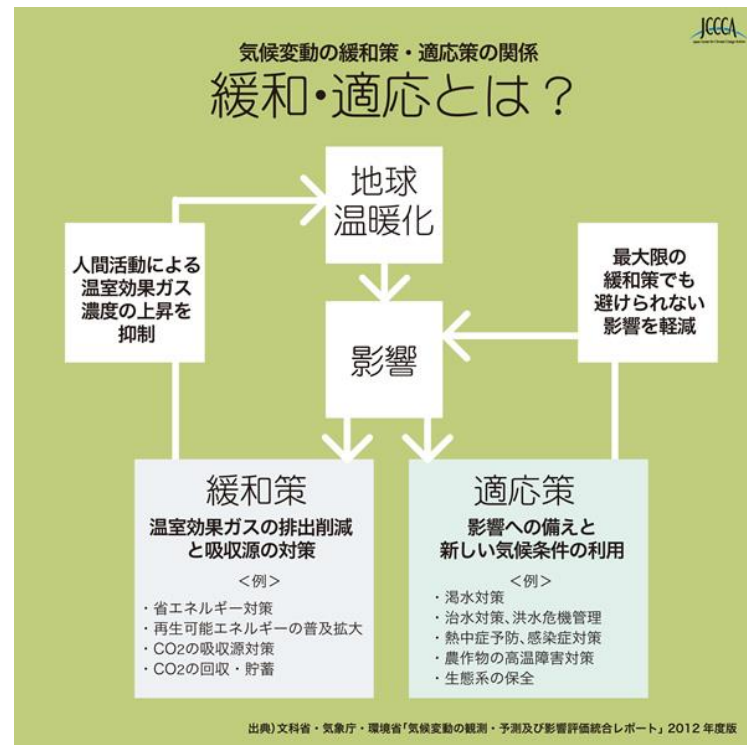
平成 30 年 (2018 年) 6 月に気候変動適応法 (平成 30 年法律第 50 号) が公布されました。

この法律は、気候変動による人の健康や生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他生活、社会、経済または自然環境において生じる影響に対して、被害の防止、軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展と自然環境の保全を図る適応策を推進していくとしています。



また、地方公共団体の責務として地域の自然・経済・社会の状況に応じた気候変動に対する適応策の推進に努めることとされています。

今後、地球温暖化等その他の気候変動による影響に対しては、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と気候変動による影響がもたらす被害の回避・軽減対策（適応策）の両輪で取り組んでいく必要があります。



出典) 文部科学省・気象庁・環境省「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート」

図 8 気候変動の緩和策と適応策の関係

## 1-4 東京都の動向

### (1) 東京都環境基本計画における目標と施策の方向性

東京都では、直面する環境面での課題・現状を踏まえ、長期ビジョンに示した環境政策との整合を図る観点から、計画の中で5つを政策の柱と位置づけ、施策を展開しています。

温室効果ガス削減に向けた政策の一つであるスマートエネルギー都市の実現では、省エネルギーの推進・再生可能エネルギー導入の取り組みや水素エネルギーの活用により、低炭素・快適性・防災力を備えたスマートエネルギー都市を実現していくことを掲げています。

#### 『東京都環境基本計画』政策1 スマートエネルギー都市の実現における目標

- ◆ 2030年までに、東京の温室効果ガス排出量を2000年比で30%削減する。
  - ・産業・業務部門において、20%程度削減（業務部門で20%程度削減）
  - ・家庭部門において、20%程度削減　・運輸部門において、60%程度削減
- ◆ 2030年までに、東京のエネルギー消費量を2000年比で38%削減する。
  - ・産業・業務部門において、30%程度削減（業務部門で20%程度削減）
  - ・家庭部門において、30%程度削減　・運輸部門において、60%程度削減
- ◆ 2030年における都内の次世代自動車等（燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）の普及割合を、乗用車で8割以上、貨物車で1割以上に高める。
- ◆ 都内の業務用コージェネレーションシステムの導入量を、
  - ・2024年までに60万kWに高める。　・2030年までに70万kWに高める。
- ◆ 都内の代替フロン※（HFCs）の排出量を、
  - ・2020年度までに2014年度値以下とする。　・2030年度までに2014年度比35%削減する。

また、目標に向けた施策の方向性として、以下の8つを掲げており、省エネルギー対策による温室効果ガス削減に向けての取り組みを示しています。

#### 施策の方向性

##### ◆大規模・中小規模事業所における対策（産業・業務部門対策）

- ・大規模事業所に対するキャップ&トレード制度の着実な運用
- ・中小規模事業所に対する地球温暖化対策報告書制度の運用
- ・中小規模事業所等の取組支援 ・環境性能評価の普及促進

##### ◆家庭部門への対策

- ・省エネ・節電行動の推進 ・創エネ・エネルギーマネジメントの推進 ・住宅の省エネ性能向上

##### ◆運輸部門への対策

- ・自動車環境性能対策 ・自動車環境管理計画書制度の推進 ・貨物輸送評価制度の運用 ・エコドライブの推進

##### ◆地域環境交通施策の推進

- ・交通ネットワークの整備 ・自転車利用の促進 ・効率的な物流対策の推進

##### ◆都市づくりにおける低炭素化

- ・建築物における環境配慮の推進 ・まちづくりと一体となったエネルギーマネジメントの推進
- ・地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度の活用 ・東京 2020 大会における対策推進

##### ◆都有施設における率先行動 ◆その他温室効果ガス対策（フロン類対策の推進）

##### ◆気候変動適応策の推進



## (2) スマートエネルギー都庁行動計画

東京都は「東京都環境基本計画」に基づき、「スマートエネルギー都庁行動計画」を平成 28 年（2016 年）に策定し、温室効果ガス削減に取り組んでいます。なお、同計画は地方公共団体実行計画（事務事業編）として位置づけられており、以下のような目標及び取り組み方針となっています。

### スマートエネルギー都庁行動計画の概要

- ◆ 目標（目標年：2019 年度、基準年：2000 年度）
  - ・温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量を 2000 年度比で 25%削減
  - ・再生可能エネルギー（太陽光発電）新規導入量 4,200kW
- ◆ 取組方針
  - ・運用対策の徹底による省エネ・節電の推進
  - ・設備更新等における高効率設備の導入推進
  - ・再生可能エネルギーの導入拡大

## (3) 総量削減義務と排出量取引制度

東京都ではエネルギーの使用が原油換算 1,500k1 以上の大規模事業所について、第 1 期計画期間（平成 22～26 年度（2010～2014 年度））で 6%、第 2 期計画期間（平成 27～31 年度（2015～2019 年度））で 17%の排出量削減を義務づけています。

また、削減に際しては、義務を超過して削減した排出量余剰分をクレジット化し、他事業所との移転、取得を認める等、排出量取引制度を設けています。

## (4) 東京都地球温暖化対策報告書制度

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、都内に複数の同一事業所を設置する事業者のうち、対象事業所（原油換算エネルギー使用量が 30k1 以上 1,500k1 未満）の原油換算エネルギー使用量の合計が 3,000k1 以上になる場合、本社等に地球温暖化対策報告書の取りまとめと、提出・公表を義務づけており、市の公共施設についても、同制度の対象となっています。

義務対象とならない中小事業者においても、任意に報告書を提出することができます。

報告書を提出した事業者が、東京都環境局が指定した導入推奨機器（省エネ設備や再生可能エネルギー設備）を取得した場合に、事業税を減免する「省エネ促進税制（東京都版環境減税）」を利用することができます。

## 第2章 地球温暖化を取り巻く三鷹市の状況

### 2-1 三鷹市周辺の気候状況

三鷹市周辺（府中市アメダスデータ）の昭和52年～平成29年（1977年～2017年）の日平均気温をみると、過去30年間で1.5℃～2℃の上昇傾向にあります。

最高気温や最低気温についても、各年の傾向としては共に上昇傾向にあります。特に最高気温は過去30年間で2～3℃の上昇傾向にあり、その傾向は顕著にみられます。

このように三鷹市周辺においても、地球温暖化やヒートアイランド現象の影響と考えられる気温の上昇傾向が認められ、熱中症等の被害拡大が懸念されます。

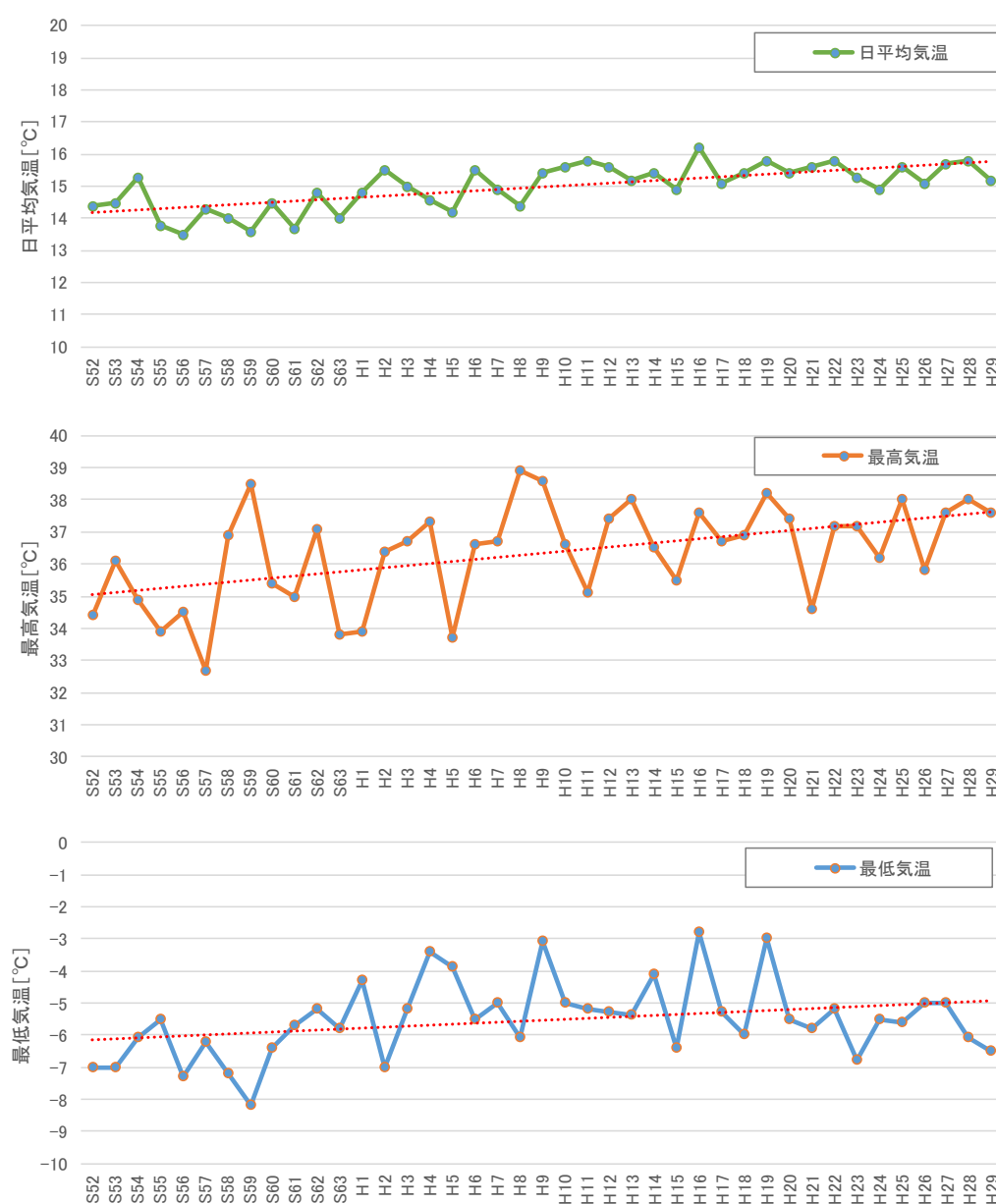


図9 三鷹市周辺（府中市アメダスデータ）の気温推移

## 2-2 三鷹市のこれまでの取り組みと評価

市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成 14 年度（2002 年度）に「三鷹市地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出量の削減に取り組んできました。

前計画である第 3 期計画は、平成 24 年度（2012 年度）から平成 30 年度（2018 年度）までの 7 年間の計画とし市全域を対象とした温室効果ガス排出量の削減目標を定め、対策に取り組んできました。

### （1）区域施策編

市民、事業者等は、省エネルギー活動や太陽光発電設備の利用、ごみの減量・リサイクル等日常生活や事業活動の中で、環境負荷の低減の取り組みを進めています。

平成 30 年度（2018 年度）に行われた「第 4 次三鷹市基本計画第 2 次改定等に向けた市民満足度・意向調査」において「日頃の環境に配慮した取り組み」について調査したところ「詰替え商品の購入」が 77.6%、「エコバッグを活用」が 58.7%、「省エネ性能の高い家電への買い替え」が 50.7%という結果となっており、市民一人ひとりの環境への意識が高いことが伺えます。市は、市民、非営利団体、事業者等が高環境の創出を目指して行なう、先導的な活動を支援するために、平成 15 年度（2003 年度）に三鷹市環境基金を設置しました。この基金を活用し、市民、事業者が設置した太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギーや高効率給湯器等の設置費用の一部支援を進めるとともに、環境に関する優良な活動への支援及び顕彰事業を行なっています。

また、平成 19 年度（2007 年度）には、公募で集まった市民、団体、事業者で構成される「みたか環境活動推進会議」を設置し、三鷹市環境基本計画（第 1 次改定）の理念である「循環・共生・協働のまち みたか」の実現を目指すため、環境保全の啓発活動等を実施しています。

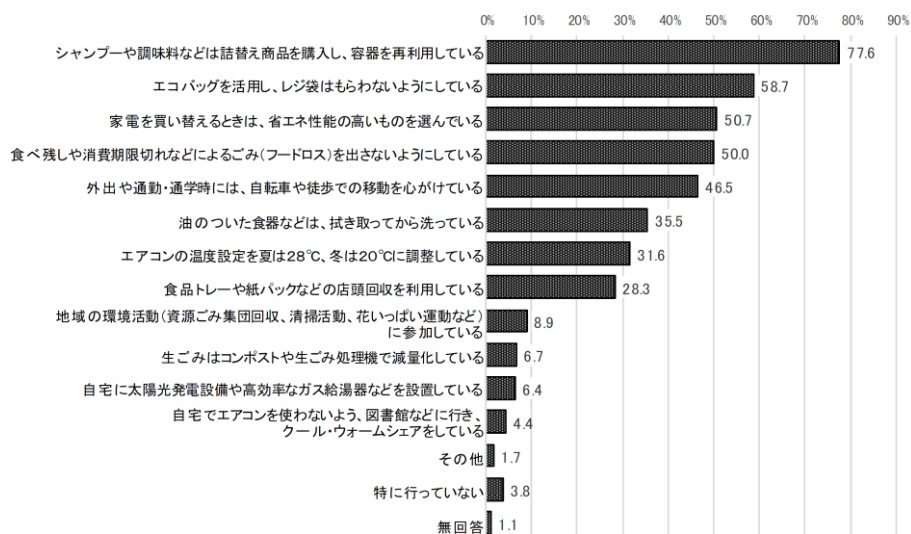


図 10 市民による日頃の環境に配慮した取り組み

各主体によるこれらの取り組みに伴い、市全域における温室効果ガス総排出量は、平成25年度（2013年度）以降減少傾向にあります。二酸化炭素以外のガスは、自動車や排水処理、廃棄物等から生じる一酸化窒素やメタン、冷蔵庫やエアコンの冷媒に使われるハイドロフルオロカーボン（代替フロン）等があり、総排出量に占める割合は小さいものの基準年度から増加傾向にあります。これは、主に業務用冷凍空調機器及び家庭用エアコンからの排出量の増加によるものです。

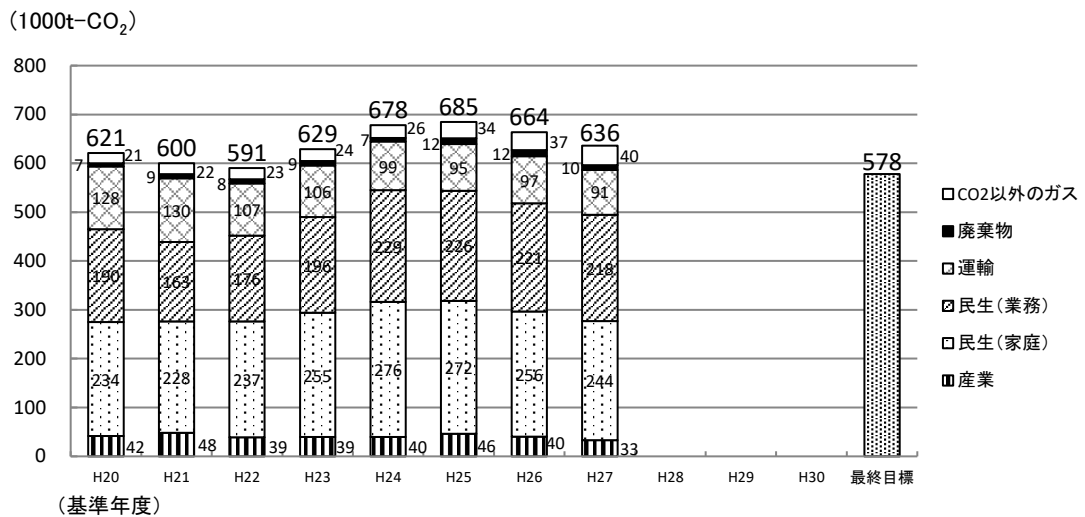


図 11 前計画期間における部門別温室効果ガス排出量

また、平成27年（2015年）の部門別排出量をみると民生部門（家庭）と民生部門（業務）からの排出が総排出量の約7割を占めています。さらに民生部門（家庭）の二酸化炭素排出量をみると電気の使用による排出量が約7割を占めています。

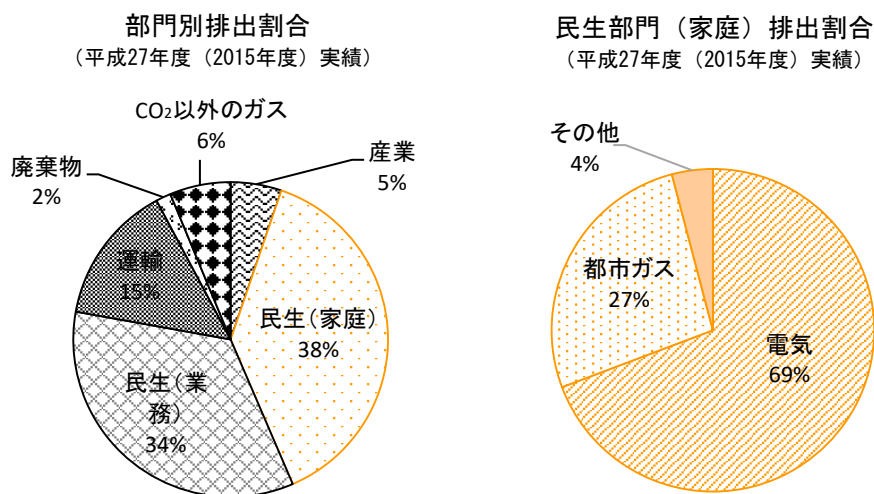


図 12 前計画期間における部門別温室効果ガス排出割合と民生部門（家庭）の排出割合

### ◇みたか環境活動推進会議との協働による取り組み◇

「みたか環境活動推進会議」は、公募で集まった市民、非営利団体及び事業者等で構成され、「循環・共生・協働のまち みたか」の実現を目指すという目的のもと、環境学習イベントや、環境情報誌の発行等、市民の環境保全意欲増進に向けた啓発活動等を実施しています。

#### ●6月の環境月間イベント「エコミュージカルとエコイベント」

三鷹市公会堂光のホールで上演するエコミュージカルは、市内在住・在学の小学生が環境への想いを演技で表現する等、来場者及び出演者が双方向で環境保全について考える機会となっています。



エコミュージカルの様子

#### 【アンケートの回答結果（平成30年度）】

来場者アンケートの回答者（全104人）のうち、9割以上の方が本事業に参加したことで環境への意識が変わったと回答しています。また、日常的に行なっている環境保全に繋がる取り組みについて調査したところ、以下の結果となりました。

| 回答項目         | 人数  |
|--------------|-----|
| ごみの分別・減量に努める | 68人 |
| エコバッグを持つ     | 58人 |
| こまめな節電をする    | 50人 |
| 水を出しっぱなしにしない | 46人 |

#### ●みたか環境ひろば

委員が日頃から行なっている環境活動や、三鷹市内で見つけた環境に関するスポット等の情報を誌面としてまとめ、市民に広く周知しています。

また、委員以外の市民から寄せられた記事や、環境学習イベントの案内を掲載する等、市民が環境に関する情報交換を行なう機会となっています。



## (2) 事務事業編

市は、ハード面での取り組みとして、施設や設備の改修・更新等に合わせ、国等の補助金を活用し、温室効果ガス削減の取り組みを進めてきました。

平成 26 年度（2014 年度）までに市庁舎において窓ガラスの複層ガラス化や、執務室等の照明器具（約 1,600 台）の LED 照明器具への交換を進めてきました。その他、市立小中学校の屋上に太陽光発電設備の設置を進め、平成 28 年度（2016 年度）には、南浦小学校と第三中学校に太陽光発電設備と蓄電池を導入し、「災害時に強く、低炭素な地域づくり」を進めてきました。

また、平成 24 年度（2012 年度）には、ごみの処理施設である環境センターが、調布市所在のふじみ衛生組合クリーンプラザふじみに移管しました。平成 29 年度（2017 年度）に開設した三鷹中央防災公園・元気創造プラザでは、隣接するクリーンプラザふじみからごみの焼却に伴う熱を利用した電力と余熱を利用する等、施設の統廃合等による効率化と温室効果ガスの削減に努めてきました。

ソフト面での取り組みとして、市の事務及び事業においては、国際規格である ISO14001 : 2015 の認証を取得した「三鷹市環境マネジメントシステム」を導入し、環境負荷の低減と事務事業の効率化、職員や市民、事業者の環境配慮行動を、外部評価を取り入れたマネジメントのもとに推進しています。その他の公共施設においては、市独自の「簡易版環境マネジメントシステム」と「学校版環境マネジメントシステム」を運用し環境負荷の低減の取り組みを進めています。

表 5 太陽光発電設備導入状況

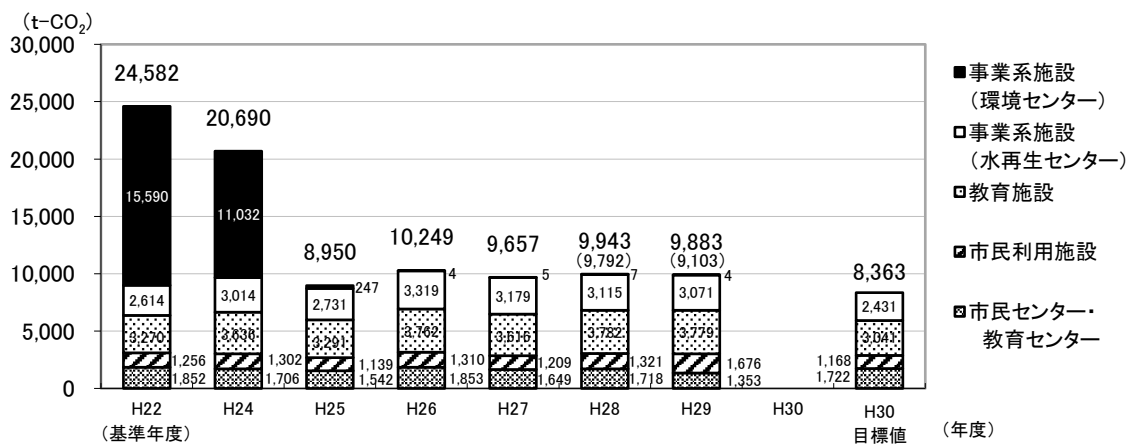
| 導入年度              | 施設名        | 最大出力    |
|-------------------|------------|---------|
| 平成 13 年度（2001 年度） | 三鷹市立高山小学校  | 3.34kW  |
| 平成 21 年度（2009 年度） | 市役所本庁舎     | 3.6kW   |
| 平成 22 年度（2010 年度） | 三鷹市立東台小学校  | 30kW    |
| 平成 23 年度（2011 年度） | 三鷹市立第二小学校  | 10kW    |
| 平成 24 年度（2012 年度） | 三鷹市立第三小学校  | 30kW    |
| 平成 28 年度（2016 年度） | 三鷹市立南浦小学校※ | 21.2 kW |
|                   | 三鷹市立第三中学校※ | 21.2 kW |

※蓄電池を同時設置

表 6 その他の新エネ・省エネ設備等導入状況

| 年度                    | 施設名                  | 設備名                         | 導入数      |
|-----------------------|----------------------|-----------------------------|----------|
| 平成 21 年度<br>（2009 年度） | 市役所本庁舎               | 真空複層ガラス                     | -        |
| 平成 22 年度<br>（2010 年度） | 市役所第二庁舎              | 真空複層ガラス                     | -        |
|                       |                      | LED 照明器具及び高効率照明器具           | 673 台    |
| 平成 26 年度<br>（2014 年度） | 市役所本庁舎               | LED 照明器具                    | 1,600 台  |
| 平成 28 年度<br>（2016 年度） | 市内街路灯                | LED 照明器具                    | 10,821 台 |
|                       | 三鷹中央防災公園・<br>元気創造プラザ | ふじみ衛生組合の廃棄物焼却による<br>電力・余熱供給 | -        |

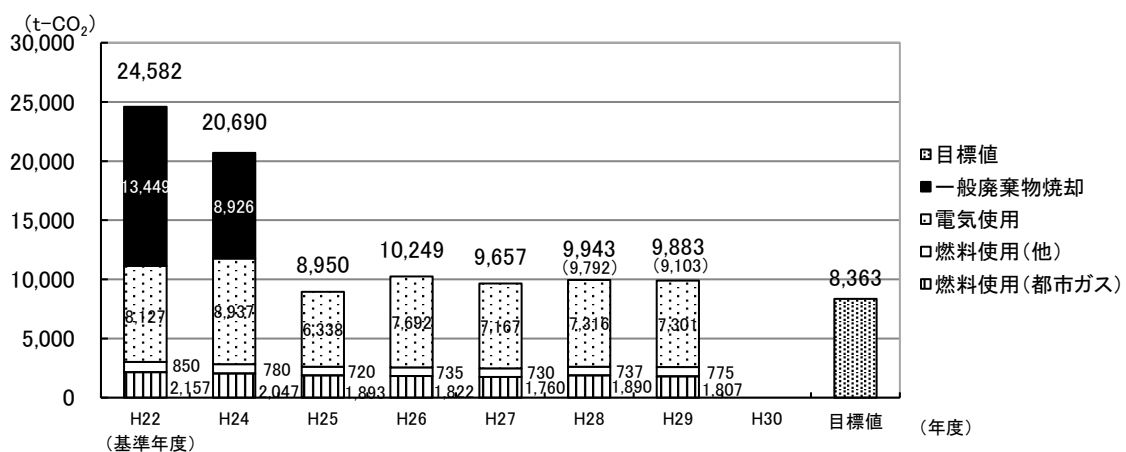
これらの取り組みを踏まえ、市の直営施設における温室効果ガス総排出量は、平成 24 年度（2012 年度）にごみの処理施設である環境センターが稼働を停止し、算定の対象外になったことから、全体としては大幅な削減となっています。電気や都市ガスの使用等に伴う排出量も基準年度に対し減少しているものの、目標達成には至っていません。指定管理者等施設（管理等委託施設）の使用量についても、電気、都市ガス、液化石油ガス（LPG）等すべての項目において減少していますが、目標達成には至っていません。市の事務及び事業全体（直営施設と指定管理者等施設（管理等委託施設））の電気使用量は、基準年度の平成 22 年度（2010 年度）から平成 24 年度（2012 年度）までは、減少していますが、平成 25 年度（2013 年度）以降は概ね横ばいの状況となっています。平成 28 年度（2016 年度）以降は、三鷹中央防災公園・元気創造プラザのプレオープンや本格開設に伴い増加しています。



※温室効果ガス排出量は、環境センターが稼働停止したことにより平成 25 年度以降大幅に削減されています。（稼働停止後は、施設の維持管理に伴う僅かな電気使用量が含まれます。）

※（ ）内数値は三鷹中央防災公園・元気創造プラザ（H28 プレオープン、H29 本格開設）を除いた排出量の合計値  
 ※前計画（第 3 期計画）の算定範囲及び算定方法における結果であり、本計画で示す値とは差異があります。

図 13 前計画期間における直営施設の削減目標と施設系統別達成状況

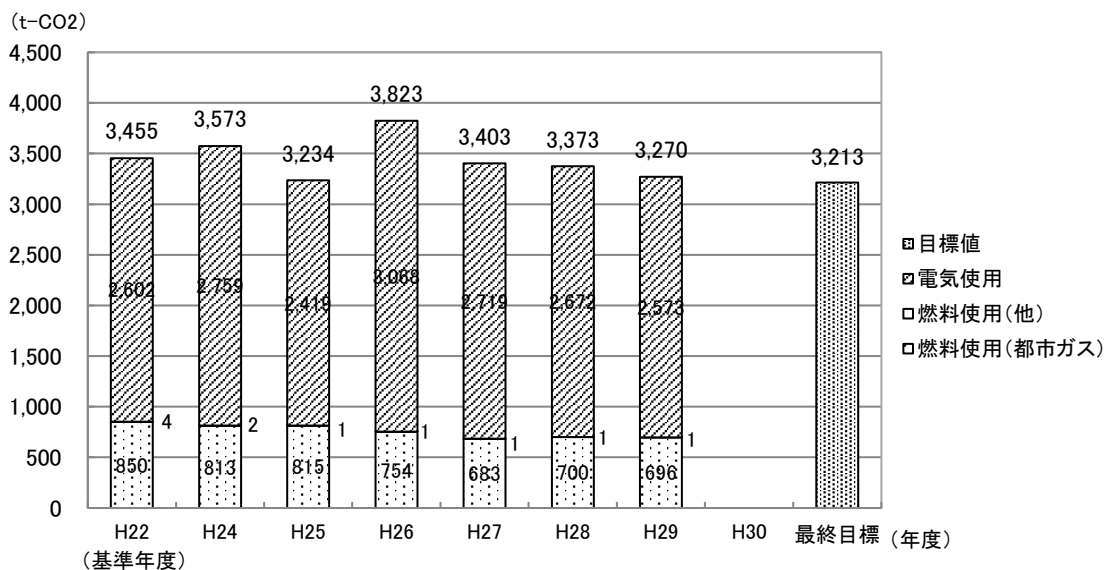


※（ ）内数値は三鷹中央防災公園・元気創造プラザ（H28 プレオープン、H29 本格開設）を除いた排出量の合計値  
 ※「電気使用」は、環境センターの維持管理に伴う電気使用量が算定に含まれます。

※「燃料使用（他）」は、燃料使用（都市ガス以外）、自動車の走行、カーエアコンの使用

※前計画（第 3 期計画）の算定範囲及び算定方法における結果であり、本計画で示す値とは差異があります。

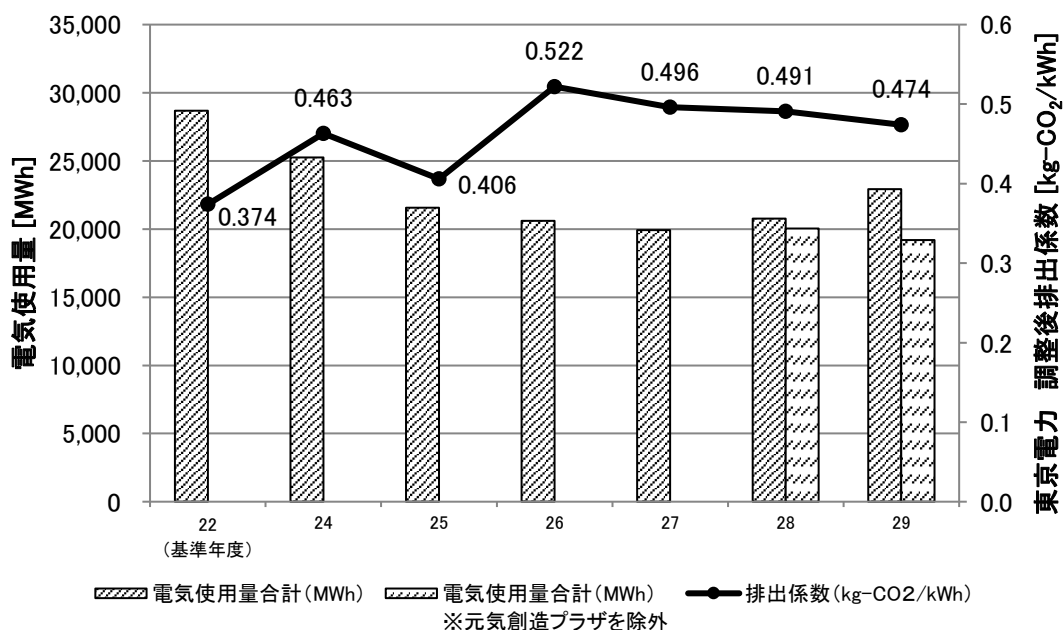
図 14 前計画期間における直営施設の削減目標とエネルギー種別排出状況



※前計画（第3期計画）の算定範囲及び算定方法における結果であり、本計画で示す値とは差異があります。

図 15 前計画期間における指定管理者等施設（管理委託等施設）の削減目標と達成状況

温室効果ガス総排出量の増加要因の一つとして、平成 23 年（2011 年）に発生した東日本大震災の影響により原子力発電所が停止に伴う化石燃料による発電の割合が高まり、電気の排出係数が基準年度より高い値で推移していることが挙げられます。

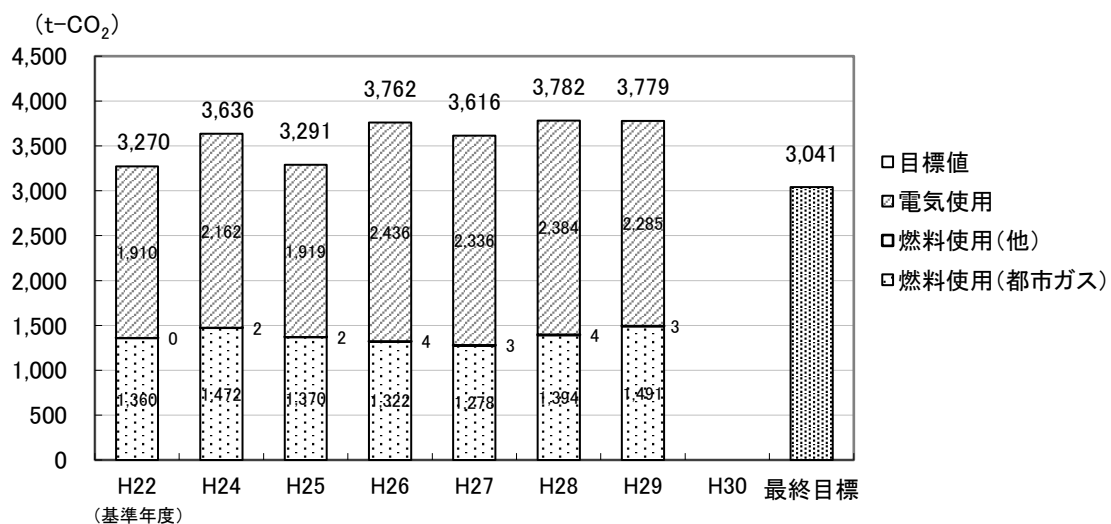


※前計画（第3期計画）の算定範囲及び算定方法における結果であり、本計画で示す値とは差異があります。

図 16 電気使用量及び排出係数の推移（直営施設＋指定管理者等施設（管理委託等施設））

その他、教育施設（市立小・中学校）からの温室効果ガス排出量は、児童・生徒数の増加に伴い、学級数が増加したことや、中学校の特別教室等への空調設備の整備を進めたことにより、平成 26 年度（2014 年度）以降やや増加傾向にあります。





※前計画（第3期計画）の施設区分と本計画で示す施設区分とは差異があります。

図 17 教育施設（市立小・中学校）の排出量の経年変化

一方で、三鷹中央防災公園・元気創造プラザは、隣接するクリーンプラザふじみからごみの焼却に伴う熱を利用した電力と余熱を利用していることから、延床面積及び利用者数が統廃合前の旧施設（第一・第二体育館、福祉会館等）の約2倍以上の規模の施設であるにもかかわらず、環境への負荷はその規模と比較して小さい施設であることが伺えます。

## 第3章 基本方針

### 3-1 地球温暖化に係る三鷹市の課題

前計画までの着実な取り組みを踏襲しつつ、第4期計画においては、国の掲げる削減目標に見合った高い削減目標を設定し、温室効果ガス削減の取り組みをより一層進めていく必要があります。

第2章の「三鷹市のこれまでの取り組みと評価」を踏まえ、三鷹市が温室効果ガス削減の目標を達成するための課題を次のように整理します。

#### (1) 市全域における温室効果ガス削減のための課題

市全域における温室効果ガスの排出は民生部門（家庭・業務）由来が大半であり、その内訳として電気の使用による排出量が多いことが特徴です。また、業務用冷凍空調機器やエアコンの使用、廃棄物の処理等に由来する二酸化炭素以外のガスの排出量も増加傾向にあります。

すなわち、地球温暖化対策の推進は、私たちのライフスタイルと密接な関係があることを意味しています。

例えば、国が行なった「平成29年度 家庭部門のCO<sub>2</sub>排出実態統計調査」の結果では、高齢者世帯は、外出が少ない、エネルギー効率が悪い時代の電気製品を大切に長く使用している等の理由から、若中年世帯に比べ、一人あたりの二酸化炭素排出量が一般的に多い傾向にあるとされています。

さらに、東京都地球温暖化防止活動推進センターが行なった「平成27年度 家庭の省エネ行動阻害要因等調査」の結果からは、家庭や事業所内における省エネ行動に関する知識が不足していることや、省エネルギーよりも機能性や快適性を求めたいという考えが優先されてしまうこと等が、省エネルギー行動を阻害する要因とされています。

したがって、第4期計画において市全域の温室効果ガスを削減するためには、民生部門（家庭）、民生部門（業務）からの排出量削減に重点を置き計画を策定・推進していく必要があります。市民、事業者は、地球温暖化の問題を主体的に認識し、自ら率先して行動していくことが課題です。また、市は、市民、事業者への活動支援、模範的な取り組みの展開や共有を図ることが課題です。さらに市民、事業者、市が協働しながら取り組みを進めていくことが重要です。

## (2) 市の事務及び事業の温室効果ガス削減のための課題

市の事務及び事業においては、基準年度に対して温室効果ガスの排出量は減少していますが、目標達成には至っていません。

「三鷹市公共施設等総合管理計画」によれば、市民一人あたりの公共建築物延床面積は多摩地区 26 市や区部より低い 1.69 m<sup>2</sup>/人となっており、市民の皆さんにご理解いただきながら、無駄の少ないコンパクトな運用を行なっています。一方で、築年別にみると、市においては、昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて、多くの公共建築物が集中的に建設されました。そのピークは、昭和 46 (1971) 年、昭和 48 (1973) 年で、すでに築 40 年を超えています。市では段階的に施設の更新や改修に取り組んでいますが、既存の設備の老朽化が進み、エネルギー効率が低下している可能性があります。

また、一般電気事業者における電力の排出係数は依然として高止まりしている状況です。

したがって、第 4 期計画において市の事務及び事業の温室効果ガスを削減するためには、公共施設における改修や設備の更新に合わせ、省エネルギー設備の優先的な導入や再生可能エネルギーの利用を引き続き進める等、より一層の電気使用量等の削減等、省資源・省エネルギーの取り組みを進めていく必要があります。

また、温室効果ガスを削減する一つの方法として、排出係数の低い電気事業者からの電力調達を進めることを検討していくとともに、排出係数を引き下げる取り組みを進めるよう、機会を捉え国等に要望していく必要があります。

## 3-2 取り組みの基本方針

地球温暖化に係る三鷹市の課題に対応するため、以下の方針に基づく温室効果ガスの削減策の展開を図ります。

### (1) 家庭における省エネの着実な推進

意識啓発や家庭における省エネ行動を促すための取り組みや情報提供等ソフト面での対応を引き続き進めるとともに、エネルギー消費の見える化や新エネルギー・省エネルギー設備の導入を促進するための取り組み等ハード面での対応を進め、家庭における省エネ型のライフスタイルの浸透を図ります。

### (2) 国・都の施策と連動した事業者等対策の推進

市全域から排出される温室効果ガスの約3割を占める民生部門（業務）の削減は、今後とも三鷹市の大きな課題の一つとなります。国や都においては、事業所ビルや中小事業者等を主な対象とする先進的な施策を展開しています。事業者は、これら施策の積極的な利用を図るなど、省エネ型の事業活動を推進していきます。市は、これら国や都の先進的な施策との連携を図りながら、特に中小事業者において、意識啓発等のソフト面や、設備機器・建物等のハード面の取り組みに繋がるような補助制度に関する情報提供を行なうとともに、支援策についても検討を進めていきます。

### (3) 市の率直的な対策の推進

これまで一定の成果を挙げてきた各種環境マネジメントシステムによる省資源・省エネルギーの取り組みをより一層進めていきます。

公共施設や設備の更新や改修の際には、国や東京都の補助制度等の活用を検討しつつ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー効率の高い設備への更新等、率直的な対策を検討するとともに、市民や事業者に対する省エネルギーの意識醸成が図られるような設備の導入、運用及び啓発を進めます。

さらに、建設から50年以上を経過した市庁舎等の建て替えについて、「第4次三鷹市基本計画（第1次改定）」の主要事業として位置付けており、環境への配慮を志向し、脱炭素の追求にさらに寄与できる庁舎の実現に向けて、検討を進めています。

### (4) 実効性のある対策の推進

市全域から排出される温室効果ガスの排出特性を踏まえ、低炭素社会への歩みを見据えた上で戦略的な目標設定を図り、ターゲットを明確化した実効性のある対策を展開します。実行性のある対策の展開にあたっては、まず模範となるべき市の事務及び事業に係る推進体制を見直し、実効性のあるカーボン・マネジメント体制の構築を行ないます。

また、市においては電気による温室効果ガスの排出割合が大きいことから、温室効果ガス削減の取り組みの一つとして、排出係数の低い低炭素型の電力調達の検討を進める等、より一層の温室効果ガス排出量の削減に努めます。

### 3-3 計画達成に向けたロードマップ

計画の達成に向け、前項の基本方針に従いながら、以下のような道筋を立てて、取り組みを進めていきます。

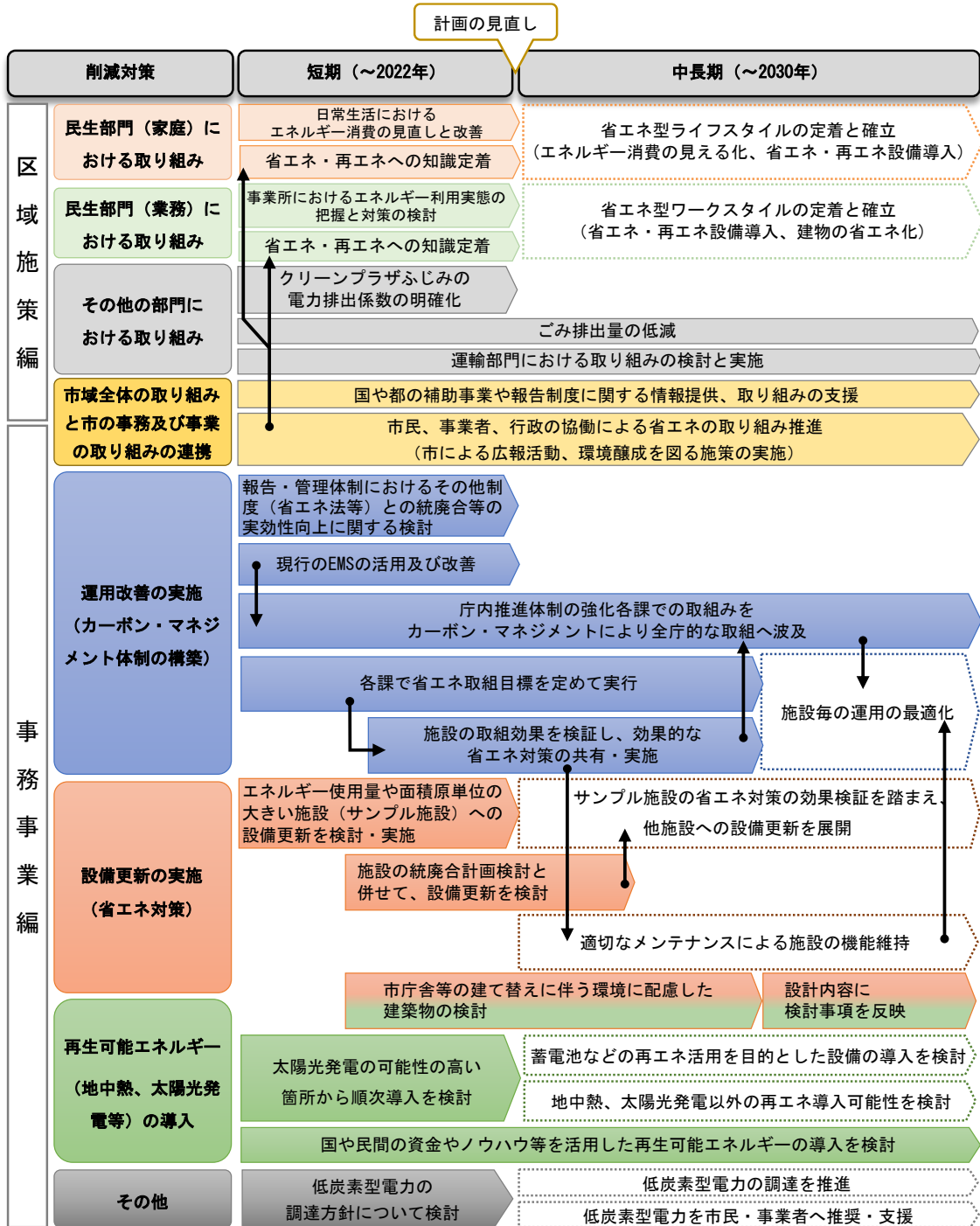


図 18 計画達成に向けたロードマップ

## 第4章 区域施策編

### 4-1 三鷹市全域における温室効果ガスの排出状況

#### (1) 温室効果ガス総排出量の推移

「温室効果ガス排出量算定手法の標準化 区市共通版」(※6 以下「オール東京標準化手法」という。)に基づき、市全域から排出される温室効果ガス排出量を算定しました。

市全域における部門別の二酸化炭素排出状況をみると、民生部門(家庭)、民生部門(業務)、運輸部門(自動車)の占める割合が特に高くなっています。主要排出源のうち運輸部門(自動車)は平成18年(2006年)以降、減少傾向が続くものの、引き続き自動車の燃費改善や利用抑制等の定着に向けた施策が求められます。一方、民生部門(家庭)、民生部門(業務)では、東日本大震災後の平成24年(2012年)以降は減少傾向がみられますが、全体の約7割近くを占めており、市全域から排出される温室効果ガス総排出量を削減する上で、両部門の排出量の抑制が大きな課題となっています。

なお、微増ながら二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量も増加傾向にあります。このような10年間の実績値による部門別の傾向を推計値に使用していきます。

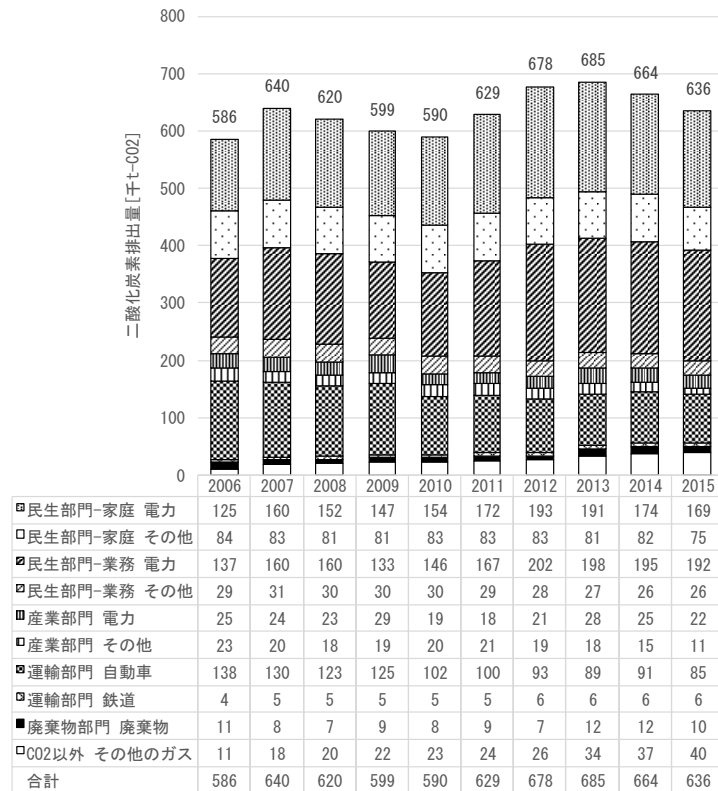


図 19 三鷹市の部門別二酸化炭素排出量

※6 都内区市町村では、平成19年度(2007年度)より共同で「みどり東京・温暖化防止プロジェクト(オール東京62市区町村共同事業)」に取り組んでおり、その一環として、温室効果ガス排出量の算定において共通の基盤となる、標準的算定手法のマニュアルを作成しています。

同算定手法では、全国平均値ではなく都の統計情報等を活用する等、東京都の地域特性を反映し、より実態に近い温室効果ガス排出量が算定できるよう工夫がされています。

表 7 温室効果ガス排出量の算定方法概要

| 部門  | 電力・都市ガスの算定方法 | 電力・都市ガス以外のエネルギーの算定方法   |  |
|-----|--------------|--|--|
| 産業  | 農業           | 都の燃料消費原単位に活動量（農家数）を乗じる。  |  |
|     | 建設業          | 都の建設業燃料消費量を建築着工床面積で按分する。                                       |  |
|     | 製造業          | <p>■電力：「電力・都市ガス以外」と同様に算定。</p> <p>■都市ガス：工業用供給量を計上。発電用途は除外。</p>  | 都内製造業の業種別製造品出荷額当たり燃料消費量に当該区市の業種別製造品出荷額を乗じることにより算定。                                     |
| 民生  | 家庭           | <p>■電力：従量電灯、時間帯別電灯、深夜電力を推計し積算。</p> <p>■都市ガス：家庭用都市ガス供給量を計上。</p> | LPG、灯油について、世帯当たり支出（単身世帯、二人以上世帯を考慮）に、単価、世帯数を乗じ計上する。<br>なお、LPG は都市ガスの非普及エリアを考慮する。        |
|     | 業務           | <p>■電力：区内総供給量のうち他の部門以外を計上。</p> <p>■都市ガス：商業用、公務用、医療用を計上。</p>    | 都の建物用途別の床面積当たり燃料消費量に当該区内の床面積を乗じることにより算出する。床面積は、都や各区市の統計書等を基に固定資産の統計、都の公有財産、国有財産から推計する。 |
| 運輸  | 自動車          | —  | 都の自動車関連のエネルギー消費量から、走行量当たりのエネルギー消費原単位を計算し、区内走行量を乗じることにより推計。                             |
|     | 鉄道           | 鉄道会社別電力消費量より、乗降車人員別燃料消費原単位を計算し、区内乗降車人員数を乗じることにより推計する。          | 平成 18 年度（2006 年度）現在、貨物の一部を除き、都内にディーゼル機関は殆どないため、算定しないものとする。                             |
| その他 | 一廃           | —  | 廃棄物発生量を根拠に算定。  |

表 8 温室効果ガス別排出量

| 温室効果ガス種別      |                  | 平成<br>12年度 | 平成<br>13年度 | 平成<br>14年度 | 平成<br>15年度 | 平成<br>16年度 | 平成<br>17年度 | 平成<br>18年度 | 平成<br>19年度 | 平成<br>20年度 | 平成<br>21年度 | 平成<br>22年度 | 平成<br>23年度 | 平成<br>24年度 | 平成<br>25年度 | 平成<br>26年度 | 平成<br>27年度 |
|---------------|------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 二酸化炭素         | CO <sub>2</sub>  | 581        | 571        | 623        | 677        | 620        | 616        | 575        | 622        | 600        | 577        | 567        | 605        | 652        | 651        | 627        | 596        |
| メタン           | CH <sub>4</sub>  | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          | 1          |
| 一酸化二窒素        | N <sub>2</sub> O | 6          | 6          | 6          | 6          | 5          | 5          | 5          | 5          | 5          | 4          | 3          | 3          | 3          | 2          | 2          | 2          |
| ハイドロフルオロカーボン類 | HFCs             | 6          | 6          | 7          | 7          | 7          | 6          | 5          | 13         | 15         | 17         | 19         | 20         | 23         | 30         | 34         | 36         |
| パーフルオロカーボン類   | PFCs             | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 六ふっ化硫黄        | SF <sub>6</sub>  | 0          | 1          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 合計            | —                | 595        | 585        | 637        | 691        | 633        | 629        | 586        | 640        | 620        | 599        | 590        | 629        | 678        | 685        | 664        | 636        |

※図 19 の合計値と整合を取るために数値を微修正しているため、各種別の温室効果ガスの総和と合計の値は一致しません。

## 4-2 三鷹市全域の将来排出量

「4-1 三鷹市全域における温室効果ガスの排出状況」で示した温室効果ガス排出量の推移を踏まえ、市全域における将来の排出量について推計を行ないました。

### (1) 推計条件

#### ① 推計の方法

平成18年(2006年)から、最新の現状値把握が可能な平成27年(2015年)までの10年間のCO<sub>2</sub>排出量の実績値に基づき、回帰分析を行ない近似式を求めました。

#### ② 将来人口・世帯数

将来の人口・世帯数は、「第4次三鷹市基本計画(第1次改定)」第Ⅲ編三鷹市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」「総合戦略」に記載された国立社会保障・人口問題研究所による平成42年度(2030年度)までの人口推計値に基づき、以下のとおりとしています。

表9 人口推計値

|           | 平成27年度<br>(2015年) | 平成32年度<br>(2020年) | 平成34年度<br>(2022年) | 平成37年度<br>(2025年) | 平成42年度<br>(2030年) |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 人口[人]     | 186,936           | 191,106           | 192,184           | 193,800           | 195,364           |
| 世帯数       | 90,226            | 94,293            | 94,954            | 95,922            | 96,932            |
| 世帯数[人/世帯] | 2.07              | 2.03              | 2.02              | 2.02              | 2.02              |

#### ③ 電気使用に伴う排出係数

温室効果ガスのうち電気使用に伴うものは、電力使用量に電気の温室効果ガス排出係数を乗じて求めており、同排出係数は、原子力や火力等の発電施設の稼働状況に応じ、毎年、変動しています。

将来推計にあたっては、直近の現状値に基づくこととし、平成27年(2015年)の排出係数を用いることとします。ただし、今後、国の長期エネルギー需給の見通しに示されているように、火力発電の効率向上や再生可能エネルギーに係る電源の増加、原子力発電所の再稼働等社会情勢の変動することが考えられます。

※ オール東京標準化手法における電力のCO<sub>2</sub>排出係数は、東京都の公表している「エネルギー環境計画書」及び「エネルギー状況報告書」の集計結果に基づき、都内に電力を供給している小売電気事業者のCO<sub>2</sub>排出係数の平均値を使用しています。



## (2) 推計結果

市全域の温室効果ガス排出量は、計画の最終年度である平成42年度（2030年度）において、585,000t-CO<sub>2</sub>と予測されます。

平成25年度（2013年度）比で見ると、平成34年度（2022年度）までに9.8%、平成42年度（2030年度）までに計14.5%、年平均0.86%の排出量の低減が見込まれます。

全体的に減少傾向となっているのは、平成23年（2011年）の東日本大震災以降の節電の意識が高まったことを受けて平成24年（2012年）以降から減少傾向に転じている結果が推計値に反映されているものと考えられます。

部門別にみると、民生部門（家庭）・民生部門（業務）からの排出量が大きな割合を占めており、民生部門（家庭）の排出量と運輸部門（自動車）による排出量が減少傾向となっています。一方で、民生部門（業務）の排出量は概ね横ばいの傾向が見られ、民生部門（業務）の節電による温室効果ガス削減が最も大きな課題といえます。家庭の排出量減少傾向については、人口推計結果より人口が増加しているものの、下記の図「世帯当たりの家庭の電力使用量」に示すように、民生部門（家庭）における電力使用量が減少傾向にあることが要因と考えられます。

廃棄物部門（廃棄物）やCO<sub>2</sub>以外その他の温室効果ガスの排出量は、増加傾向にあり、特にその他の温室効果ガスによる排出を抑制していく必要があります。

表 10 三鷹市全域の部門別温室効果ガス排出量一覧（推計値）

単位：千t-CO<sub>2</sub>

| 区分                 | 実績値                        |                    |                    | 推計値                |                    |                    |                    |                    |                    |                    |                    |        |
|--------------------|----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------|
|                    | 2013年度<br>(平成25年度)<br>基準年度 | 2014年度<br>(平成26年度) | 2015年度<br>(平成27年度) | 2016年度<br>(平成28年度) | 2017年度<br>(平成29年度) | 2018年度<br>(平成30年度) | 2019年度<br>(平成31年度) | 2020年度<br>(平成32年度) | 2022年度<br>(平成34年度) | 2025年度<br>(平成37年度) | 2030年度<br>(平成42年度) |        |
| 民生部門-家庭            | 電力                         | 191                | 174                | 169                | 173                | 171                | 169                | 167                | 165                | 161                | 154                | 142    |
|                    | その他                        | 81                 | 82                 | 75                 | 78                 | 77                 | 76                 | 75                 | 74                 | 72                 | 69                 | 64     |
|                    | 計                          | 272                | 256                | 244                | 250                | 248                | 245                | 242                | 240                | 233                | 224                | 206    |
| 民生部門-業務            | 電力                         | 198                | 195                | 192                | 190                | 190                | 191                | 191                | 192                | 193                | 195                | 198    |
|                    | その他                        | 27                 | 26                 | 26                 | 26                 | 25                 | 25                 | 24                 | 23                 | 22                 | 21                 | 18     |
|                    | 計                          | 226                | 221                | 218                | 215                | 215                | 215                | 215                | 215                | 216                | 216                | 216    |
| 産業部門               | 電力                         | 28                 | 25                 | 22                 | 22                 | 21                 | 21                 | 20                 | 20                 | 19                 | 19                 | 17     |
|                    | その他                        | 18                 | 15                 | 11                 | 16                 | 15                 | 15                 | 15                 | 15                 | 14                 | 14                 | 13     |
|                    | 計                          | 46                 | 40                 | 33                 | 37                 | 37                 | 36                 | 35                 | 35                 | 34                 | 32                 | 30     |
| 運輸部門               | 鉄道                         | 6                  | 6                  | 6                  | 6                  | 6                  | 6                  | 6                  | 6                  | 6                  | 6                  | 6      |
|                    | 自動車                        | 89                 | 91                 | 85                 | 86                 | 84                 | 82                 | 81                 | 79                 | 77                 | 73                 | 68     |
|                    | 計                          | 95                 | 97                 | 91                 | 92                 | 90                 | 88                 | 87                 | 85                 | 83                 | 79                 | 74     |
| 廃棄物部門              | 廃棄物                        | 12                 | 12                 | 10                 | 11                 | 11                 | 11                 | 11                 | 12                 | 12                 | 13                 | 14     |
| CO <sub>2</sub> 以外 | その他のガス                     | 34                 | 37                 | 40                 | 35                 | 36                 | 37                 | 38                 | 39                 | 40                 | 42                 | 45     |
| 合計                 |                            | 685                | 664                | 636                | 641                | 637                | 633                | 629                | 626                | 618                | 606                | 585    |
| 削減率                |                            | -                  | -3.1%              | -7.2%              | -6.4%              | -7.0%              | -7.5%              | -8.1%              | -8.6%              | -9.8%              | -11.5%             | -14.5% |

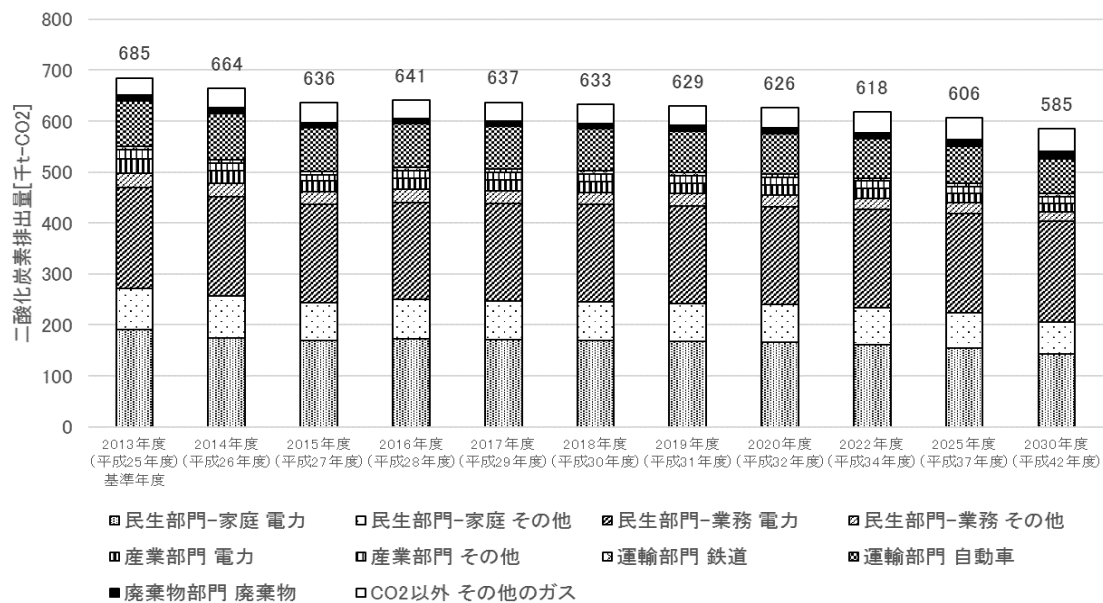


図 20 三鷹市全域の部門別温室効果ガス排出量グラフ (推計値)

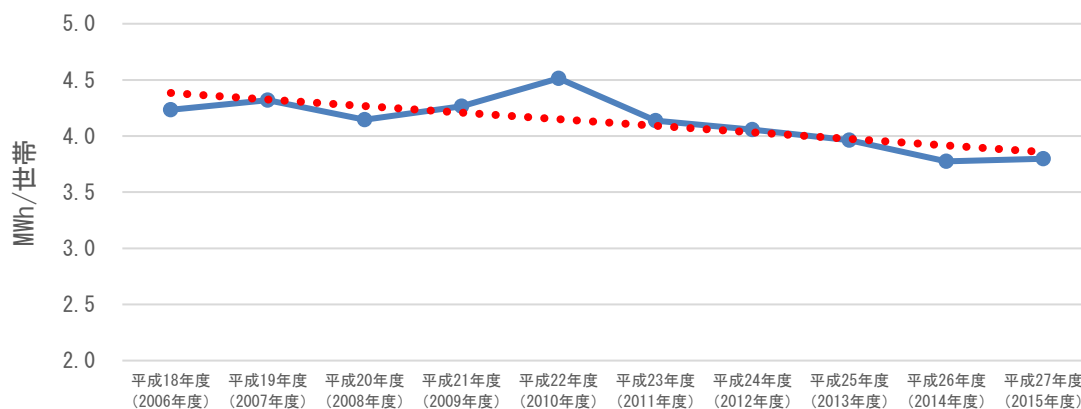


図 21 世帯あたりの家庭の電力使用量

市全域から排出される温室効果ガスの排出量については、平成 24 年（2012 年）まで増加傾向が続いてきましたが、その後、民生部門（家庭）の減少傾向があることや自動車利用に伴う排出量が減少する等、総排出量は減少傾向にあります。市の将来人口は増加傾向にあるものの、一世帯当たりの電気使用量は平成 24 年（2012 年）以降減少傾向にあるため、国や都の高い削減目標と整合性を取りながら計画を進めていくためにも、引き続きエネルギー使用量の抑制が必要となってきます。

市では、将来的な再生可能エネルギー等の技術革新を見据えた上で、省エネ型のライフスタイルを定着させ、低炭素社会にふさわしい環境負荷の低い暮らし・事業活動の基礎を築いていくことが重要と考えられます。

三鷹市においては、これまでの省エネ対策等を継続した場合、将来の人口動向等を踏まえても、基準年度となる平成 25 年度（2013 年度）に対し、最終年度（平成 42 年度（2030 年度））まで計 14.5%、年平均 0.86%（約 1%程度）の温室効果ガスの削減が予測されます。

### 4-3 削減目標

|   |
|---|
| 基準年度：平成 25 年度（2013 年度）<br>計画期間：平成 31～42 年度（2019 年度～2030 年度）<br>短期目標：平成 34 年度（2022 年度）、（2013 年度比）13.7%の削減<br>長期目標：平成 42 年度（2030 年度）、（2013 年度比）21.7%の削減<br>（なお、2030 年度に電気の排出係数が 0.37 となった場合 33.0%の削減） |
|---|

温室効果ガス排出量の推計から基準年度となる平成 25 年度（2013 年度）に対し、最終年度（平成 42 年度（2030 年度））まで計 14.5%の削減となることが予想されます。市全域の排出量の推計では、国の各部門における削減目標と整合を図りながら進めていく目標値には足りません。そのため、削減目標の設定にあたっては、目標値に向けてバックキャストイングを行ない、各部門における努力目標として次のような設定をしています。

民生部門（家庭）の電力使用量を毎年 1.5%ずつ削減、民生部門（業務）の電力使用量を毎年 1.3%ずつ削減、産業部門の電力使用量を毎年 1.0%ずつ削減、廃棄物による排出量を、三鷹市ごみ処理総合計画と整合を図り平成 34 年度（2022 年度）までに 4.12%の削減、平成 42 年度（2030 年度）までに推計により 7.34%の削減を見込み、削減目標を設定します。

東日本大震災による影響や全市的な省エネルギー活動の浸透による温室効果ガスの着実な削減傾向を継続的に定着させていくため、年平均 1.28%削減の推計値を目標とすることとし、計画期間の 12 年間において計 21.7%の長期の削減目標を設定します。

電気の排出係数による変動は本計画に大きく影響を与えますが、国の長期エネルギー需給の見通し及び地球温暖化対策計画の中では、平成 42 年度（2030 年度）における電気の排出係数は 0.37kg-CO<sub>2</sub>/kWh になることを想定しています。将来的な電力使用の推計結果をふまえ、平成 42 年度（2030 年度）における電気の排出係数が 0.37 kg-CO<sub>2</sub>/kWh になったと想定すると、上記 21.7%の削減率は、33.0%の削減率となることが予測されます。

そのため、今後の社会情勢等の動向を見極めながら、見直しが必要となるため、短期の目標を 13.7%と設定し、必要が生じた場合には目標の見直しを図ることとします。

なお、CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガスの排出量については、ハイドロフルオロカーボン類（エアコンや冷蔵庫等の冷媒として使用され、CO<sub>2</sub>と比較して最大で 1 万倍以上の強力な温室効果を保有。）の使用量の増加に伴い、排出量も増加傾向にあることから、平成 42 年度（2030 年度）までに 32.6%の増加が見込まれます。そのため、主にエアコン等機器の使用時におけるフロン類の漏えいを抑制する必要があることから、平成 27 年 4 月に施行された、「フロン排出抑制法」に基づく適正な管理に関する周知等を行ない、更なる排出量抑制を図っていきます。

表 11 各部門削減目標に基づく温室効果ガス排出量

単位:千t-CO<sub>2</sub>

| 区分                 | 実績値            |            |            | 目標値<br>(電気排出係数:0.492-平成27年度) |          |            |          | 目標値<br>(電気排出係数:0.37) |          |            |          | 国の地球温暖化対策計画における目標<br>(電気排出係数:<br>0.37) |                 |
|--------------------|----------------|------------|------------|------------------------------|----------|------------|----------|----------------------|----------|------------|----------|--|-----------------|
|                    | 平成25年度<br>基準年度 | 平成26<br>年度 | 平成27<br>年度 | 平成34<br>年度                   | 基準<br>年比 | 平成42<br>年度 | 基準<br>年比 | 平成34<br>年度           | 基準<br>年比 | 平成42<br>年度 | 基準<br>年比 |  |                 |
| 民生部門<br>家庭         | 電力             | 191        | 174        | 169                          | 152      | -20.5%     | 134      | -29.6%               | 135      | -29.2%     | 101      | -47.0%                                 | 家庭部門<br>39.3%削減 |
|                    | その他            | 81         | 82         | 75                           | 72       | -11.0%     | 64       | -21.5%               | 72       | -11.0%     | 64       | -21.5%                                 |                 |
|                    | 計              | 272        | 256        | 244                          | 224      | -17.7%     | 198      | -27.2%               | 208      | -23.7%     | 165      | -39.4%                                 |                 |
| 民生部門<br>業務         | 電力             | 198        | 195        | 192                          | 176      | -11.4%     | 158      | -20.2%               | 157      | -21.1%     | 119      | -40.0%                                 | 業務部門<br>39.8%削減 |
|                    | その他            | 27         | 26         | 26                           | 22       | -17.8%     | 18       | -33.6%               | 22       | -17.8%     | 18       | -33.6%                                 |                 |
|                    | 計              | 226        | 221        | 218                          | 198      | -12.2%     | 176      | -21.9%               | 179      | -20.7%     | 137      | -39.3%                                 |                 |
| 産業部門               | 電力             | 28         | 25         | 22                           | 20       | -28.5%     | 19       | -34.0%               | 18       | -36.3%     | 14       | -50.4%                                 | 産業部門<br>6.5%削減  |
|                    | その他            | 18         | 15         | 11                           | 14       | -19.2%     | 13       | -26.2%               | 14       | -19.2%     | 13       | -26.2%                                 |                 |
|                    | 計              | 46         | 40         | 33                           | 35       | -24.9%     | 32       | -31.0%               | 32       | -29.7%     | 27       | -41.1%                                 |                 |
| 運輸部門               | 鉄道             | 6          | 6          | 6                            | 6        | -7.2%      | 6        | -7.2%                | 6        | -7.2%      | 6        | -7.2%                                  | 運輸部門<br>27.6%削減 |
|                    | 自動車            | 89         | 91         | 85                           | 77       | -14.0%     | 68       | -23.4%               | 77       | -14.0%     | 68       | -23.4%                                 |                 |
|                    | 計              | 95         | 97         | 91                           | 83       | -13.5%     | 74       | -22.3%               | 83       | -13.5%     | 74       | -22.3%                                 |                 |
| 廃棄物部門              | 廃棄物            | 12         | 12         | 10                           | 11       | -4.1%      | 11       | -7.3%                | 11       | -4.1%      | 11       | -7.3%                                  | -               |
| CO <sub>2</sub> 以外 |                | 34         | 37         | 40                           | 40       | 19.9%      | 45       | 32.6%                | 40       | 19.9%      | 45       | 32.6%                                  |                 |
| 合計                 |                | 685        | 664        | 636                          | 591      | -13.7%     | 536      | -21.7%               | 553      | -19.2%     | 459      | -33.0%                                 | 24.9%削減※        |
| 削減率                |                | -          | -3.1%      | -7.2%                        | -13.7%   |            | -21.7%   |                      | -19.2%   |            | -33.0%   |  |                 |

※国の計画における全体の24.9%削減は、エネルギー起源CO<sub>2</sub>削減目標を示しています。廃棄物部門やCO<sub>2</sub>以下は非エネルギー起源CO<sub>2</sub>として取り扱っています。

## 4-4 目標達成のための取り組み

### (1) 市民・事業者の主体的な行動

目標の達成に向けては、市全域から排出される温室効果ガス排出量の7割を占める民生部門（家庭）及び民生部門（業務）における排出量の抑制が非常に重要となります。

したがって市民及び事業者において省エネ型のライフスタイル・省エネ型の事業活動の一層の浸透を図ることにより、温室効果ガスの排出削減を進めることとし、その具体的な取り組みについて事例等を紹介します。

#### ① 市民（家庭）の主な取り組み

各家庭に普及している家電等の機器製品について、日々の生活の中で、比較的取り組みやすい省エネ対策の事例を紹介します。

##### ア) リビングルーム

| エリア                       | 具体的な取り組み                          | 年間削減効果                  |
|---------------------------|-----------------------------------|-------------------------|
| エアコン<br>・<br>テレビ          | 冷房時の室温は28℃を目安にする。(エアコン)           | 14.8kg-CO <sub>2</sub>  |
|                           | 暖房時の室温は20℃を目安にする。(エアコン)           | 26.0 kg-CO <sub>2</sub> |
|                           | 冷房時のエアコンの使用時間を1日1時間減らす。           | 9.2 kg-CO <sub>2</sub>  |
|                           | 暖房時のエアコンの使用時間を1日1時間減らす。           | 19.9 kg-CO <sub>2</sub> |
|                           | 電気カーペットは必要最低限の部分だけ温める。            | 44.0 kg-CO <sub>2</sub> |
|                           | 電気カーペットの設定温度は「強」から「中」にする。         | 91.0 kg-CO <sub>2</sub> |
|                           | 暖房は外出や寝る20分前にスイッチオフ。余熱で暖をとる。      | 13.5 kg-CO <sub>2</sub> |
|                           | フィルタをこまめに掃除する。(月2回程度)             | 15.6 kg-CO <sub>2</sub> |
|                           | 扇風機の風量「強」「弱」を使い分け。                | 6.4 kg-CO <sub>2</sub>  |
|                           | テレビをつけている時間を1日1時間減らす。             | 8.2 kg-CO <sub>2</sub>  |
| テレビの画面は明るすぎないように設定する。     | 13.3 kg-CO <sub>2</sub>           |                         |
| パソコン<br>・<br>掃除機          | 部屋を片付けてから掃除機をかける。                 | 2.7 kg-CO <sub>2</sub>  |
|                           | モップや雑巾を使って掃除機をかける時間を減らす。          | 8.0 kg-CO <sub>2</sub>  |
|                           | 掃除機はフローリングや畳は「弱」、じゅうたんは「強」で使い分ける。 | 20.3 kg-CO <sub>2</sub> |
|                           | パソコン(デスクトップ)を使う時間を1日1時間減らす。       | 15.5 kg-CO <sub>2</sub> |
|                           | パソコン(ノート)を使う時間を1日1時間減らす。          | 2.7 kg-CO <sub>2</sub>  |
| パソコン(デスクトップ)の電源オプションの見直し。 | 6.2 kg-CO <sub>2</sub>            |                         |
| 照明                        | 白熱電球の使用時間を1日1時間減らす。               | 9.6 kg-CO <sub>2</sub>  |
|                           | 蛍光灯の使用時間を1日1時間減らす。                | 2.2 kg-CO <sub>2</sub>  |
|                           | 白熱電球をLED電球に交換する。                  | 45.0 kg-CO <sub>2</sub> |
|                           | 照明を長時間使わない時は壁スイッチをオフにする。          | 2.0 kg-CO <sub>2</sub>  |
| こたつ編                      | こたつ布団に上掛けとこたつ敷布団を合わせて使う。          | 15.9 kg-CO <sub>2</sub> |
|                           | こたつの設定温度を低めに設定する。                 | 23.9 kg-CO <sub>2</sub> |

出典) 家庭の省エネハンドブック、平成30年3月、東京都地球温暖化防止活動推進センター

イ) キッチン・水回り

| エリア                        | 具体的な取り組み               | 年間削減効果                   |
|----------------------------|------------------------|--------------------------|
| キッチン                       | 冷蔵庫は壁から適切な間隔で設置する。     | 22.1 kg-CO <sub>2</sub>  |
|                            | 冷蔵庫は季節に合わせて設定温度を調節する。  | 30.2 kg-CO <sub>2</sub>  |
|                            | 冷蔵庫にはものを詰め込まない。        | 21.4 kg-CO <sub>2</sub>  |
|                            | 冷蔵庫は無駄な開閉をしない。         | 5.1 kg-CO <sub>2</sub>   |
|                            | 冷蔵庫を開けている時間を短くする。      | 3.0 kg-CO <sub>2</sub>   |
|                            | 電気ポットの長時間保温はしない。       | 52.6 kg-CO <sub>2</sub>  |
|                            | 炎が鍋底からはみ出ないようにする。      | 5.2 kg-CO <sub>2</sub>   |
|                            | 食器を洗うときは低温に設定する。       | 18.9 kg-CO <sub>2</sub>  |
| バス<br>・<br>トイレ<br>・<br>洗面所 | こまめにシャワーを止める。          | 27.8 kg-CO <sub>2</sub>  |
|                            | スイッチ付きシャワーヘッドを使う。      | 107.6 kg-CO <sub>2</sub> |
|                            | シャワーだけではなく、浴槽入浴を取り入れる。 | 9.3 kg-CO <sub>2</sub>   |
|                            | お風呂のふたを閉める。            | 38.2 kg-CO <sub>2</sub>  |
|                            | お風呂は間隔をあけずに続けて入る。      | 28.6 kg-CO <sub>2</sub>  |
|                            | 保温性の高い浴槽を選ぶ。           | 77.7 kg-CO <sub>2</sub>  |
|                            | 洗濯物はまとめて洗う。            | 14.5 kg-CO <sub>2</sub>  |
|                            | お風呂の残り湯で洗濯する           | 22.7 kg-CO <sub>2</sub>  |
|                            | 洗顔や歯磨き中、水の流しっぱなしをやめる。  | 2.6 kg-CO <sub>2</sub>   |
|                            | 使わない時は、電気便座のふたを閉める。    | 17.1 kg-CO <sub>2</sub>  |
|                            | 電気便座の設定温度を低くする。        | 12.9 kg-CO <sub>2</sub>  |
|                            | 温水洗浄便座の洗浄温水の温度を低くする。   | 6.7 kg-CO <sub>2</sub>   |

出典) 家庭の省エネハンドブック、平成 30 年 3 月、東京都地球温暖化防止活動推進センター

仮に、上記の取り組みを市民（家庭）において取り組まれた場合、0.9401t-CO<sub>2</sub>の削減効果を一世帯で生み出します。平成42年度(2030年度)における世帯数は96,932世帯と予測されるため、以下のような概算の削減効果が期待できます。

- すべての世帯で実施された場合： $0.9401 \times 96,932 / 1,000 = 91.1$  千 t-CO<sub>2</sub>  
(平成 25 年度 (2013 年度) 民生部門 (家庭) に比べて 33.5%削減)
- 75%の世帯で実施された場合： $0.9401 \times 96,932 / 1,000 = 68.3$  千 t-CO<sub>2</sub>  
(平成 25 年度 (2013 年度) 民生部門 (家庭) に比べて 25.1%削減)
- 50%の世帯で実施された場合： $0.9401 \times 96,932 / 1,000 = 45.6$  千 t-CO<sub>2</sub>  
(平成 25 年度 (2013 年度) 民生部門 (家庭) に比べて 16.7%削減)

そのため、市民（家庭）での取り組みも温室効果ガス削減にあたっては、とても重要な役割を担ってることがわかります。近年では電化製品の高効率化が進んでいるため、エアコンや照明、冷蔵庫、給湯器等の買い替えによっても省エネ対策は進むものと考えられます。

## ② 事業者（業務）の主な取り組み

中小事業所において取り組みやすい省エネ対策の事例を紹介します。中小事業所における取り組みの削減量は、家庭に比べて、事業所の大きい小さいといった規模によりCO<sub>2</sub>削減量が異なるため、削減率で表します。なお、東京都環境局では「エネルギー最適化プロジェクト」として具体的な簡易診断ツール等もインターネット上で配布しており、簡易試算が可能です。

(※参考 URL : <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/businesses/chuning.html>)

以下の事例は、「設備の最適化のススメ（東京都環境局 平成 30 年 3 月）」に示された実際の建物における測定値を基に算出した取り組み事例です。

| 建物概要                                       | 設備    | 主な実施対策              | 内容                               | 年間削減率 |
|--|-------|---------------------|----------------------------------|-------|
| 事務所ビル<br>(テナント)<br>約 6,000 m <sup>2</sup>  | 空調    | 空調運転開始時の外気導入の停止     | 外気処理空調機の運転時間を 4 時間/日短縮           | 4.0%  |
|  | 換気    | 屋内駐車場の換気量の抑制        | 給排気ファンの運転時間を 8 時間/日短縮            | 3.3%  |
|  | 空調    | 空調運転時間の適正化          | 空調機の運転開始時間を 2.5 時間/日短縮           | 0.1%  |
| 事務所ビル<br>(テナント)<br>約 14,000 m <sup>2</sup> | 換気    | 屋内駐車場の換気量の抑制        | 給排気ファン運転時間を 15 時間/日短縮            | 6.8%  |
|  | 空調    | 共用部の設定温度の緩和、停止      | 室温を 1℃緩和し、運転時間を 3.5 時間/日短縮       | 0.4%  |
|  | 換気    | 全熱交換機の適正な運用         | 全熱交換機の運転モードを自動換気に固定              | 0.4%  |
| 事務所ビル<br>(テナント)<br>約 25,000 m <sup>2</sup> | 照明    | 照度の適正化              | 執務室(2フロア)の照度を 700lx から 500lx に変更 | 1.0%  |
|  | 換気    | 倉庫等の換気量の制限          | 給排気ファンの運転時間を 14 時間/日短縮           | 0.2%  |
|  | 空調    | 室内温度の適正化            | 執務室の室温を 1℃緩和し、ルールを掲示             | 0.1%  |
|  | 空調    | 空調の範囲、オン・オフのルールを明確化 |                                  |       |
| 事務所ビル<br>約 4,000 m <sup>2</sup>            | コンセント | 冬期以外の便座ヒーターの停止等     | 便座ヒーター 27 台を冬期以外停止               | 0.7%  |
|  | 照明    | ランプの定期交換時に LED に更新  | 蛍光型ダウンライト 34 灯を LED32 灯に更新       | 0.3%  |
|  | 給湯    | 給湯時間・範囲の制限          | 給湯器 8 台を土曜日に停止                   | 0.2%  |
| 文化施設<br>約 17,000 m <sup>2</sup>            | 空調    | 電気室、機械室の室温の適正化      | 電気室の室温管理方法を変更                    | 0.7%  |
|  | 空調    | 空調設備のフィンコイル、フィルタの清掃 | チラーフィンコイルを洗浄                     | 0.4%  |
|  | 照明    | 始業時間前の点灯範囲の制限       | 床清掃時に半数の照明を消灯                    | 0.2%  |

出典) 設備の最適化のススメ、平成 30 年 3 月、東京都環境局



中小事業所の省エネ対策として特に運用しながら改善していくチューニング項目は、「一般管理」、「空調（個別）」、「空調（セントラル）」、「空調（共通）」、「換気」、「照明」「給排水・衛生・給湯」といった業種によらない共通項目が60項目、業種別（事務所、ホテル、学校、病院、商業等）の10項目があり、建物に応じた対策の検討が必要となります。簡易診断ツールの活用や省エネ診断の受診等を行ないながら、CO<sub>2</sub>削減への具体的な取り組みを実施していくことが重要となります。

## （２）市の施策

市は、公共施設への省エネルギー設備の導入や公共交通機関へのクリーンエネルギー自動車の導入を推進するとともに、新エネルギー（再生可能エネルギー）設備の導入の促進（助成制度）、省エネルギー活動を推進する人材の育成、高効率給湯器の導入の促進（助成制度）等、第4次三鷹市基本計画（第1次改定）に位置づける施策を展開します。また、市民、事業者が温室効果ガス排出を抑制するための意識啓発と環境活動の支援を行なっています。施策は第3期計画の内容を踏襲しながらも、社会情勢等に鑑みながら新たな施策展開も検討していきます。

### ① 市民・事業者の省エネ行動の支援

| 主な取り組み                      | 取り組み内容   |
|-----------------------------|--|
| 環境学習・環境活動の推進                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「みたか環境活動推進会議」との協働により、市民のニーズや環境意識の高揚、将来を担う子どもたちへの環境教育につながる情報発信や講座等を実施します。</li> <li>・環境活動を体系的に学習できる講座の開設や、様々な学習メニューの提供を行なうとともに、イベントやフィールドワークによる体験学習の機会を提供します。</li> <li>・広報紙やホームページによる啓発情報を充実していきます。</li> </ul> |
| 三鷹市環境基金を活用した環境活動の普及・啓発活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・三鷹市環境基金を活用し、市民、NPO、事業者等が高環境の創出をめざして行なう先導的な環境活動に対して顕彰を行ないます。</li> <li>・三鷹市環境基金を活用し、市民、NPO等が実施する環境活動の支援を行ないます。</li> </ul>  |
| 省エネルギー活動を推進する人材の育成          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策としての省エネルギー活動等の普及のため、省エネルギー活動に興味のある市民を対象に、市が実施する講習会を受講し、省エネルギーのノウハウを習得した市民が家庭や地域において、市と協働して普及啓発活動を行なう人材を育成します。</li> </ul>  |
| 新エネ・省エネ機器の導入支援等             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新エネルギー（再生可能エネルギー）・省エネルギー設備の導入に係る経費の一部を助成します。</li> <li>・国や東京都の再生可能エネルギー等に関する補助制度の情報を提供していきます。</li> <li>・三鷹市環境配慮制度に基づく太陽光発電設備等の設置誘導</li> </ul>   |



## ② 環境にやさしい交通環境の構築

| 主な取り組み                       | 取り組み内容   |
|------------------------------|--|
| みたかバスネットの推進                  | ・「コミュニティバス事業基本方針」に基づき、路線バスと補完交通としてのコミュニティバスの役割分担を踏まえ、地域特性に合わせたコミュニティバスの運行を進めます。  |
| 歩道・自転車走行空間のネットワーク化の検討及び整備の推進 | ・東京都、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、武蔵野市、西東京市、狛江市による「自転車走行空間に関する協議会」で、シンボルカラーやサイン等の統一を図ることやネットワーク化の研究に取り組んでいます。                                  |
| クリーンエネルギー自動車等の導入促進           | ・公共交通機関へのクリーンエネルギー自動車等の導入を促進します。<br>・環境負荷の少ない公共交通機関の普及に努めます。<br>・電気自動車（EV）等次世代交通の普及に向けた研究<br>・カーシェアリング等の普及浸透による自家用車総量抑制に向けた取り組みの検討 |
| サイクルシェア事業                    | ・ミニ実験、社会実験を踏まえた、サイクルシェア事業を実施し、駐輪場の効率的な利用と環境負荷の低減を図っていきます。  |
| 環境にやさしい道づくり                  | ・生活環境に配慮した舗装の整備<br>・街路樹・植栽の整備  |

## ③ 循環型社会への対応

| 主な取り組み               | 取り組み内容  |
|----------------------|---|
| 過剰包装・使い捨て商品の抑制       | ・過剰包装・使い捨て商品の抑制、レジ袋削減に努めていきます。<br>・使い捨て商品の生産・販売の抑制、リターナブル容器や詰め替え製品の普及、排出された後も、生産者が引き取り、リサイクルすること等を要請していきます。 |
| 事業系ごみの減量・資源化の推進      | ・市内の大規模事業所に対して減量計画書の届出を求めごみの減量、資源化を行なっていきます。  |
| 食品ロス対策として「三鷹市食べきり運動」 | ・食品ロスを削減するため「三鷹市食べきり運動」に協力する事業者を「三鷹市食べきり運動協力店等」として登録し、食品ロス削減を進めます。  |
| 環境に配慮した建設事業の推進       | ・再生資材等の活用の促進<br>・建設廃棄物の抑制及び再利用  |

#### ④ 緑を活かしたまちづくりの推進

| 主な取り組み             | 取り組み内容   |
|--------------------|--|
| 自然緑地の保全            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民緑地制度の活用を検討するとともに、緑地の保全や管理をボランティアやNPO等が行なう市民参加による緑地の保全・管理を進めていきます。</li> <li>・ 環境に配慮した地区計画等により、地域のまちづくり連携しながら緑地の保全を図っていきます。</li> <li>・ 質の高い自然緑地については、計画的に公有化を図り、恒久的な保全に努めます。</li> </ul>   |
| 農地の保全と活用           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農作物の生産、ヒートアイランド現象の緩和、震災時の一時避難場所等、多機能を持つ貴重な緑であるため、「三鷹市農地の保全に向けた基本方針」に基づき農地の保全・活用を進めていきます。</li> </ul>   |
| 緑のリサイクル            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落ち葉や剪定枝等の堆肥化と堆肥利用の促進を図ります。</li> </ul>   |
| 生物多様性に配慮した空間の保全・再生 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川や公園等を整備する際には、自然の生態系に配慮していきます。</li> <li>・ 従来の植物による緑化や雑木林の適正な管理等、自然の生態系の維持に努めていきます。</li> <li>・ 公園や学校等の身近な施設にビオトープの整備を市民参加により行なっていきます。</li> <li>・ 道路や公園等の公共施設の緑化には、花や実のなる樹木や草花を植栽し、多様な緑を形成していきます。</li> <li>・ 民間の大規模施設の建設に併せて、ビオトープの整備を要請していきます。</li> </ul> |
| 公共施設等の緑化・公園化       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設の屋上や壁面等の緑化を積極的に行なっていきます。</li> <li>・ 小中学校においては、地域の拠点となるよう学校緑化を推進していきます。</li> </ul>   |
| 民有地の緑化             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民、事業者との協働で取り組む民有地の緑化を推進します。</li> <li>・ 緑化基準に基づき、開発事業や施設の建設等における緑化の指導を行なっていきます。</li> <li>・ 接道部緑化助成の拡充や屋上・ベランダ緑化に対する助成支援の検討等、民有地の緑化に対する支援の充実を図っていきます。</li> <li>・ 緑の協定を活用した事業所等の緑化を働きかけていきます。</li> </ul>  |

⑤ 低炭素社会の実現に向けた調査・研究

| 主な取り組み                            | 取り組み内容  |
|-----------------------------------|---|
| <p>サステナブル都市の在り方・実現策等の研究</p>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内プロジェクト・チームにより、市独自のサステナブル都市の視点として、「環境保全」「緑・農地の保全」「経済発展」「社会・文化」「交通・エネルギー」の5つの視点を包含する施策を検討します。</li> </ul>  |
| <p>「環境配慮型都市「スマートコミュニティ」の研究・推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で効率的にエネルギーを活用する仕組みの研究を進めます。</li> <li>・三鷹まちづくり総合研究所「サステナブル都市三鷹研究会」の報告を踏まえて、創エネ・蓄エネによる低炭素化エネルギーマネジメントや三鷹駅前再開発、三鷹中央防災公園・元気創造プラザ整備事業、東京外かく環状道路整備事業の周辺地区をモデル事業とする環境に配慮したまちづくりを研究していきます。</li> </ul> |
| <p>「エネルギーコスト・マネジメント」の研究・推進</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コスト削減の観点に基づく省エネ対策等を検討していきます。</li> <li>・公共施設の維持管理や新たな施設の建設に際し、環境への配慮及びエネルギーの有効活用を図り公共施設の管理適正化を進めます。</li> <li>・行政自ら効果的なエネルギー利用を率先して行なうことによって、環境への負荷の少ないまちづくりを推進します。</li> </ul>                    |

### (3) 国・都の施策と連動した事業者等対策の推進

国においては、経済産業省による「エネルギー使用合理化等事業者支援事業（省エネルギー投資促進に向けた支援補助金）」や、環境省による「業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO<sub>2</sub>促進事業」等のように、事業所ビルにおける設備導入による建築物の省エネルギー化を推進する施策が展開されています。また、CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断事業等の事業所ビルのエネルギー消費実態を明らかにする事業に対して、補助を行なっています。

東京都においては、地球温暖化対策報告書制度やカーボンレポート制度等、中小事業者等におけるエネルギー消費の算定・公表を促進する制度が運用されています。また、省エネルギー診断の無料実施を進める等、国と同様に建築物の省エネルギー化に係る実態調査を支援しています。

市においては、これら国や都の先進的な施策の取り組みを活用し、密な連携を図るとともに、特に中小事業者を中心とする市内事業者が、これらの施策や制度に対して有意義に取り組むことのできるよう、情報提供や支援策について検討と実施を進めます。また、国や東京都の施策でカバーできない範囲の省エネルギー対策については、市による独自の支援メニューについて模索していきます。

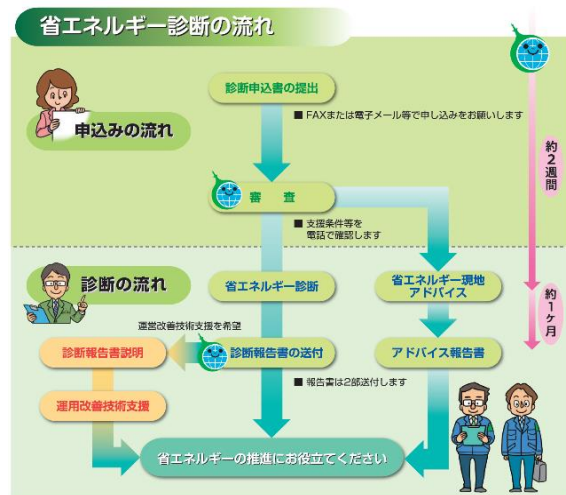


図 22 都による省エネ診断フロー

### 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金 平成30年度予算案額 600.4億円（672.6億円）

省エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
省エネルギー課  
03-3501-9726

| 事業目的・概要   | 事業イメージ   |
|---|--|
| <p><b>事業目的・概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工場・事業場、住宅、ビルにおける省エネ関連投資を促進することで、エネルギー消費効率の改善を促し、徹底した省エネを推進します。</li> <li>① 省エネルギー設備への入替支援<br/>工場等における省エネ設備への入替促進のため、対象設備を限定しない「工場・事業場単位」（複数事業者が連携する設備入替を含む）、申請手続きが簡易な「設備単位」での支援を行います。</li> <li>② ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH：ゼッチ）の導入・実証支援<br/>ZEHの普及目標を掲げたZEHビルダーにより建築されるZEH+（現行のZEHより省エネを更に深掘りするとともに、設備のより効率的な運用等により太陽光発電等の自家消費率拡大を目指したZEH）の導入や集合住宅におけるZEHの実証等を支援します。</li> <li>③ ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB：ゼブ）の実証支援<br/>ZEBの実現・普及のためのガイドライン作成、ZEBを推進する設計事務所や建築業者、オーナーの発掘・育成等を目的に、ZEBの構成要素となる高断熱建材・設備機器等を用いた実証を支援します。</li> <li>④ 次世代省エネ建材の導入支援<br/>既存住宅の断熱・省エネ性能の向上を図るため、工期短縮可能な高性能断熱建材や蓄熱・調湿等の付加価値を有する省エネ建材の導入を支援します。</li> </ul> <p><b>成果目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成42年省エネ見通し（5,030万kl削減）達成に寄与します。</li> <li>平成32年までに新築戸建住宅の過半数のZEH実現と公共建築物におけるZEB実現及び、省エネリフォーム件数の倍増を目指します。</li> </ul> <p><b>条件（対象者、対象行為、補助率等）</b></p> <p>補助 (①1/2,1/3,1/4 ②戸建：定額 集合：2/3 ③2/3 ④1/2)</p> <p>国 → 民間企業等 → 事業者等</p> | <p><b>事業イメージ</b></p> <p>① 工場・事業場単位での支援<br/>省エネ事業者の活用による効率改善<br/>設備更新<br/>省エネ事業者が連携した取組<br/>省エネ 事業者A<br/>増エネ 事業者B<br/>設備更新<br/>上工程<br/>統合・集約<br/>下工程<br/>A+B 全体で省エネ<br/>半製品の供給<br/>上工程<br/>下工程<br/>製品</p> <p>②、③ ZEH/ZEBとは<br/>大幅な省エネを実現した上で、再生可能エネルギーにより、年間で消費するエネルギー量をまかなうことを目指した住宅/建築物<br/>エネルギーを極力必要としない<br/>エネルギーを上手に使う<br/>エネルギーを創る</p> <p>④ 次世代省エネ建材の導入支援<br/>高性能断熱建材や新たな付加価値を有する省エネ建材の導入を支援<br/>断熱パネル<br/>既存壁<br/>断熱材<br/>調湿材<br/>蓄熱材<br/>蓄熱や調湿による消費エネルギー低減<br/>工期を短縮して断熱改修<br/>ドアの断熱</p> |

図 23 国による支援メニューの一例

### ◇新エネルギー・省エネルギー設備設置助成制度の実績◇

平成 16 年度（2004 年度）から、市民、事業者が、新エネルギー（再生可能エネルギー）・省エネルギー設備を導入する際にかかる経費の一部について、環境基金を活用し助成しています。

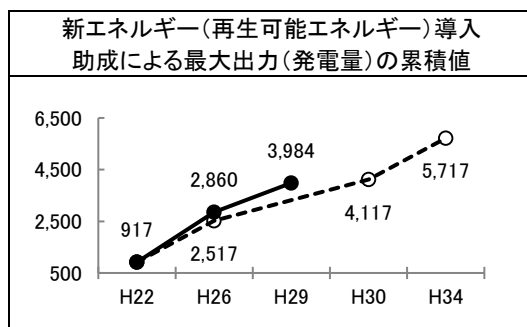
平成 16 年度（2004 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までに市民、事業者が設置（931 件）した太陽光発電設備等の累積発電量（最大出力量）は、約 23,943,000kWh（※1）で、これに伴う二酸化炭素累積削減量は、約 11,349t-CO<sub>2</sub>（※2）です。

※1：過去の実績値から求めた 1kW あたりの平均発電量に基づく推計（燃料電池コージェネレーションの発電量を含む）

※2：排出係数：0.000474t-CO<sub>2</sub>（H29 年度の排出係数（環境省発表））

●新エネルギー（再生可能エネルギー）導入助成による最大出力（発電量）の累積値と目

| 計画策定時    | 前期実績値    | 達成値      | 中期目標値    | 目標値      |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 平成 22 年度 | 平成 26 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 34 年度 |
| 917kW    | 2,860kW  | 3,984kW  | 4,117kW  | 5,717kW  |



### ◇食べきり運動の推進（食品ロス）◇

食品ロスの削減に向け、平成 30 年（2018 年）5 月 30 日（ゴミゼロの日）から「三鷹市食べきり運動」を実施しています。

「三鷹市食べきり運動」では、市民、事業者、市（庁内）への啓発活動と食べきり運動協力店を募集・認定し、ごみの減量、排出抑制を推進しています。

協力店には、協力店認定ステッカーや啓発ポスター等掲示します。

●食べきり運動強力店認定要件（2 項目以上）

- ①小盛りメニュー等の導入
- ②食べ残しを減らすための呼びかけ
- ③食べ残しを減らすための特典の付与
- ④食べ残しを減らすための啓発活動
- ⑤食品衛生を考慮したうえでの持ち帰り希望者への対応
- ⑥既存のリサイクル協力店認定要件のうち「ばら売り・量り売り」を満たしている店舗

●協力店認定数の目標

平成 30 年度（2018 年度）10 店舗、平成 31 年度（2019 年度）30 店舗、平成 32 年度（2020 年度）50 店舗



#### 4-5 計画の推進、進捗管理・公表

市全域から排出される温室効果ガスを削減するためには、市民、団体、事業者、市が自らの生活や事業活動の中で温室効果ガスの削減対策に取り組むことが重要です。

実行計画（区域施策編）については、市民、団体、事業者、市及び「みたか環境活動推進会議」といった地域の様々な主体が連携・協働して、計画を推進していきます。

実行計画（区域施策編）の進捗管理については、「三鷹市環境保全審議会」において目標の達成状況等の進捗管理を行なっていきます。また、実績等については、広報・ホームページ等を通じて公表します。

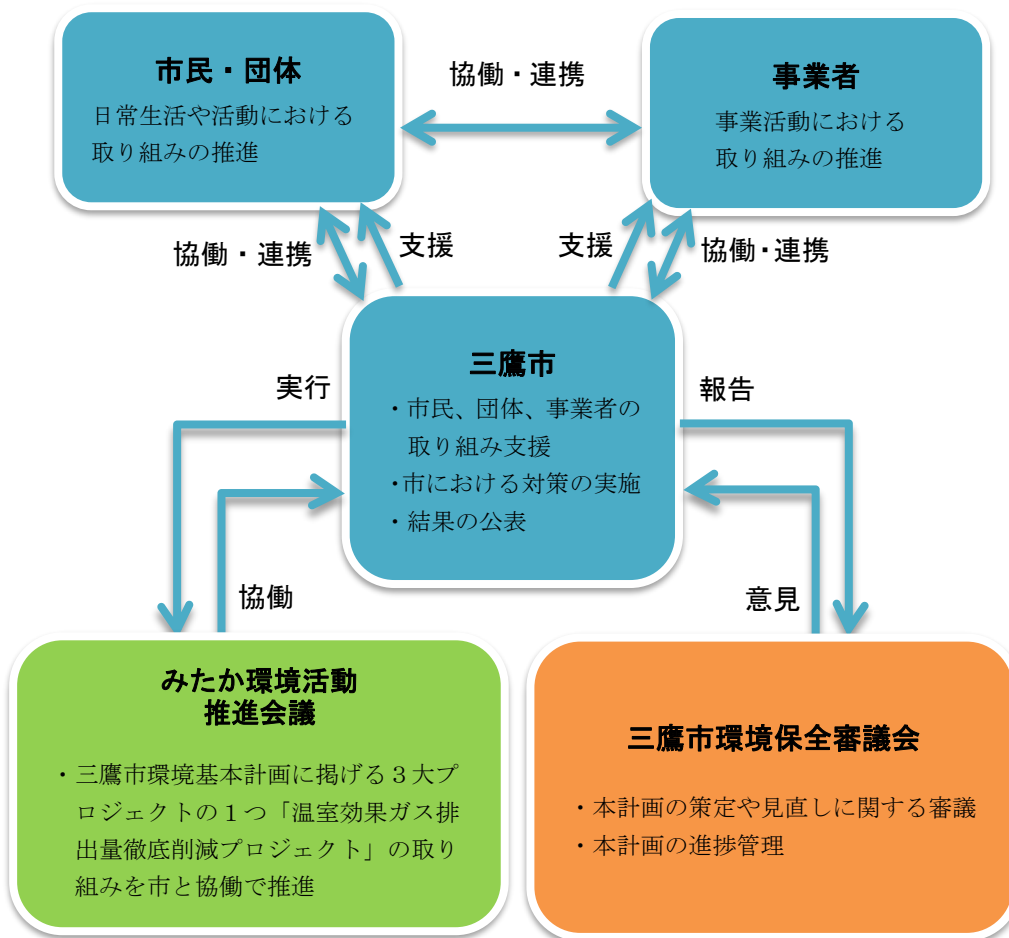


図 24 区域施策編における推進体制



## 第5章 事務事業編

### 5-1 対象施設

市の事務及び事業に関わる全ての対象施設については、第3期計画で設定した5施設区分を下表に示す平成29年3月環境省発行の「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル Ver. 1.0」（以下、「策定マニュアル」という。）に基づき、施設区分を見直し、目標の達成状況等を評価することとします。

また、第3期計画に引き続き、市の事務及び事業に関わる全ての温室効果ガスの削減対策を推進するため、公の施設の管理に関する権限を委任する指定管理者制度における指定管理者等に管理を委任・委託している施設（以下「指定管理者等施設」という。）についても対象に含め、指定管理者等の協力を得ながら排出量の把握と積極的な省エネ施策を進めていきます。

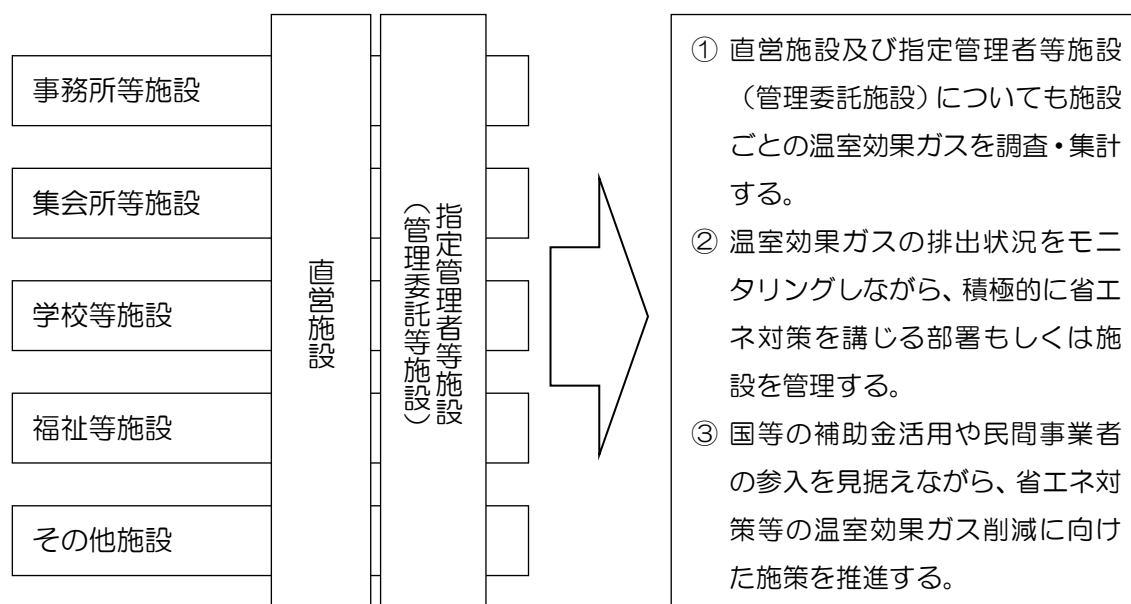


図 25 事務事業編の対象施設

表 12 策定マニュアルの用途分類に基づく建築物用途

| 用途分類   | 具体的な建築物用途                                     |
|--------|---|
| 事務所等施設 | 官公署（庁舎等）、コミュニティ・センター、地区公会堂、市政窓口               |
| 集会所等施設 | 図書館、美術館、劇場・音楽ホール、多目的ホール、会議場、体育館、武道館、プール、グラウンド |
| 学校等施設  | 保育園、小学校、中学校                                   |
| 福祉等施設  | 老人ホーム、障害者支援施設、児童養護施設                          |
| その他施設  | 駐輪場、公衆トイレ、水再生センター                             |

## 5-2 市の事務及び事業における温室効果ガスの排出状況

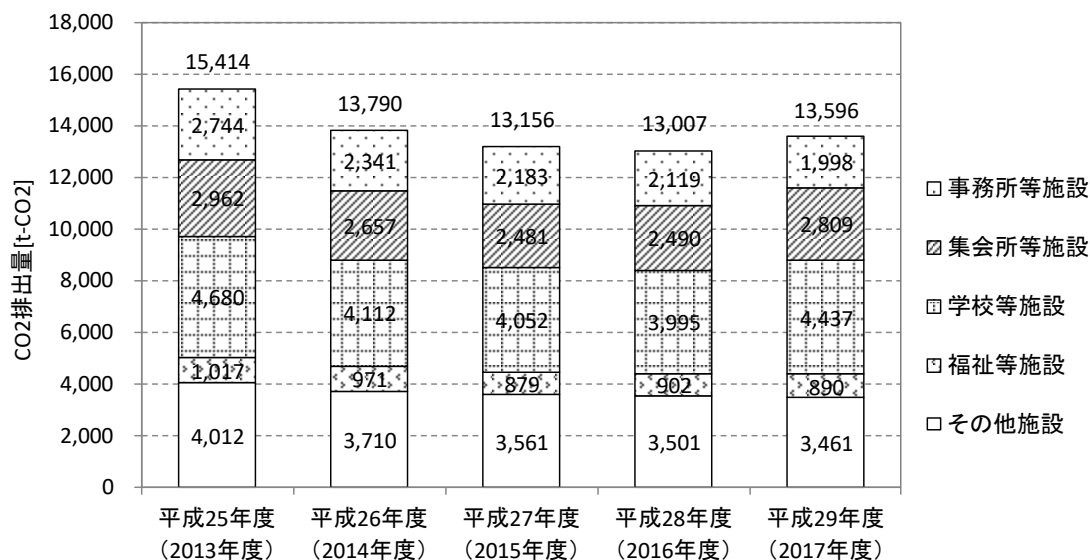
市では、平成14年(2002年)に「三鷹市地球温暖化対策実行計画」を策定し、以降、第2期計画及び第3期計画として策定し、市の事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出削減に取り組んできました。

平成29年度(2017年度)の市の事務及び事業に伴う総排出量は、13,596 t-CO<sub>2</sub>となっており、基準年度(平成25年度)に対し11.8%減の1,818.6 t-CO<sub>2</sub>となっています。

年度ごとの合計で見ると、平成25年度(2013年度)から平成28年度(2016年度)までは緩やかに減少し、その後、平成29年度(2017年度)に588.1 t-CO<sub>2</sub>の増加となっています。

施設区分別の状況を見ると、平成29年度(2017年度)に「集会所等施設」の排出量の増加が大きくなっていますが、その主因は、平成29年(2017年)4月に三鷹中央防災公園・元気創造プラザが開設されたためであると考えられます。次いで「学校等施設」が平成26年度(2014年度)以降やや増加傾向がみられます。これは、市立小・中学校において、児童・生徒数の増加に伴い、学級数が増加したことや、中学校の特別教室等への空調設備の整備を進めたことにより、排出量が増加したと考えられます。

なお、事務及び事業に伴う温室効果ガスの算定に際しては、「地球温暖化対策推進法」において算出方法が定められており、排出係数は同法に基づく値を用い算出しています。



※市の事務及び事業に伴う排出量は、「地球温暖化対策の推進に係る法律施行令」に基づき算出していますが、同施行令は平成22年(2010年)に改定され、一部の排出係数が変更されました。また、実行計画(事務事業編)における電気の排出係数は、環境省の「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(本編)」に基づき、当該年数の1年前(n-1)年における実排出係数を用いて新たに算出を行なっています。また、後述する事務事業編の範囲においても直営施設だけでなく、指定管理者等施設における排出量も含まれています。そのため、過年度との報告による排出量の数値とは異なります。

図 26 三鷹市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量



### 5-3 市の事務及び事業に伴う将来排出量

#### (1) 推計条件

市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量については、「地球温暖化対策推進法」において定められている排出係数により算出します。

第3期計画の電気使用由来のCO<sub>2</sub>排出量の算定及び将来推計にあたっては、東京電力(株)(現 東京電力エナジーパートナー(株))の調整後排出係数を用いていました。しかし、本計画では、環境省の策定マニュアルに基づき、より実態に沿った推計条件を設定するため、各施設における年度ごとの契約先である電力事業者の実排出係数を用いています。

以上の条件に基づいて、第3期計画期間のCO<sub>2</sub>排出量を算定し、関連の強い近似曲線を採用して、将来のCO<sub>2</sub>排出量を推計しています。

表 13 地球温暖化対策推進法に基づく排出係数

| 対象項目          |               | 第一ガス                                       |                                  | 第二ガス                                       |                                 |
|---------------|---------------|--|----------------------------------|--|---------------------------------|
|               |               | 排出係数                                       | 発熱量                              | 排出係数                                       |                                 |
| 燃料使用          | ガソリン          | 0.0183 kg-C/MJ                             | 34.6 MJ/L                        | -  |                                 |
|               | 灯油            | 0.0185 kg-C/MJ                             | 36.7 MJ/L                        | -  |                                 |
|               | 軽油            | 0.0187 kg-C/MJ                             | 37.7 MJ/L                        | -  |                                 |
|               | A重油           | 0.0189 kg-C/MJ                             | 39.1 MJ/L                        | -  |                                 |
|               | 液化石油ガス(LPG)   | 0.0161 kg-C/kg                             | 50.8 MJ/kg                       | -  |                                 |
|               | 都市ガス          | 0.0136 kg-C/Nm <sup>3</sup>                | 44.8 MJ/Nm <sup>3</sup>          | -  |                                 |
| 電気使用(一般電気事業者) |               | (下表参照)                                     | -                                | -  |                                 |
| 自動車の走行        | ガソリン          | 普通・小型乗用車                                   | 0.00001 kg-CH <sub>4</sub> /km   | -  | 0.000029 kg-N <sub>2</sub> O/km |
|               |               | 軽自動車                                       | 0.00001 kg-CH <sub>4</sub> /km   | -  | 0.000022 kg-N <sub>2</sub> O/km |
|               |               | 普通貨物車                                      | 0.000035 kg-CH <sub>4</sub> /km  | -  | 0.000039 kg-N <sub>2</sub> O/km |
|               |               | 小型貨物車                                      | 0.000015 kg-CH <sub>4</sub> /km  | -  | 0.000026 kg-N <sub>2</sub> O/km |
|               |               | 軽貨物車                                       | 0.000011 kg-CH <sub>4</sub> /km  | -  | 0.000022 kg-N <sub>2</sub> O/km |
|               |               | 特種用途車                                      | 0.000035 kg-CH <sub>4</sub> /km  | -  | 0.000035 kg-N <sub>2</sub> O/km |
|               | 軽油            | 普通・小型乗用車                                   | 0.000002 kg-CH <sub>4</sub> /km  | -  | 0.000007 kg-N <sub>2</sub> O/km |
|               |               | 普通貨物車                                      | 0.000015 kg-CH <sub>4</sub> /km  | -  | 0.000014 kg-N <sub>2</sub> O/km |
|               |               | 小型貨物車                                      | 0.0000076 kg-CH <sub>4</sub> /km | -  | 0.000009 kg-N <sub>2</sub> O/km |
|               |               | 特種用途車                                      | 0.000013 kg-CH <sub>4</sub> /km  | -  | 0.000025 kg-N <sub>2</sub> O/km |
| HFC-134a      | カーエアコンの使用     | 0.01 kgHFC/台・年                             | -                                | -  |                                 |
| 一般廃棄物の焼却      | 一般廃棄物全量       | 0.00095 kg-CH <sub>4</sub> /t              | -                                | 0.0567 kg-N <sub>2</sub> O/t               |                                 |
|               | 廃プラスチック(合成繊維) | 624 kg-C/t                                 | -                                | -  |                                 |
|               | 廃プラスチック(その他)  | 754 kg-C/t                                 | -                                | -  |                                 |
| 下水処理          |               | 0.00088 kg-CH <sub>4</sub> /m <sup>3</sup> | -                                | 0.00016 kg-N <sub>2</sub> O/m <sup>3</sup> |                                 |

表 14 電気事業者別・年度別排出係数(t-CO<sub>2</sub>/kWh)と再エネ導入比率(%)

| 年度                | 排出係数(左:t-CO <sub>2</sub> /kWh)・再エネ導入比率(右:%) |     |          |     |          |     |          |     |          |     |
|-------------------|---|-----|----------|-----|----------|-----|----------|-----|----------|-----|
|                   | H24   |     | H25      |     | H26      |     | H27      |     | H28      |     |
| 東京電力エナジーパートナー(株)  | 0.000525                                    | 19% | 0.000530 | 19% | 0.000505 | 21% | 0.000500 | 7%  | 0.000486 | 6%  |
| (株) F-Power       | 0.000525                                    | -   | 0.000491 | -   | 0.000454 | -   | 0.000480 | -   | 0.000476 | -   |
| (株) エネット          | 0.000429                                    | -   | 0.000423 | -   | 0.000454 | 3%  | 0.000418 | -   | 0.000405 | 2%  |
| ミツウロコグリーンエネルギー(株) | 0.000366                                    | -   | 0.000375 | -   | 0.000466 | -   | 0.000495 | -   | 0.000419 | -   |
| (株) イーセル          | 0.000000                                    | -   | 0.000315 | -   | 0.000511 | -   | 0.000475 | -   | 0.000577 | -   |
| 東京ガス(株)           |   |     |          |     |          |     |          |     | 0.000417 | -   |
| アーバンエナジー(株)       |   |     |          |     | 0.000410 | -   | 0.000255 | -   | 0.000387 | 0%  |
| 丸紅新電力(株)          | 0.000378                                    | -   | 0.000389 | -   | 0.000482 | -   | 0.000411 | 16% | 0.000362 | 12% |

※再エネ導入比率は、各社ホームページ等で確認できた値を掲載しています。この内訳に3MW以上の大規模な水力発電は含まれており、廃棄物(ごみ)発電は含んでおりません。

## (2) 推計結果

平成 25 年度（2013 年度）から最新の現状値把握が可能な平成 29 年度（2017 年度）までの 5 年間の CO<sub>2</sub> 排出量の実績値に基づき、回帰分析を行ない近似式を求めました。結果として、下図に示すように減少傾向であることがわかります。

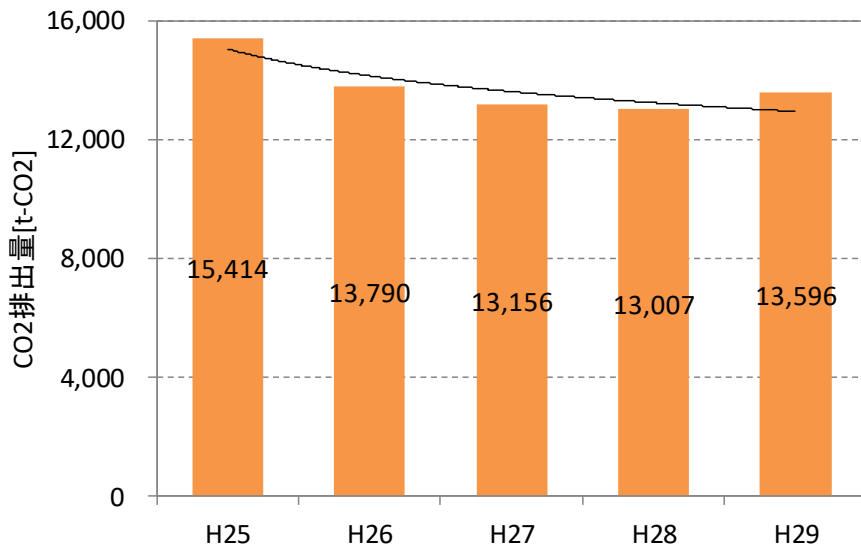


図 27 平成 25 年度から平成 29 年度の CO<sub>2</sub> 排出量の実績値

上図の実績値から得られた近似式と建物の統廃合の状況を基に平成 42 年度（2030 年度）の市の事務及び事業に伴う CO<sub>2</sub> 総排出量を推計すると、下表に示すとおり 12,141 t-CO<sub>2</sub> と予測されます。折れ線グラフは、基準年である平成 25 年度（2013 年度）の排出量を 100% としたときの各年度の排出割合を表しています。平成 42 年度（2030 年度）には 21.2% 減少し、78.8% となる予測です。

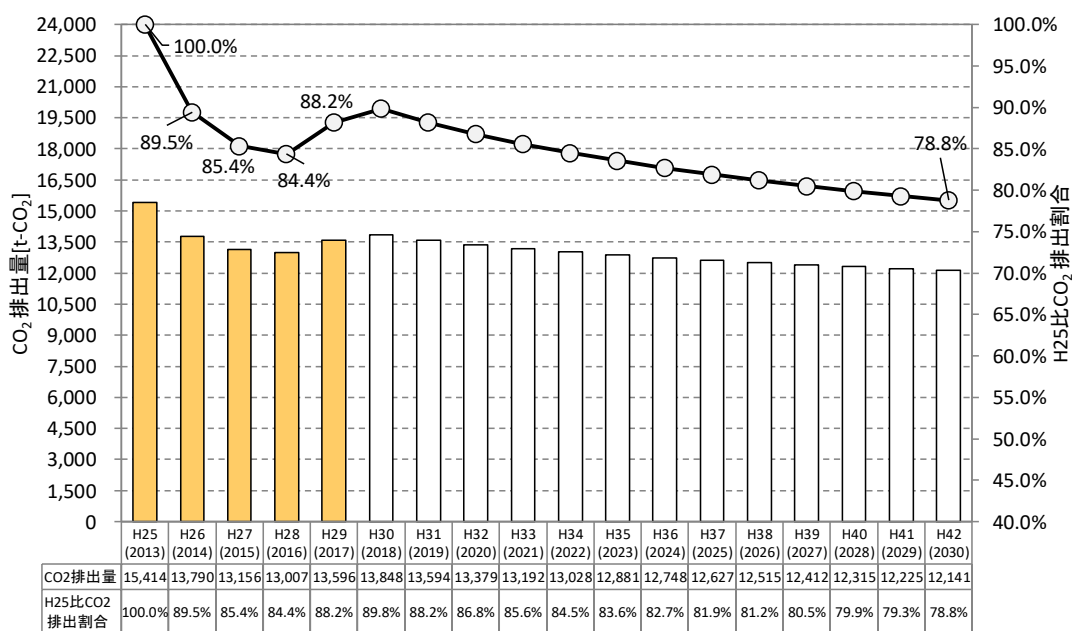


図 28 市の事務及び事業に伴う CO<sub>2</sub> 排出量（推計値）

## 5-4 削減目標

### (1) 第4期計画の温室効果ガスの削減目標

基準年度：平成25年度（2013年度）  
 計画期間：平成31～42年度（2019～2030年度）  
 短期目標：平成34年度（2022年度）、（2013年度比）17.3%の削減  
 長期目標：平成42年度（2030年度）、（2013年度比）24.0%の削減  
 （なお、2030年度に電気の排出係数が0.37となった場合40.7%の削減）

第4期計画期間のCO<sub>2</sub>排出量を実績値から予測すると、平成42年度（2030年度）には21.2%の削減となり、減少傾向が見られます。一方で、国の地球温暖化対策計画の業務その他部門で示されている、平成42年度（2030年度）までに平成25年度（2013年度）比で40%の削減という高い目標数値と整合を図りながら、市の事務事業編の削減目標を設定する必要があります。

そこで、計画の見直し期間を想定した平成34年度（2022年度）の短期目標と、最終目標とする平成42年度（2030年度）の長期目標に分けて削減目標を設定します。

温室効果ガスの削減目標は、平成30年度（2018年度）の推計削減率である10.2%から、年平均1.0%程度の削減を見込み平成34年度（2022年度）には17.3%の削減、平成42年度（2030年度）には24.0%の削減を目標とします。なお、最終年度の平成42年度（2030年度）において、国の地球温暖化対策計画に示されている電気の排出係数を0.37kg-CO<sub>2</sub>/kWhを見込んだ場合、排出量は9,143t-CO<sub>2</sub>となり、平成25年度（2013年度）の基準年度に対して40.7%の削減となります。

表15 第4期計画における削減目標

| 施設区分   | 現状値                      | 削減目標                       |       |                          |       |
|--------|--------------------------|----------------------------|-------|--------------------------|-------|
|        | 平成25年度<br>排出量            | 平成34年度<br>排出量              | 削減率   | 平成42年度<br>排出量            | 削減率   |
| 事務所等施設 | 2,744 t-CO <sub>2</sub>  | 2,324 t-CO <sub>2</sub>    | 15.3% | 2,085 t-CO <sub>2</sub>  | 24.0% |
| 集会所等施設 | 2,962 t-CO <sub>2</sub>  | 2,598 t-CO <sub>2</sub>    | 12.3% | 2,251 t-CO <sub>2</sub>  | 24.0% |
| 学校等施設  | 4,680 t-CO <sub>2</sub>  | 3,576 t-CO <sub>2</sub>    | 23.6% | 3,557 t-CO <sub>2</sub>  | 24.0% |
| 福祉等施設  | 1,017 t-CO <sub>2</sub>  | 886 t-CO <sub>2</sub>      | 12.9% | 773 t-CO <sub>2</sub>    | 24.0% |
| その他施設  | 4,012 t-CO <sub>2</sub>  | 3,370 t-CO <sub>2</sub>    | 16.0% | 3,049 t-CO <sub>2</sub>  | 24.0% |
| 合計     | 15,414 t-CO <sub>2</sub> | 12,747 t-CO <sub>2</sub> ※ | 17.3% | 11,715 t-CO <sub>2</sub> | 24.0% |

※四捨五入を行なっているため、各施設区分の削減目標値の総和と合計値の値が一致しない。

## (2) 推計値と目標値の関係

近年の地球温暖化の動向を鑑みて、推計による削減よりもより一層の取り組みとして、平成 25 年度（2013 年度）比で年 1.0%程度ずつ削減することを目標として設定します。

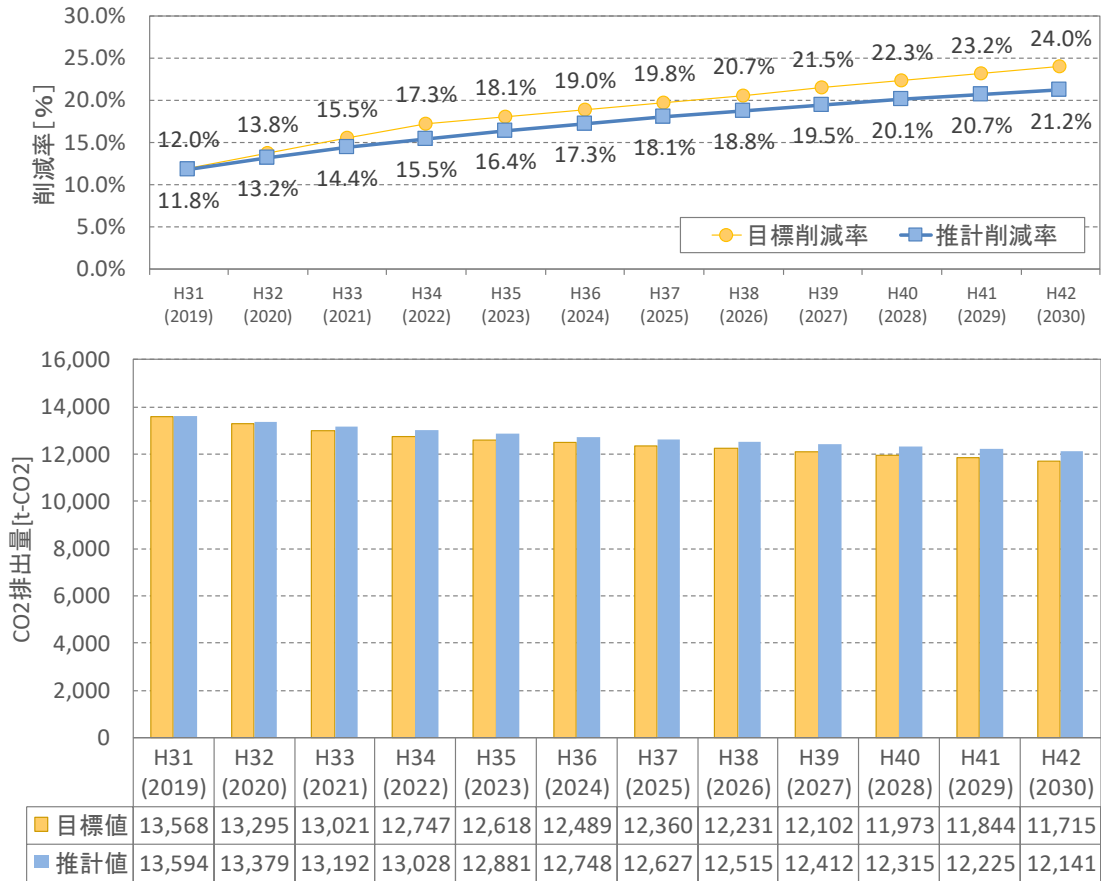


図 29 目標値と推計値の推移

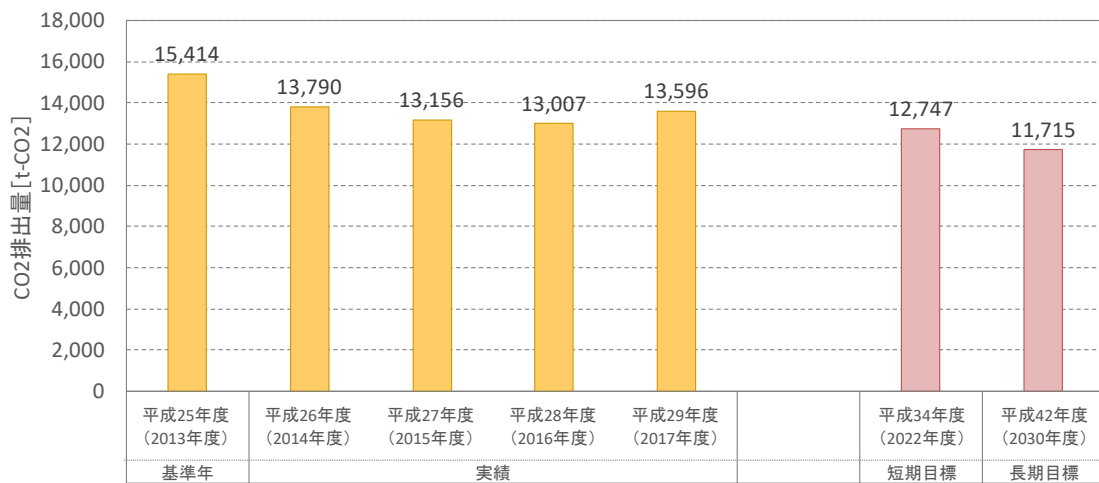


図 30 基準年と短期目標及び長期目標

## 5-5 目標達成のための取り組み

### (1) 総論

市の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの削減に向けた基本的な方向性を以下のとおり定め、温室効果ガス総排出量の削減目標達成を目指して、取り組みを推進していきます。

#### ■ 職員の日常的な事務及び事業における省エネ活動

- ✓ 職員一人ひとりが日常的な事務活動や施設管理において、省エネルギーや廃棄物削減等に取り組めます。
- ✓ 定期的に温室効果ガス総排出量の排出状況等を全職員に周知するとともに、省エネの取り組みの必要性や効果を市民や事業者へ普及・啓発する等、協働・連携した地球温暖化対策を推進します。

#### ■ 温室効果ガスの削減に寄与する公共施設や設備の更新・改修

- ✓ 庁舎や公共施設における環境配慮型の設備機器等への改修・更新を計画的に推進します。
- ✓ 公共施設の更新時には、省エネ建築物等への建て替え等を検討します。
- ✓ 太陽光発電や地中熱等自然エネルギーの導入により、温室効果ガス総排出量の削減を図ります。
- ✓ 新庁舎の建て替え、市立小・中学校の長寿命化改修工事及び空調設備の整備を実施する際には、エネルギーの効率的な利用や地球温暖化対策を考慮して進めていきます。

#### ■ カーボン・マネジメント体制の確立

- ✓ 地球温暖化対策を推進していくため、現在の庁内の体制を強化・拡充し、庁内での役割を明確化した多層的なPDCAサイクルを有するカーボン・マネジメント体制の確立を図ります。
- ✓ 温室効果ガス排出量の算定に係る事務局の事務負担の効率化を目指して、温室効果ガス排出量算定システムを導入します。

## (2) 運用改善による取り組み（ソフト面）

温室効果ガスの削減には、職員一人ひとりの温室効果ガス排出量の削減に向けた意識が重要です。市民サービスや行政事務に影響のない範囲で省エネルギーに向けた取り組みを推進します。

表 16 職員の日常業務に関する取り組み

| 項目        | 取り組み内容   |
|-----------|--|
| 照明設備      | <ul style="list-style-type: none"> <li>照明を使用しない場所、時間帯におけるこまめな消灯</li> <li>照明設備の間引きの実施、窓側の照明の消灯</li> <li>計画的、効率的な業務の遂行による時間外勤務の縮減</li> </ul>   |
| 空調        | <ul style="list-style-type: none"> <li>空調設定温度の最適化や使用しない部屋、時間帯における冷暖房の停止</li> <li>ブラインド・カーテンの活用や緑のカーテンの設置による日射量の調整</li> </ul>   |
| 熱源機器      | <ul style="list-style-type: none"> <li>熱源機器の適正運転の励行</li> <li>燃焼設備の定期的な点検</li> <li>ガスコンロ等の沸かしすぎに対する注意喚起</li> </ul>  |
| OA機器・電化製品 | <ul style="list-style-type: none"> <li>使用しないOA機器、電化製品等の主電源のカット</li> <li>長時間使用しない機器の省エネモードの設定</li> </ul>  |
| 衛生周辺      | <ul style="list-style-type: none"> <li>トイレ使用時の水量調節による日常的な節水の励行</li> <li>暖房便座の温度設定について、こまめに調整</li> </ul>  |
| その他       | <ul style="list-style-type: none"> <li>夏季の温水使用を必要最低限に抑制</li> <li>クールビズ、ウォームビズの励行</li> <li>ノー残業デーの励行等による計画的、効率的な業務の遂行</li> <li>COOL CHOICE（※7）の推進と市民との協働による取り組みの加速化、普及啓発</li> </ul> |

※7 『COOL CHOICE』は、国の温室効果ガス削減目標（2030年度の温室効果ガス排出量26%削減）を達成するために、省エネや環境負荷低減の行動、温暖化対策につながるあらゆる「賢い選択」を促す国民運動です。



表 17 省資源・リサイクルに関する取り組み

| 項目           | 取り組み内容   |
|--------------|--|
| 用紙・事務用品(使用)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>両面印刷、両面コピー、裏面活用の徹底</li> <li>資料の簡略化やファイリング等による共有化による用紙の削減</li> <li>庁内情報システムの活用や文書の電子化</li> </ul>   |
| 用紙・事務用品(購入)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>古紙配合率の高い再生紙の購入</li> <li>印刷物は古紙配合率の高い再生紙を使用</li> <li>納入物品等の包装に関する簡素化の要請</li> <li>環境負荷が小さなグリーン購入の推進</li> </ul>  |
| 廃棄物の減量化・再資源化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>プリンタのトナーカートリッジの回収、リサイクルの推進</li> <li>使用済み封筒、ファイル等の再利用</li> <li>割り箸・紙コップ、ストロー等の使い捨て製品の使用の自粛</li> <li>詰め替えやリサイクルが可能な製品の購入</li> <li>ごみの分別徹底と再資源化</li> </ul> |

表 18 建築物における運用改善の取り組み

| 項目   | 取り組み内容  |
|------|---|
| 空調機器 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ フロン排出抑制法に基づく定期点検の実施</li> <li>・ フィルタの定期的な点検・清掃の実施</li> <li>・ 冷暖房の温度・風量の最適化</li> </ul> |
| 熱源機器 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱源機器の定期点検・適正管理</li> <li>・ 熱源機器の温水出口における適切な温度設定</li> </ul>                            |
| 照明機器 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 照明器具の定期的な清掃</li> </ul>   |

表 19 市民、事業者、行政の相互連携による取り組み

| 項目       | 取り組み内容   |
|----------|--|
| 周知・啓発    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙やホームページ等を通じた、ごみの排出抑制(リデュース)、製品等の再利用(リユース)、資源としての再利用(リサイクル)、ごみの分別・排出についての周知・啓発</li> <li>・ マイバック運動やレジ袋削減・過剰包装の抑制、事業者と協力したごみ減量化、リサイクルの取り組みの推進</li> <li>・ ごみの減量やリサイクルについての啓発活動の実施</li> </ul> |
| 分別収集の推進  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみの再資源化を進めるため、プラスチックごみ等、資源ごみの分別収集の継続的な推進</li> <li>・ 生ごみの再資源化・再利用の推進</li> </ul>  |
| リサイクルの推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民による古紙等の回収作業や、生ごみの堆肥化等の取り組みに対する支援</li> <li>・ 情報提供による住民間でのリデュース、リユース、リサイクル、運動の促進</li> </ul>   |

表 20 公共交通及び公用車に関する取り組み

| 項目 | 取り組み内容  |
|----|---|
| 運用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近距離移動時における自転車の利用促進</li> <li>・ 鉄道・バス等の公共交通機関の利用促進</li> <li>・ 公用車の乗り合わせの促進</li> <li>・ 公用車の定期的な点検・整備の実施</li> <li>・ アイドリングストップの実施</li> <li>・ 急発進の抑制等エコドライブの実施</li> </ul> |

表 21 関係事業者等への環境意識向上に関する取り組み

| 項目 | 取り組み内容  |
|----|---|
| 運用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな委託契約の締結時や契約更新時における仕様書や協定書、契約書等に温室効果ガス排出量削減等、環境負荷低減のための取り組みに協力することの明記</li> <li>・ 地球温暖化防止対策に関する職員及び関係事業者への研修機会拡充の検討</li> <li>・ 「ふじみ衛生組合クリーンプラザふじみ」によるごみ発電の排出係数の明確化</li> </ul> |



### (3) 設備改修・更新による取り組み（ハード面）

施設の老朽化や不具合等の状況を注意深く観察しながら、施設の改修や設備の更新の際に、以下のような取り組みによる省エネを進めていきます。

表 22 設備更新に係る主な取り組み

| 項目            | 取り組み内容   |
|---------------|--|
| 省エネ型建築物への更新   | <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設における屋上緑化などの自然を活かした省エネ建築物の導入の検討</li> <li>施設の更新時における建築物の断熱構造化や採光・通風の最適化の検討</li> </ul>   |
| 照明機器          | <ul style="list-style-type: none"> <li>照明のLED化の推進</li> <li>トイレや廊下等人感センサー付き照明器具の導入推進</li> <li>自動制御型照明設備の導入等照明の自動コントロール化の促進</li> </ul>   |
| 空調機器          | <ul style="list-style-type: none"> <li>蓄熱型空調機等エネルギー消費効率の優れた設備の導入検討</li> </ul>  |
| 熱源機器          | <ul style="list-style-type: none"> <li>ヒートポンプシステム等省エネルギー型設備の導入</li> <li>経年変化等により効率が低下したポンプの更新</li> </ul>   |
| OA機器<br>・電化製品 | <ul style="list-style-type: none"> <li>適正な運用数量の見直し</li> <li>省エネルギータイプのOA機器や電化製品の採用</li> </ul>  |
| 再生可能エネルギーの導入  | <ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電等の自然エネルギーを利用した発電設備導入の検討</li> <li>地中熱利用等の自然エネルギーを利用した熱源負荷軽減の検討</li> <li>公共施設更新時におけるコージェネレーション化</li> </ul>   |
| その他           | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境省の推奨する「L2-Tech リスト」に登録されているエネルギー起源 CO<sub>2</sub> の排出削減効果の高い設備機器の優先的な採用</li> <li>設備更新時におけるトップランナー方式に適合する製品の積極的な採用</li> <li>省エネルギー改修にかかる費用を光熱水費の削減分で賄う ESCO 事業の導入検討</li> <li>省エネルギー効果を定量的に把握するためのエネルギーマネジメントシステム (EMS) の導入</li> <li>公用車の買い替え時における、電気自動車 (EV) 等の優先的な導入</li> </ul> |



#### (4) 各施設用途における取り組みの検討

(2) のような運用改善による省エネ対策は、実施が不十分である項目を重点的に行なうことが重要です。また、(3) のような設備更新による省エネ対策は、費用も相応に掛かることから優先順位をつけ、効率的に推進していく必要性があります。

そこで、市の公共施設における平成 29 年度 (2017 年度) の温室効果ガス排出量の状況を分析しました。分析結果として以下に示す図は、温室効果ガス (CO<sub>2</sub>) 排出量と床面積 1 m<sup>2</sup> 当たりの温室効果ガス (CO<sub>2</sub>) 排出量 (以下、「面積原単位」という。) について示したものです。CO<sub>2</sub> 排出量が多い上位最大 30 施設から CO<sub>2</sub> 排出量と 1 m<sup>2</sup> 当たりの温室効果ガス排出量を標準化しており、図中の縦線は 30 施設の CO<sub>2</sub> 排出量の平均ライン、図中の横線は 30 施設の面積原単位の平均ラインを示します。図中の右に行くほど、CO<sub>2</sub> 排出量が大きく、図中の上に行くほど、面積原単位が大きいことを意味します。したがって、分布するエリアで当該施設が講じるべき対策の方針が読み取れます。

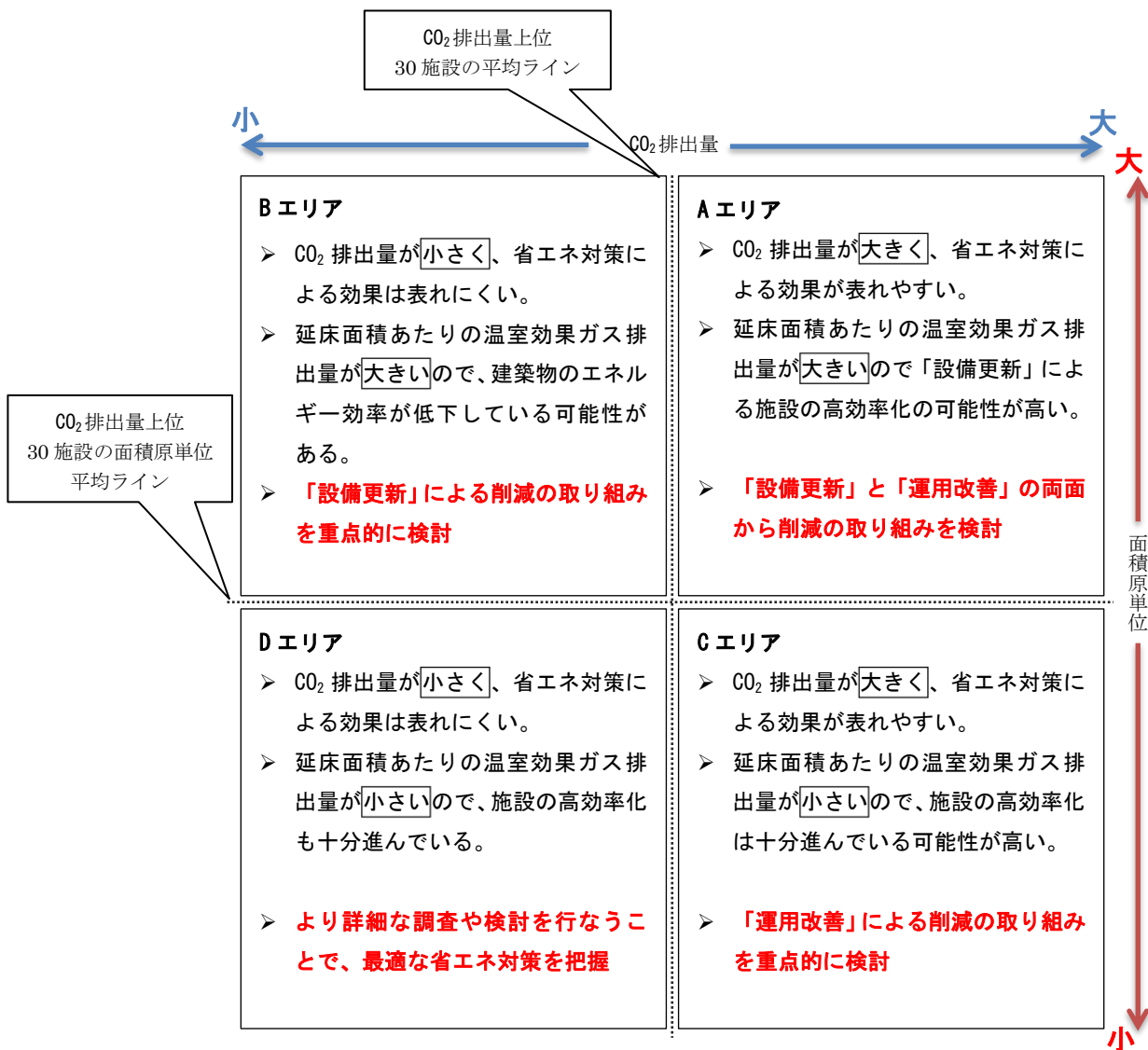


図 31 CO<sub>2</sub> 排出量と面積原単位の関係

この分析結果から省エネ対策の優先度が高いと思われる施設をサンプルとし、簡易な現地調査を実施しました。現地調査の結果から各施設の設備更新や運用改善の両面について検討し、施設区分ごとに有効性が高いと思われる事項を整理しました。

## ① 事務所等施設

地区公会堂施設については CO<sub>2</sub> 排出量及び面積原単位も小さい傾向にあることがわかります。他の施設と比べると、利用頻度が低いことが要因として考えられます。

一方で、コミュニティ・センターについては、面積原単位は平均値からそれ以下程度の水準となっているものの、すべての施設で CO<sub>2</sub> 排出量が平均より大きいことがわかります。施設の稼働率や利用者数によって、エネルギーの使用量に変動が出やすいと考えられる施設ですが、利用者の快適性を損なわない程度で運用改善を進めていく必要があります。

なお、市庁舎を含む市民センターは、他の施設に比べて CO<sub>2</sub> 排出量が多いものの、面積原単位はそれほど大きくない状況です。この原因としては、複数施設の集積により延床面積が大きい点、他施設より稼働率が高い傾向にある点、来訪者の出入りが激しいことによる空調負荷の増大等が考えられます。引き続き、職員による省エネへの取り組みを積極的に啓発、推進するとともに、庁舎の建て替えに合わせて施設におけるエネルギーの高効率化を図ります。

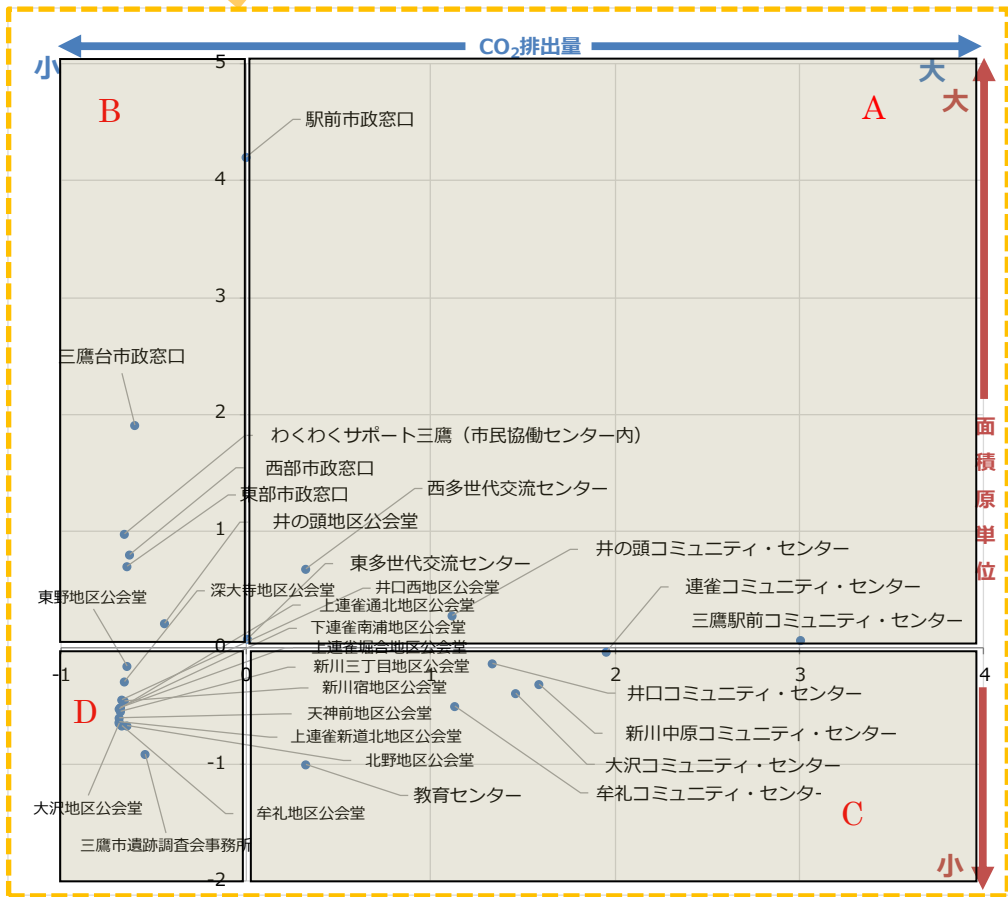
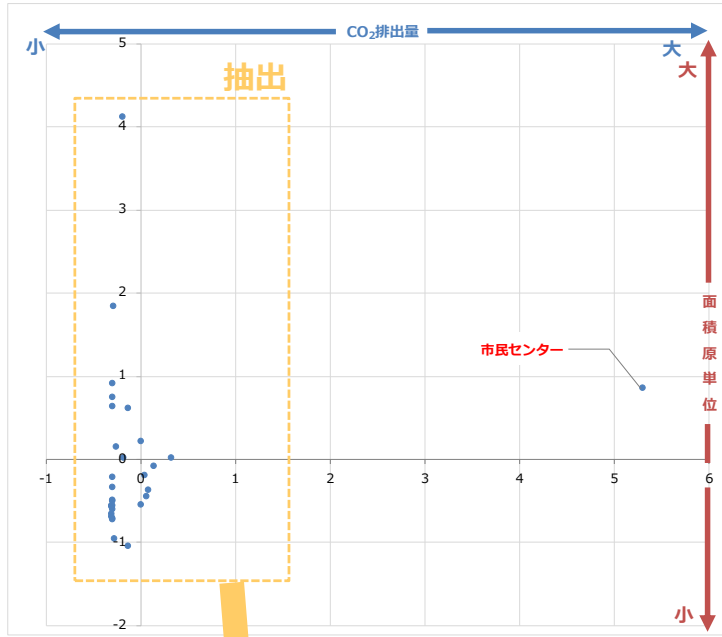


図 32 事務所等施設における CO<sub>2</sub> 排出量と面積原単位の関係（排出量上位 30 施設）

事務所等施設においては、「牟礼コミュニティ・センター」をサンプル施設として選定しました。調査の結果から考えられる設備更新や運用改善による省エネ対策効果は下表のとおりです。

表 23 牟礼コミュニティ・センターにおける対策効果の推計

| 施設名           | 設備更新及び運用改善対策<br>対策効果[kg-CO <sub>2</sub> ] |
|---------------|---|
| 牟礼コミュニティ・センター | 11,824                                    |

代表的な対策は以下のとおりです。この中で最も削減効果が見込まれる項目は、LED(発光ダイオード)照明の導入で、8,192kg-CO<sub>2</sub>の削減が見込まれます。

表 24 牟礼コミュニティ・センターにおける代表的な対策項目

| 施設名           | 運用改善 |      | 設備更新 | 種別 | 建物カテゴリー                 | 事務所等 |
|---------------|------|------|------|----|-------------------------|------|
|               | 運用改善 | 設定変更 | 投資改修 |    | 対策項目<br>(環境省削減ポテンシャル項目) |      |
| 牟礼コミュニティ・センター |      | ○    |      | 空調 | 暖房設定温度緩和                |      |
|               |      | ○    |      | 空調 | 冷房設定温度緩和                |      |
|               |      |      | ○    | 空調 | 高効率熱源機器の導入              |      |
|               |      |      | ○    | 空調 | 高効率空調機への更新              |      |
|               | ○    |      |      | 照明 | 照明照度の調整                 |      |
|               |      |      | ○    | 照明 | LED(発光ダイオード)照明の導入       |      |
|               |      |      | ○    | 照明 | 人感センサーによる照明点灯制御の導入      |      |

## ② 集会所等施設

「三鷹市大沢総合グラウンド」「三鷹市井口特設グラウンド」をはじめとするスポーツ施設の一部は、CO<sub>2</sub>排出量は平均を下回っているものの、面積原単位が大きい傾向にあります。設備更新等による施設の高効率化を図ることで、CO<sub>2</sub>削減に寄与すると考えられます。

一方、芸術文化に係る施設のうち、「三鷹市芸術文化センター」と「三鷹市立アニメーション美術館」は CO<sub>2</sub> 排出量及び面積原単位がともに大きい傾向にあり、省エネの取り組みによる成果が顕著に出やすい施設といえます。施設利用者の快適性を損なわない範囲で運用改善を進めながら、バランスよく設備の更新を図ります。

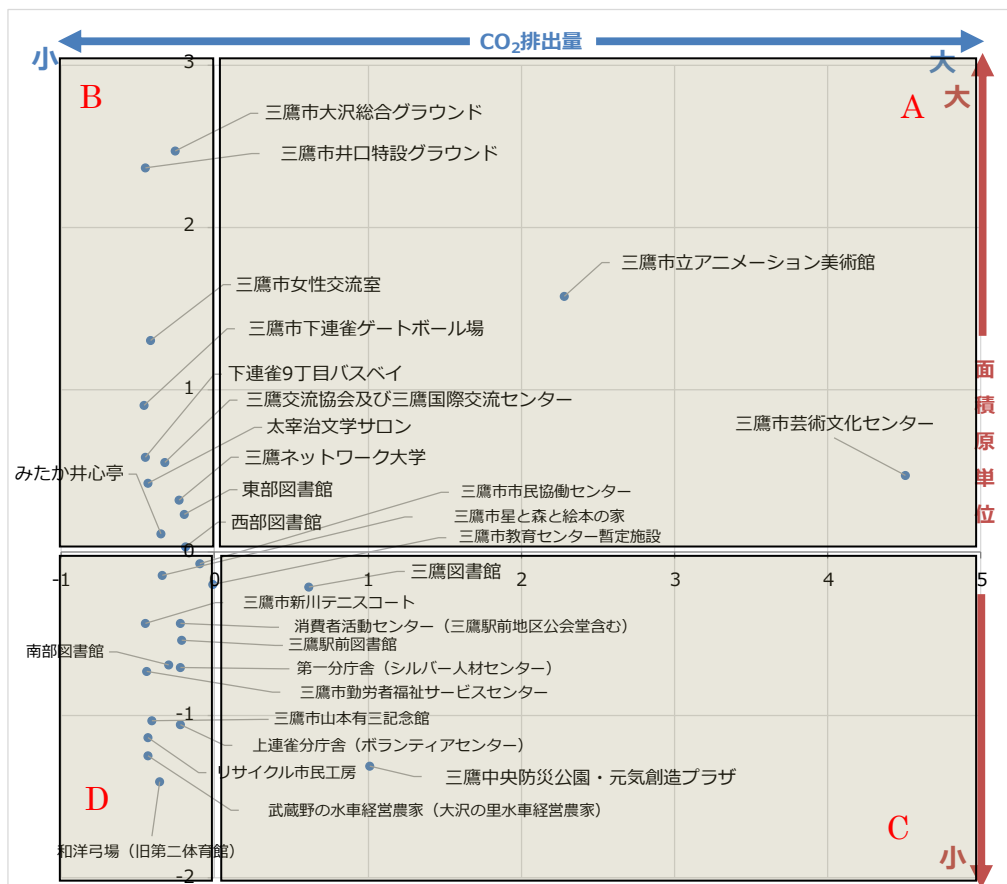


図 33 集会所等施設における CO<sub>2</sub> 排出量と面積原単位の関係 (全 29 施設)

集会所等施設においては、「三鷹市芸術文化センター」をサンプル施設として選定しました。調査の結果から考えられる設備更新や運用改善による省エネ対策効果は下表のとおりです。

表 25 三鷹市芸術文化センターにおける対策効果の推計

| 施設名         | 設備更新及び運用改善対策<br>対策効果[kg-CO <sub>2</sub> ] |
|-------------|---|
| 三鷹市芸術文化センター | 77,594                                    |

代表的な対策は以下のとおりです。この中で最も削減効果が見込まれる項目は、LED(発光ダイオード)照明の導入で、46,052kg-CO<sub>2</sub>の削減が見込まれます。

表 26 三鷹市芸術文化センターにおける代表的な対策項目

| 施設名         | 運用改善 |      | 設備更新     | 種別 | 建物カテゴリー                 | 集会所等 |
|-------------|------|------|----------|----|-------------------------|------|
|             | 運用改善 | 設定変更 | 投資<br>改修 |    | 対策項目<br>(環境省削減ポテンシャル項目) |      |
| 三鷹市芸術文化センター |      | ○    |          | 空調 | 暖房設定温度緩和                |      |
|             |      | ○    |          | 空調 | 冷房設定温度緩和                |      |
|             |      |      | ○        | 空調 | 高効率熱源機器の導入              |      |
|             |      |      | ○        | 空調 | 高効率空調機への更新              |      |
|             | ○    |      |          | 照明 | 照明照度の調整                 |      |
|             |      |      | ○        | 照明 | LED(発光ダイオード)照明の導入       |      |
|             |      |      | ○        | 照明 | 人感センサーによる照明点灯制御の導入      |      |

### ③ 学校等施設

保育園はすべての施設において、CO<sub>2</sub>排出量が平均を下回るものの、面積原単位は大きい傾向にあることがわかります。築年数の長い施設もいくつかあり、施設の老朽化や断熱性の低下に伴いエネルギー効率が低下している可能性があります。今後、詳細な調査等を進めながら設備更新や施設改修の推進を検討します。

一方で、小・中学校はすべての施設において、面積原単位が平均を下回るものの、「高山小学校」「第三中学校」「第一中学校」等の一部の学校においてCO<sub>2</sub>排出量が大きいことがわかります。児童・生徒の学業や健康状態に支障のない範囲で運用改善を重ねていきます。

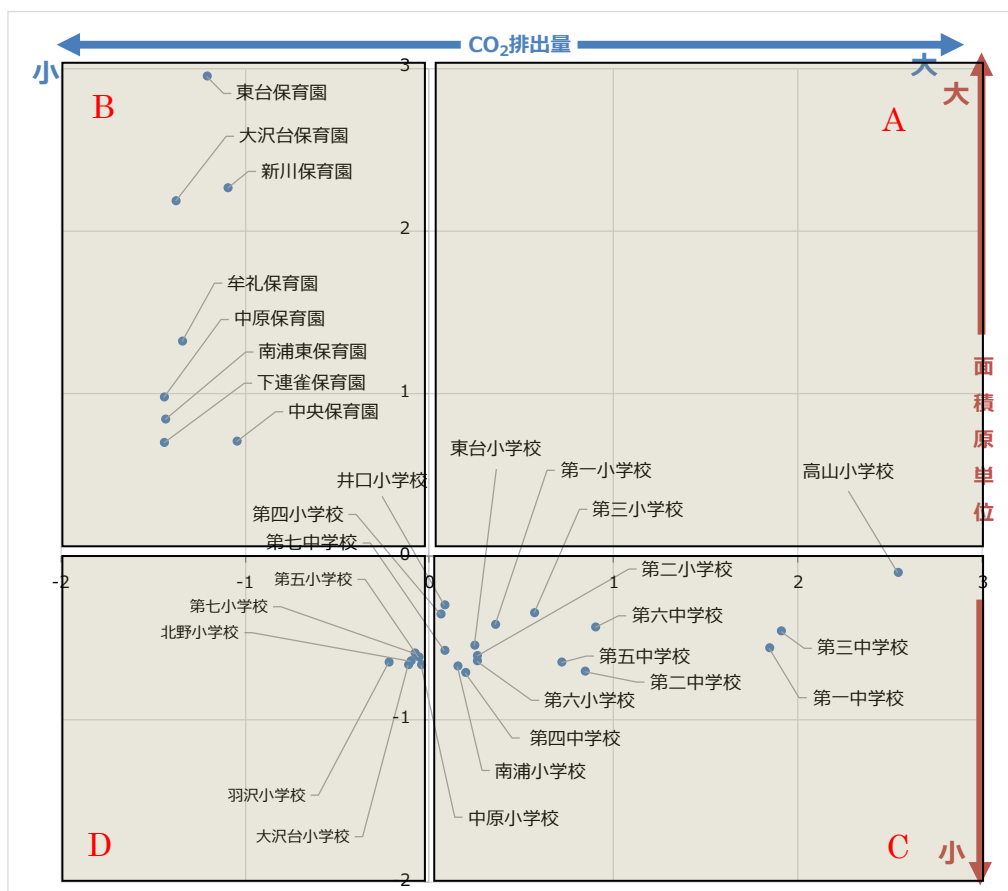


図 34 学校等施設における CO<sub>2</sub> 排出量と面積原単位の関係（排出量上位 30 施設）



学校所等施設においては、「南浦東保育園」と「第三中学校」をサンプル施設として選定しました。調査の結果から考えられる設備更新や運用改善による省エネ対策効果は下表のとおりです。

表 27 南浦東保育園及び第三中学校における対策効果の推計

| 施設名    | 設備更新及び運用改善対策<br>対策効果[kg-CO <sub>2</sub> ] |
|--------|---|
| 南浦東保育園 | 8,609                                     |
| 第三中学校  | 54,418                                    |

代表的な対策は以下のとおりです。この中で最も削減効果が見込まれる項目は、LED(発光ダイオード)照明の導入で、南浦東保育園は、5,475kg-CO<sub>2</sub>、第三中学校37,427kg-CO<sub>2</sub>の削減が見込まれます。

表 28 南浦東保育園における代表的な対策項目

| 施設名    | 運用改善 |      | 設備更新 | 種別 | 建物カテゴリー                 | 学校等 |
|--------|------|------|------|----|-------------------------|-----|
|        | 運用改善 | 設定変更 | 投資改修 |    | 対策項目<br>(環境省削減ポテンシャル項目) |     |
| 南浦東保育園 | ○    |      |      | 空調 | フィルタの定期的な清掃             |     |
|        |      |      | ○    | 空調 | 全熱交換器の導入                |     |
|        | ○    |      |      | 照明 | 照明照度の調整                 |     |
|        |      |      | ○    | 空調 | 高効率パッケージエアコンへの更新        |     |
|        |      |      | ○    | 照明 | LED(発光ダイオード)照明の導入       |     |

表 29 第三中学校における代表的な対策項目

| 施設名   | 運用改善 |      | 設備更新 | 種別 | 建物カテゴリー                 | 学校等 |
|-------|------|------|------|----|-------------------------|-----|
|       | 運用改善 | 設定変更 | 投資改修 |    | 対策項目<br>(環境省削減ポテンシャル項目) |     |
| 第三中学校 | ○    |      |      | 空調 | フィルタの定期的な清掃             |     |
|       |      |      | ○    | 建築 | ルーバー、庇の設置               |     |
|       | ○    |      |      | 照明 | 照明照度の調整                 |     |
|       |      |      | ○    | 空調 | 空調室外機の環境改善              |     |
|       |      |      | ○    | 空調 | 高効率パッケージエアコンへの更新        |     |
|       |      |      | ○    | 照明 | LED(発光ダイオード)照明の導入       |     |

#### ④ 福祉等施設

「三鷹市牟礼老人保健施設はなかいどう」や「三鷹市高齢者センターけやき苑」「三鷹市高齢者センターどんぐり山」は、CO<sub>2</sub>排出量及び面積原単位ともに平均を上回っていることがわかります。宿泊や生活拠点としての機能を有することや社会的な高齢化を背景に、稼働率や稼働時間が長くなっていることが要因の一つとして考えられます。施設利用者の健康や快適性を損なわない範囲で運用改善を図りつつ、設備更新について計画的に進めていきます。

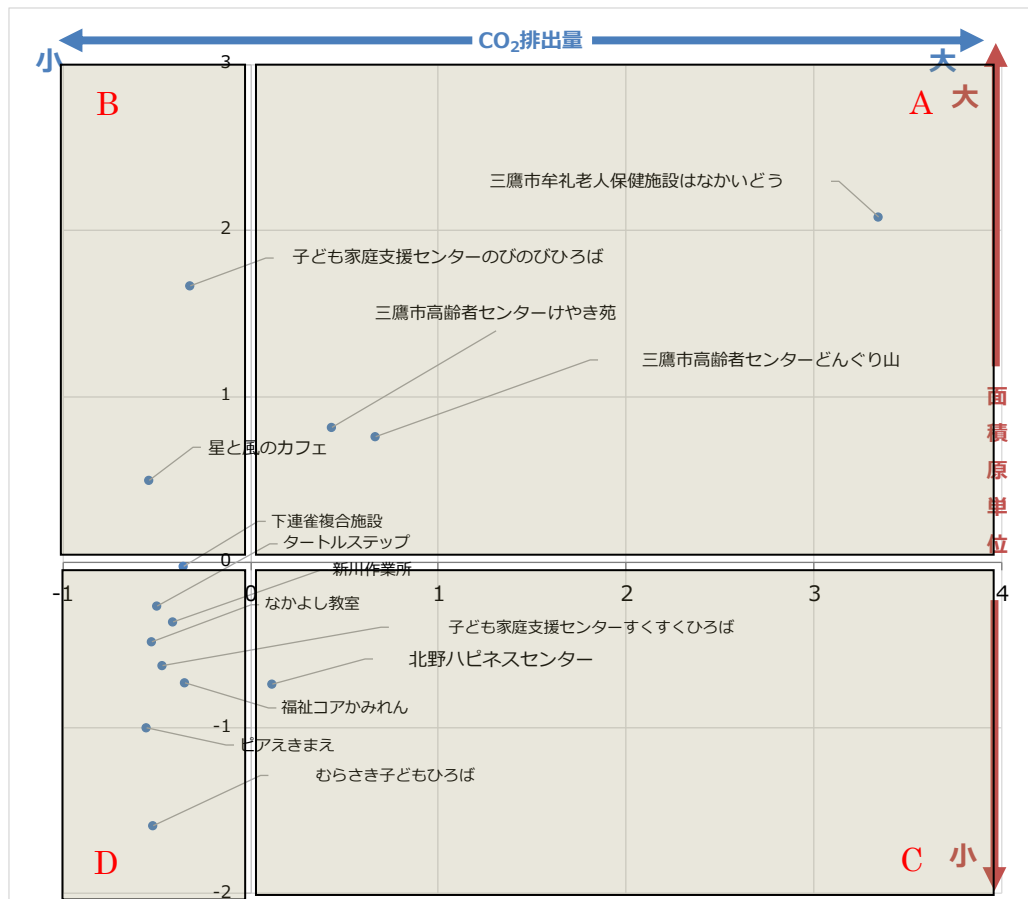


図 35 福祉等施設における CO<sub>2</sub> 排出量と面積原単位の関係 (全 14 施設)

福祉等施設においては、「三鷹市牟礼老人保健施設はなかいどう」をサンプル施設として選定しました。調査の結果から考えられる設備更新や運用改善による省エネ対策効果は下表のとおりです。

表 30 三鷹市牟礼老人保健施設はなかいどうにおける対策効果の推計

| 施設名                   | 設備更新及び運用改善対策<br>対策効果[kg-CO <sub>2</sub> ] |
|-----------------------|---|
| 三鷹市牟礼老人保健施設<br>はなかいどう | 55,921                                    |

代表的な対策は以下のとおりです。この中で最も削減効果が見込まれる項目は、LED(発光ダイオード)照明の導入で、28,828kg-CO<sub>2</sub>の削減が見込まれます。

表 31 三鷹市牟礼老人保健施設はなかいどうにおける代表的な対策項目

| 施設名                           | 運用改善 |      | 設備更新 | 種別 | 建物カテゴリー                 | 福祉等 |
|-------------------------------|------|------|------|----|-------------------------|-----|
|                               | 運用改善 | 設定変更 | 投資改修 |    | 対策項目<br>(環境省削減ポテンシャル項目) |     |
| 三鷹市牟礼<br>老人保健施<br>設はなかい<br>どう |      | ○    |      | 空調 | 暖房設定温度緩和                |     |
|                               |      | ○    |      | 空調 | 冷房設定温度緩和                |     |
|                               |      |      | ○    | 空調 | 高効率パッケージエアコンへの更新        |     |
|                               |      |      | ○    | 換気 | 空調機・換気ファンの省エネファンベルト導入   |     |
|                               |      |      | ○    | 照明 | LED(発光ダイオード)照明の導入       |     |
|                               |      | ○    |      | 給湯 | 給湯温度の調整                 |     |

## ⑤ その他施設

「牟礼工場アパート」はCO<sub>2</sub>排出量及び面積原単位ともに平均を上回っていることがわかります。民間事業者に市が事業スペースを貸し出している施設であり、民間事業者と連携しながらエネルギー使用の低減を進めていきます。

公衆トイレはCO<sub>2</sub>排出量が小さいものの、面積原単位が平均を大きく上回っていることがわかります。施設の特性上、運用改善によるCO<sub>2</sub>削減は考えにくいいため、設備更新によるCO<sub>2</sub>削減を進めていきます。

また、駐輪場施設では多くがCO<sub>2</sub>排出量及び面積原単位ともに平均を下回っているなか、「すずかけ駐輪場」のみCO<sub>2</sub>排出量及び面積原単位ともに平均を上回っていることがわかります。これは、収容台数が他の駐輪場に比べてはるかに大きいことや機械式駐輪機を導入していることが理由として考えられます。

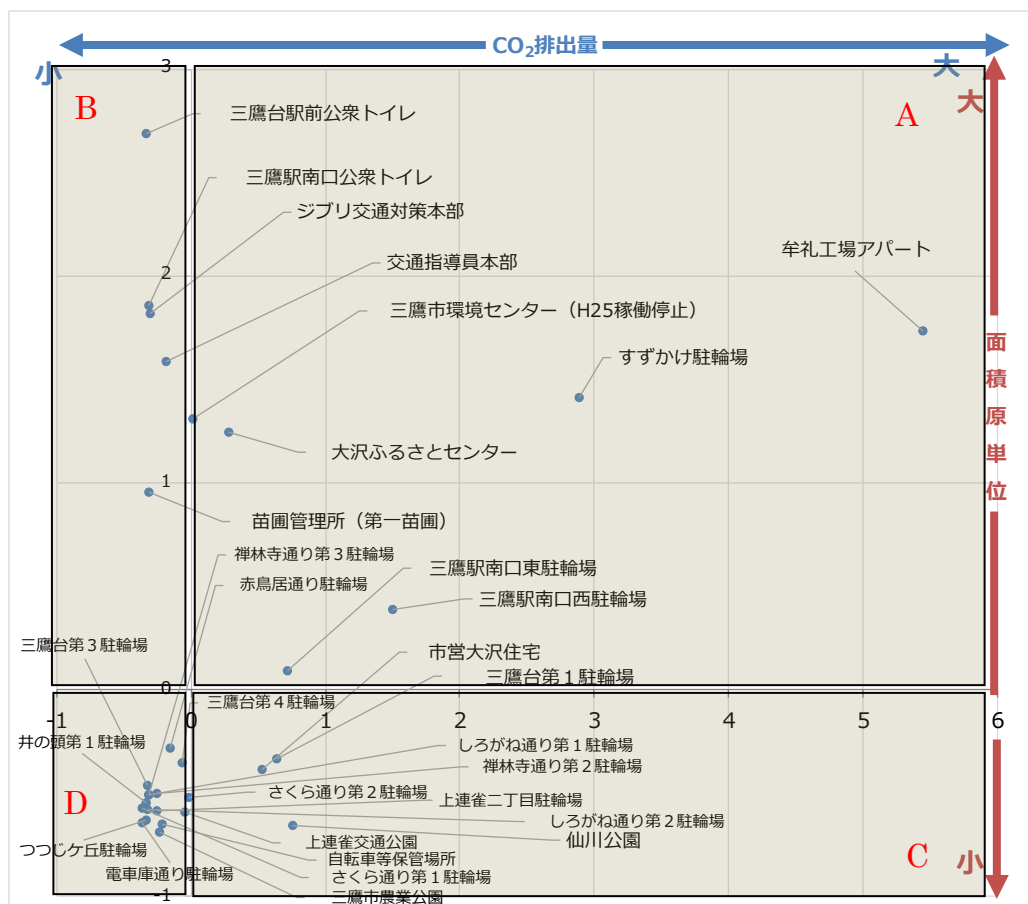


図 36 その他等施設におけるCO<sub>2</sub>排出量と面積原単位の関係（排出量上位30施設）

その他施設については、各施設の用途が大きく異なるため、サンプル施設の選定や現地調査を行なっておりません。ただし、他の施設用途と同様に積極的な設備更新や運用改善による省エネ対策を進めていきます。

## (5) 現地調査の総括

現地調査の結果から、各施設に共通する点は以下のとおりです。

運用改善の面では、近年の地球温暖化や気候変動の影響もあり、冷暖房の温度設定について各施設で見直しの余地があるといえます。施設管理者や施設利用者の体感に依存した操作ではなく、温湿度計等を各部屋に導入して定量的な運用を進めていくことが重要です。

設備更新の面では、施設によって進捗に違いはあるものの、照明のLED化を今後さらに進めていくことで、エネルギー使用量の削減に効果が期待できます。また、今回の施設は全般的に築年数が古く、空調や熱源をはじめとする既存設備の老朽化が目立ちました。老朽化が進む設備を優先としながらも、施設の利用状況を加味して、計画的に設備の更新や改修を進めて行くことが重要です。

## 5-6 グリーン購入に関する取り組み

市においては、平成10年度（1998年度）に「三鷹市グリーン購入基本方針」を策定し「三鷹市グリーン購入ガイドライン」に適合した物品の購入を更に推進しています。以下の取り組みにより、グリーン購入の一層の徹底を推進します。

### ① 三鷹市グリーン購入ガイドラインに適合した物品の購入

- 再生品、エコマーク、グリーンマーク商品等の購入に努めます。
- 紙製品の購入にあたっては、古紙配合率が高く、白色度の低いものを購入します。
- 冊子、パンフレット、ポスター、報告書等の印刷物には再生紙や大豆インキの使用を指定するとともに、古紙配合率（Rマーク）、白色度を記載します。
- 文具・事務機器等一般事務用品の購入は、再使用又はリサイクルしやすい製品を優先的に選択します。
- ファイル・バインダー類は、再生材使用製品を購入するとともに、とじ具の再使用やラベル交換等のできる製品を優先的に選択します。
- 鉛筆類は、廃材を使用した製品等を購入します。
- 電気製品は、エネルギー消費効率の高い省エネルギー型の製品を購入します。なお、電気製品のリースにあたっては同様にします。
- 蛍光灯は、インバータ式製品やLED照明等省エネルギー型の製品を購入します。
- 作業服等は、再生プラスチック原料を用いたものを積極的に購入します。
- 窓付封筒は窓部分を含めてリサイクルしやすいものを使用します。
- 公用車の更新時（買い替え時）には、低公害車・低燃費車の導入を推進します。

### ② 公共工事の積算・設計におけるグリーン購入対象品目の導入

- 材料選定に当たり、環境配慮製品を優先します。

### ③ グリーン購入推進のための職員一人ひとりへの意識啓発

- グリーン購入による環境への負荷低減効果等に関する情報収集及び共有化を図ります。
- 価格、性能等をはじめとするグリーン購入適合商品の情報提供及び共有化を図ります。

## 5-7 計画の推進に向けて

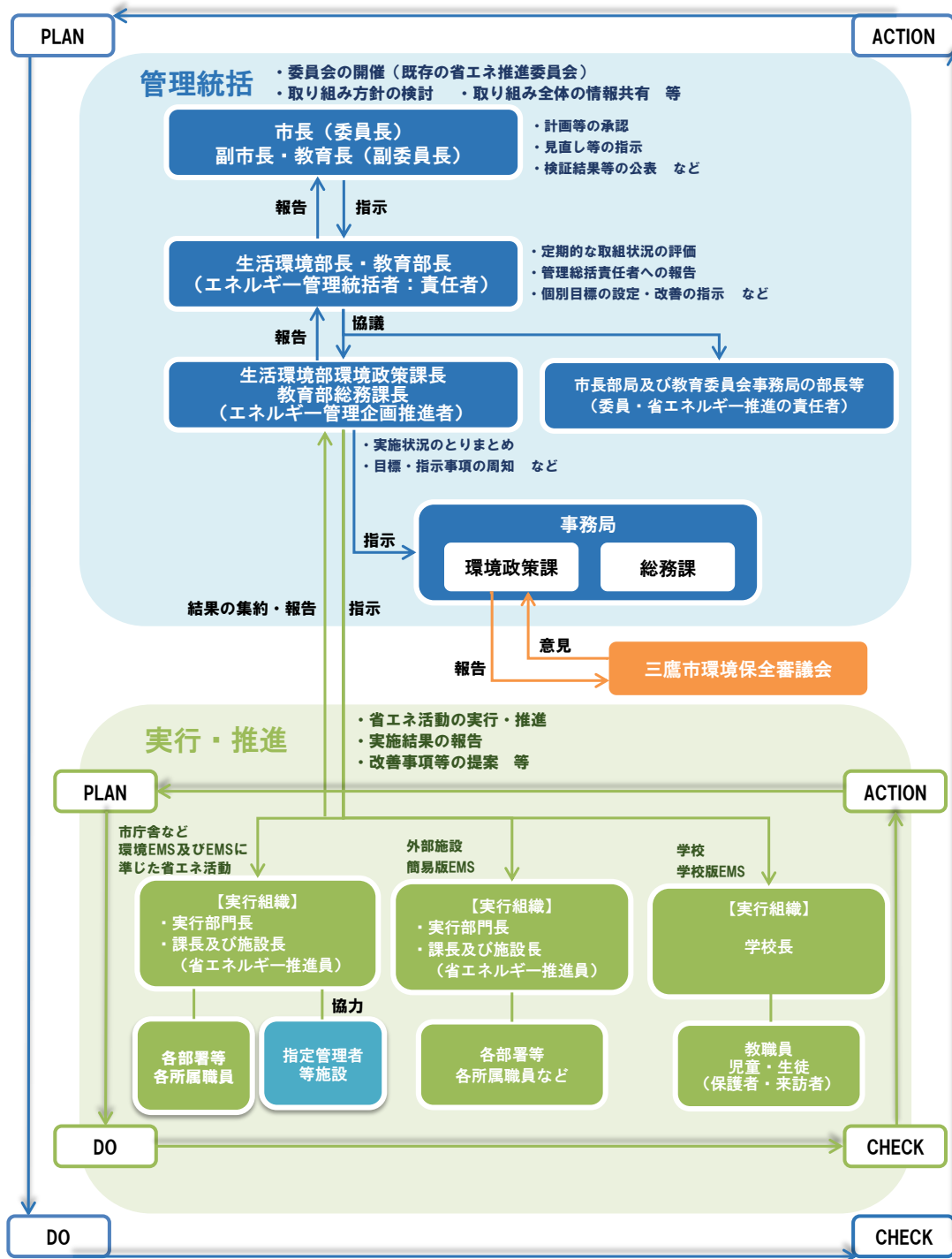
### (1) 推進体制と進行管理の方法

地球温暖化対策の推進にあたっては、多くの部署が関係することから、本計画では、温室効果ガス削減目標の達成に向けて、PDCA サイクルの運用を行なう横断的で多層的なカーボン・マネジメント体制を構築し、継続的な改善を適宜実施し各種取り組みを推進します。

推進体制は、既存の省エネルギー推進委員会を主体とし、庁内の横断的な地球温暖化対策の取り組みの調整や個別目標の設定・改善の指示等進行管理を行ないます。

各部署及び施設においては、既に確立されている各環境マネジメントシステム（以下「EMS」という。）の省エネルギー・省資源管理手順書等に基づき、各職員が責任を持って省エネ活動と継続的な改善に取り組んでいきます。

また、環境政策課及び総務課が事務局となり、エネルギー管理統括者（責任者）の指示により温室効果ガス排出量及び省エネルギー等の実施状況等のとりまとめを行ないます。



※PDCAサイクル：【Plan】計画、【Do】実行、【Check】点検・評価、【Action】見直しの継続的な実施により計画の進行管理を行なう。

図 37 計画の推進体制



## (2) 実施状況の点検・評価

実施状況の点検・評価は、本計画に掲げた目標の達成に向けて、取り組みが適切に行われ、当該目標が達成されているかという進行管理を各段階において実施します。

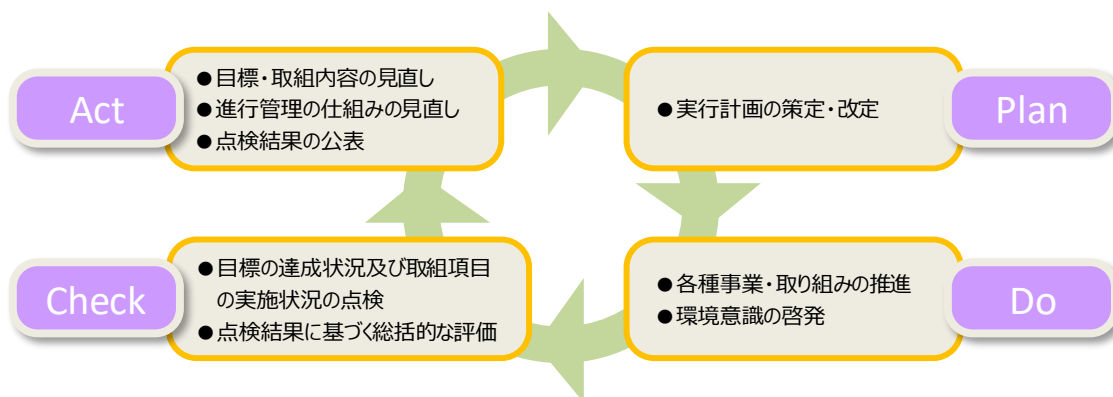


図 38 進行管理におけるPDCAサイクルの概念図

事務局は、毎年、各部署及び各施設のエネルギー使用量、公用車燃料使用量等の実績を収集し、施設単位での温室効果ガス排出量を集計し年間排出量を算出します。数値の結果に加え、5-5で示したような散布図を用いた分析手法なども取り入れ、関係部署との調整を図りながら施設の省エネ対策を計画的に進めます。

年間排出量は、「省エネルギー推進委員会」に報告し、取り組み内容を評価した上で、取り組み方針等の修正を行ないます。

計画の間は、4年ごとの平成35年度（2023年度）、平成39年度（2027年度）に計画の見直しを行ない、取り組み項目や目標値等の修正を行ない、最終年度である平成42年度（2030年度）に最終評価を行ないます。

最終評価では、設定した目標値の達成状況を把握し、次に目指すべき目標を定め、地球温暖化防止のための新しい計画策定に繋げていくものとします。

## (3) 実施状況の公表

地球温暖化対策推進法第21条第10に基づき、毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の状況（温室効果ガス総排出量を含む）を公表することが義務付けられています。このため、市のホームページや広報等を通じ、計画の内容や温室効果ガスの総排出量等について広く公表します。

## (4) 職員の意識啓発

計画の推進にあたっては、職員一人ひとりが地球温暖化を防止する担い手として意識を持つことが重要です。

このことから、職員向けにグリーンニュース（環境啓発広報誌）を発行するとともに、必要に応じて、環境関連の資料等を用いた研修会や、講師を招聘した勉強会等を開催し、職員の環境に関する理解を深め、意識の向上を図るものとします。

# 参考資料

## 1. 対象施設一覧

| No. | 所属名       | 施設名           | 施設用途分類<br>(環境省マニュアルによる) | 管理形態   |
|-----|-----------|---------------|-------------------------|--------|
| 1   | 契約管理課     | 市民センター        | 事務所等                    | 直営     |
| 2   | 総務課       | 教育センター        | 事務所等                    | 直営     |
| 3   | 市民課       | 駅前市政窓口        | 事務所等                    | 直営     |
| 4   | 市民課       | 三鷹台市政窓口       | 事務所等                    | 直営     |
| 5   | 市民課       | 東部市政窓口        | 事務所等                    | 直営     |
| 6   | 市民課       | 西部市政窓口        | 事務所等                    | 直営     |
| 7   | 子ども育成課    | あけぼの保育園       | 学校等                     | 直営     |
| 8   | 子ども育成課    | 大沢台保育園        | 学校等                     | 指定管理者等 |
| 9   | 子ども育成課    | 上連雀保育園        | 学校等                     | 直営     |
| 10  | 子ども育成課    | こじか保育園        | 学校等                     | 指定管理者等 |
| 11  | 子ども育成課    | 下連雀保育園        | 学校等                     | 直営     |
| 12  | 子ども育成課    | 新川保育園         | 学校等                     | 直営     |
| 13  | 子ども育成課    | 中央保育園         | 学校等                     | 直営     |
| 14  | 子ども育成課    | 中原保育園         | 学校等                     | 直営     |
| 15  | 子ども育成課    | 野崎保育園         | 学校等                     | 直営     |
| 16  | 子ども育成課    | 東台保育園         | 学校等                     | 指定管理者等 |
| 17  | 子ども育成課    | 南浦東保育園        | 学校等                     | 直営     |
| 18  | 子ども育成課    | 牟礼保育園         | 学校等                     | 指定管理者等 |
| 19  | 子ども育成課    | 山中保育園         | 学校等                     | 直営     |
| 20  | 児童青少年課    | 東多世代交流センター    | 事務所等                    | 直営     |
| 21  | 児童青少年課    | 西多世代交流センター    | 事務所等                    | 直営     |
| 22  | 図書館       | 三鷹図書館         | 集会所等                    | 直営     |
| 23  | 図書館       | 東部図書館         | 集会所等                    | 直営     |
| 24  | 図書館       | 西部図書館         | 集会所等                    | 直営     |
| 25  | 図書館       | 三鷹駅前図書館       | 集会所等                    | 直営     |
| 26  | 図書館       | 南部図書館         | 集会所等                    | 直営     |
| 27  | スポーツ推進課   | 和洋弓場 (旧第二体育館) | 集会所等                    | 直営     |
| 28  | スポーツ推進課   | 三鷹市新川テニスコート   | 集会所等                    | 指定管理者等 |
| 29  | スポーツ推進課   | 三鷹市大沢総合グラウンド  | 集会所等                    | 指定管理者等 |
| 30  | スポーツ推進課   | 三鷹市大沢野川グラウンド  | 集会所等                    | 直営     |
| 31  | スポーツ推進課   | 三鷹市井口特設グラウンド  | 集会所等                    | 直営     |
| 32  | スポーツ推進課   | 三鷹北野スポーツ広場    | 集会所等                    | 直営     |
| 33  | スポーツ推進課   | 三鷹市下連雀ゲートボール場 | 集会所等                    | 直営     |
| 34  | 児童青少年課    | 一小学童保育所A      | 学校等                     | 指定管理者等 |
| 35  | 児童青少年課    | 一小学童保育所B      | 学校等                     | 指定管理者等 |
| 36  | 児童青少年課    | 二小学童保育所A      | 学校等                     | 指定管理者等 |
| 37  | 児童青少年課    | 二小学童保育所B      | 学校等                     | 指定管理者等 |
| 38  | 児童青少年課    | 三小学童保育所A      | 学校等                     | 指定管理者等 |
| 39  | 児童青少年課    | 三小学童保育所B      | 学校等                     | 指定管理者等 |
| 40  | 児童青少年課    | 四小学童保育所       | 学校等                     | 指定管理者等 |
| 41  | 児童青少年課    | 五小学童保育所       | 学校等                     | 指定管理者等 |
| 42  | 児童青少年課    | 六小学童保育所A      | 学校等                     | 指定管理者等 |
| 43  | 児童青少年課    | 六小学童保育所B      | 学校等                     | 指定管理者等 |
| 44  | 児童青少年課    | 七小学童保育所A      | 学校等                     | 指定管理者等 |
| 45  | 児童青少年課    | 七小学童保育所B      | 学校等                     | 指定管理者等 |
| 46  | 児童青少年課    | 大沢台小学童保育所     | 学校等                     | 指定管理者等 |
| 47  | 児童青少年課    | 高山小学童保育所A     | 学校等                     | 指定管理者等 |
| 48  | 児童青少年課    | 高山小学童保育所B     | 学校等                     | 指定管理者等 |
| 49  | 児童青少年課    | 南浦学童保育所A      | 学校等                     | 指定管理者等 |
| 50  | 児童青少年課    | 南浦学童保育所B      | 学校等                     | 指定管理者等 |
| 51  | 児童青少年課    | 中原小学童保育所A組    | 学校等                     | 指定管理者等 |
| 52  | 児童青少年課    | 中原小学童保育所B組    | 学校等                     | 指定管理者等 |
| 53  | 児童青少年課    | 北野小学童保育所A     | 学校等                     | 指定管理者等 |
| 54  | 児童青少年課    | 北野小学童保育所B     | 学校等                     | 指定管理者等 |
| 55  | 児童青少年課    | 井口小学童保育所A     | 学校等                     | 指定管理者等 |
| 56  | 児童青少年課    | 井口小学童保育所B     | 学校等                     | 指定管理者等 |
| 57  | 児童青少年課    | 東台小学童保育所      | 学校等                     | 指定管理者等 |
| 58  | 児童青少年課    | 羽沢小学童保育所      | 学校等                     | 指定管理者等 |
| 59  | コミュニティ創生課 | 井口地区公会堂       | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 60  | コミュニティ創生課 | 井口西地区公会堂      | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 61  | コミュニティ創生課 | 井の頭地区公会堂      | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 62  | コミュニティ創生課 | 井の頭東部地区公会堂    | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 63  | コミュニティ創生課 | 大沢下原地区公会堂     | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 64  | コミュニティ創生課 | 大沢地区公会堂       | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 65  | コミュニティ創生課 | 大沢原地区公会堂      | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 66  | コミュニティ創生課 | 上連雀新道北地区公会堂   | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 67  | コミュニティ創生課 | 上連雀地区公会堂      | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 68  | コミュニティ創生課 | 上連雀通北地区公会堂    | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 69  | コミュニティ創生課 | 上連雀堀合地区公会堂    | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 70  | コミュニティ創生課 | 北野地区公会堂       | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 71  | コミュニティ創生課 | 下連雀地区公会堂      | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 72  | コミュニティ創生課 | 下連雀八丁目地区公会堂   | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 73  | コミュニティ創生課 | 下連雀南浦地区公会堂    | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 74  | コミュニティ創生課 | 下連雀むらさき地区公会堂  | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 75  | コミュニティ創生課 | 新川三丁目地区公会堂    | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 76  | コミュニティ創生課 | 新川宿地区公会堂      | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 77  | コミュニティ創生課 | 深大寺地区公会堂      | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 78  | コミュニティ創生課 | 高山地区公会堂       | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 79  | コミュニティ創生課 | 天神前地区公会堂      | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 80  | コミュニティ創生課 | 中原一丁目地区公会堂    | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 81  | コミュニティ創生課 | 中原地区公会堂       | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 82  | コミュニティ創生課 | 野崎地区公会堂       | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 83  | コミュニティ創生課 | 東野地区公会堂       | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 84  | コミュニティ創生課 | 三鷹台地区公会堂      | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 85  | コミュニティ創生課 | 牟礼地区公会堂       | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 86  | コミュニティ創生課 | 牟礼西地区公会堂      | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 87  | コミュニティ創生課 | 牟礼東地区公会堂      | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 88  | コミュニティ創生課 | 牟礼南地区公会堂      | 事務所等                    | 指定管理者等 |

| No. | 所属名       | 施設名               | 施設用途分類<br>(環境省マニュアルによる) | 管理形態   |
|-----|-----------|-------------------|-------------------------|--------|
| 89  | コミュニティ創生課 | 山中地区公会堂           | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 90  | コミュニティ創生課 | 井ロコミュニティ・センター     | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 91  | コミュニティ創生課 | 井の頭コミュニティ・センター    | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 92  | コミュニティ創生課 | 大沢コミュニティ・センター     | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 93  | コミュニティ創生課 | 新川中原コミュニティ・センター   | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 94  | コミュニティ創生課 | 三鷹駅前コミュニティ・センター   | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 95  | コミュニティ創生課 | 牟礼コミュニティ・センター     | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 96  | コミュニティ創生課 | 連雀コミュニティ・センター     | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 97  | 障がい者支援課   | 下連雀複合施設           | 病院等                     | 指定管理者等 |
| 98  | 障がい者支援課   | 新川作業所             | 病院等                     | 指定管理者等 |
| 99  | 障がい者支援課   | タートルステップ          | 病院等                     | 指定管理者等 |
| 100 | 障がい者支援課   | 星と風のカフェ           | 病院等                     | 指定管理者等 |
| 101 | 障がい者支援課   | ピアえきまえ            | 病院等                     | 指定管理者等 |
| 102 | 障がい者支援課   | 福祉コアかみれん          | 病院等                     | 指定管理者等 |
| 103 | 障がい者支援課   | なかよし教室            | 病院等                     | 指定管理者等 |
| 104 | 障がい者支援課   | 北野ハピネスセンター        | 病院等                     | 指定管理者等 |
| 105 | 高齢者支援課    | 三鷹市牟礼老人保健施設はなかいどう | 病院等                     | 指定管理者等 |
| 106 | 高齢者支援課    | 三鷹市高齢者センターけやき苑    | 病院等                     | 指定管理者等 |
| 107 | 高齢者支援課    | 三鷹市高齢者センターどんぐり山   | 病院等                     | 指定管理者等 |
| 108 | 道路交通課     | さくら通り第1駐輪場        | その他                     | 指定管理者等 |
| 109 | 道路交通課     | さくら通り第2駐輪場        | その他                     | 指定管理者等 |
| 110 | 道路交通課     | 上連雀二丁目駐輪場         | その他                     | 指定管理者等 |
| 111 | 道路交通課     | 榊林寺通り第1駐輪場        | その他                     | 指定管理者等 |
| 112 | 道路交通課     | 榊林寺通り第2駐輪場        | その他                     | 指定管理者等 |
| 113 | 道路交通課     | 榊林寺通り第3駐輪場        | その他                     | 指定管理者等 |
| 114 | 道路交通課     | 下連雀四丁目駐輪場         | その他                     | 指定管理者等 |
| 115 | 道路交通課     | 電車庫通り駐輪場          | その他                     | 指定管理者等 |
| 116 | 道路交通課     | 三鷹産業プラザ駐輪場        | その他                     | 指定管理者等 |
| 117 | 道路交通課     | 三鷹台第1駐輪場          | その他                     | 指定管理者等 |
| 118 | 道路交通課     | 三鷹台第2駐輪場          | その他                     | 指定管理者等 |
| 119 | 道路交通課     | 三鷹台第3駐輪場          | その他                     | 指定管理者等 |
| 120 | 道路交通課     | 三鷹台第4駐輪場          | その他                     | 指定管理者等 |
| 121 | 道路交通課     | 三鷹台第5駐輪場          | その他                     | 指定管理者等 |
| 122 | 道路交通課     | 井の頭第1駐輪場          | その他                     | 指定管理者等 |
| 123 | 道路交通課     | 井の頭第2駐輪場          | その他                     | 指定管理者等 |
| 124 | 道路交通課     | つつしヶ丘駐輪場          | その他                     | 指定管理者等 |
| 125 | 道路交通課     | 自転車等保管場所          | その他                     | 指定管理者等 |
| 126 | 道路交通課     | 交通指導員本部           | その他                     | 指定管理者等 |
| 127 | 道路交通課     | ジブリ交通対策本部         | その他                     | 指定管理者等 |
| 128 | 道路交通課     | 三鷹駅南口東駐輪場         | その他                     | 指定管理者等 |
| 129 | 道路交通課     | 三鷹駅南口西駐輪場         | その他                     | 指定管理者等 |
| 130 | 道路交通課     | すずかけ駐輪場           | その他                     | 指定管理者等 |
| 131 | 道路交通課     | 天文台下駐輪場           | その他                     | 指定管理者等 |
| 132 | 道路交通課     | 赤烏居通り駐輪場          | その他                     | 指定管理者等 |
| 133 | 道路交通課     | 中原高架下駐輪場          | その他                     | 指定管理者等 |
| 134 | 道路交通課     | しろがね通り第1駐輪場       | その他                     | 指定管理者等 |
| 135 | 道路交通課     | しろがね通り第2駐輪場       | その他                     | 指定管理者等 |
| 136 | 緑と公園課     | 仙川公園              | その他                     | 指定管理者等 |
| 137 | 緑と公園課     | 大沢ふるさとセンター        | その他                     | 指定管理者等 |
| 138 | 道路交通課     | 上連雀交通公園           | その他                     | 指定管理者等 |
| 139 | 生活経済課     | 三鷹市農業公園           | その他                     | 指定管理者等 |
| 140 | 緑と公園課     | UR赤とんぼ児童遊園        | その他                     | 指定管理者等 |
| 141 | 緑と公園課     | けやきの杜児童遊園         | その他                     | 指定管理者等 |
| 142 | 緑と公園課     | しいの木児童遊園          | その他                     | 指定管理者等 |
| 143 | 緑と公園課     | ひまわり児童遊園          | その他                     | 指定管理者等 |
| 144 | 緑と公園課     | むらさき児童公園          | その他                     | 指定管理者等 |
| 145 | 緑と公園課     | やまぼうし児童遊園         | その他                     | 指定管理者等 |
| 146 | 緑と公園課     | 井の頭5-17番緑地        | その他                     | 指定管理者等 |
| 147 | 緑と公園課     | 井の頭あおば児童遊園        | その他                     | 指定管理者等 |
| 148 | 緑と公園課     | 井の頭まるた児童遊園        | その他                     | 指定管理者等 |
| 149 | 緑と公園課     | 井の頭手のひら児童遊園       | その他                     | 指定管理者等 |
| 150 | 緑と公園課     | 井の頭上水北児童遊園        | その他                     | 指定管理者等 |
| 151 | 緑と公園課     | 井の頭新橋児童遊園         | その他                     | 指定管理者等 |
| 152 | 緑と公園課     | 井の頭野草児童遊園         | その他                     | 指定管理者等 |
| 153 | 緑と公園課     | 井口あかね児童遊園         | その他                     | 指定管理者等 |
| 154 | 緑と公園課     | 井口こうま児童遊園         | その他                     | 指定管理者等 |
| 155 | 緑と公園課     | 井口さかえ児童遊園         | その他                     | 指定管理者等 |
| 156 | 緑と公園課     | 井口つばき児童遊園         | その他                     | 指定管理者等 |
| 157 | 緑と公園課     | 井口四丁目5番緑地         | その他                     | 指定管理者等 |
| 158 | 緑と公園課     | 井口太陽の広場児童遊園       | その他                     | 指定管理者等 |
| 159 | 緑と公園課     | 井口第2都営児童遊園        | その他                     | 指定管理者等 |
| 160 | 緑と公園課     | 井口東児童遊園           | その他                     | 指定管理者等 |
| 161 | 緑と公園課     | 井口南児童遊園           | その他                     | 指定管理者等 |
| 162 | 緑と公園課     | 井口北児童遊園           | その他                     | 指定管理者等 |
| 163 | 緑と公園課     | 井口矢崎新田児童遊園        | その他                     | 指定管理者等 |
| 164 | 緑と公園課     | 下連雀4-8番緑地         | その他                     | 指定管理者等 |
| 165 | 緑と公園課     | 下連雀6丁目防災広場        | その他                     | 指定管理者等 |
| 166 | 緑と公園課     | 下連雀7-3番緑地         | その他                     | 指定管理者等 |
| 167 | 緑と公園課     | 下連雀9-3番緑地         | その他                     | 指定管理者等 |
| 168 | 緑と公園課     | 下連雀あじさい児童遊園       | その他                     | 指定管理者等 |
| 169 | 緑と公園課     | 下連雀いこいの広場         | その他                     | 指定管理者等 |
| 170 | 緑と公園課     | 下連雀いずみ児童遊園        | その他                     | 指定管理者等 |
| 171 | 緑と公園課     | 下連雀いぶき児童遊園        | その他                     | 指定管理者等 |
| 172 | 緑と公園課     | 下連雀きたうら児童公園       | その他                     | 指定管理者等 |
| 173 | 緑と公園課     | 下連雀けやき広場          | その他                     | 指定管理者等 |
| 174 | 緑と公園課     | 下連雀けやき児童遊園        | その他                     | 指定管理者等 |
| 175 | 緑と公園課     | 下連雀こなら児童遊園        | その他                     | 指定管理者等 |
| 176 | 緑と公園課     | 下連雀さくら児童遊園        | その他                     | 指定管理者等 |

| No. | 所属名   | 施設名             | 施設用途分類<br>(環境省マニュアルによる) | 管理形態   |
|-----|-------|-----------------|-------------------------|--------|
| 177 | 緑と公園課 | 下連雀しらかば児童公園     | その他                     | 指定管理者等 |
| 178 | 緑と公園課 | 下連雀しんわ児童遊園      | その他                     | 指定管理者等 |
| 179 | 緑と公園課 | 下連雀そよかぜ児童遊園     | その他                     | 指定管理者等 |
| 180 | 緑と公園課 | 下連雀たんぼ児童遊園      | その他                     | 指定管理者等 |
| 181 | 緑と公園課 | 下連雀つぐみ児童遊園      | その他                     | 指定管理者等 |
| 182 | 緑と公園課 | 下連雀つばみ児童遊園      | その他                     | 指定管理者等 |
| 183 | 緑と公園課 | 下連雀パンビ児童遊園      | その他                     | 指定管理者等 |
| 184 | 緑と公園課 | 下連雀ひかり児童遊園      | その他                     | 指定管理者等 |
| 185 | 緑と公園課 | 下連雀ふじの木児童遊園     | その他                     | 指定管理者等 |
| 186 | 緑と公園課 | 下連雀みなみうら児童公園    | その他                     | 指定管理者等 |
| 187 | 緑と公園課 | 下連雀わかくさ児童遊園     | その他                     | 指定管理者等 |
| 188 | 緑と公園課 | 下連雀橋上都営児童遊園     | その他                     | 指定管理者等 |
| 189 | 緑と公園課 | 下連雀児童公園         | その他                     | 指定管理者等 |
| 190 | 緑と公園課 | 下連雀児童遊園         | その他                     | 指定管理者等 |
| 191 | 緑と公園課 | 下連雀第2都営アパート児童遊園 | その他                     | 指定管理者等 |
| 192 | 緑と公園課 | 下連雀鷹の子児童公園      | その他                     | 指定管理者等 |
| 193 | 緑と公園課 | 下連雀陽だまり児童遊園     | その他                     | 指定管理者等 |
| 194 | 緑と公園課 | 丸池公園            | その他                     | 指定管理者等 |
| 195 | 緑と公園課 | 三鷹台やすらぎ児童公園     | その他                     | 指定管理者等 |
| 196 | 緑と公園課 | 三鷹台児童公園         | その他                     | 指定管理者等 |
| 197 | 緑と公園課 | 三鷹台児童遊園         | その他                     | 指定管理者等 |
| 198 | 緑と公園課 | 山中第1児童遊園        | その他                     | 指定管理者等 |
| 199 | 緑と公園課 | 山中第2児童遊園        | その他                     | 指定管理者等 |
| 200 | 緑と公園課 | 上連雀くすのき児童遊園     | その他                     | 指定管理者等 |
| 201 | 緑と公園課 | 上連雀こだま児童遊園      | その他                     | 指定管理者等 |
| 202 | 緑と公園課 | 上連雀なかよし児童遊園     | その他                     | 指定管理者等 |
| 203 | 緑と公園課 | 上連雀ひびき児童遊園      | その他                     | 指定管理者等 |
| 204 | 緑と公園課 | 上連雀ひよこ児童遊園      | その他                     | 指定管理者等 |
| 205 | 緑と公園課 | 上連雀みどり児童遊園      | その他                     | 指定管理者等 |
| 206 | 緑と公園課 | 上連雀みなみ児童公園      | その他                     | 指定管理者等 |
| 207 | 緑と公園課 | 上連雀四丁目13番緑地     | その他                     | 指定管理者等 |
| 208 | 緑と公園課 | 上連雀児童公園         | その他                     | 指定管理者等 |
| 209 | 緑と公園課 | 上連雀七小南児童遊園      | その他                     | 指定管理者等 |
| 210 | 緑と公園課 | 上連雀新道北児童遊園      | その他                     | 指定管理者等 |
| 211 | 緑と公園課 | 上連雀中央児童遊園       | その他                     | 指定管理者等 |
| 212 | 緑と公園課 | 上連雀通南児童遊園       | その他                     | 指定管理者等 |
| 213 | 緑と公園課 | 新川あおやぎ公園        | その他                     | 指定管理者等 |
| 214 | 緑と公園課 | 新川おおぞら児童遊園      | その他                     | 指定管理者等 |
| 215 | 緑と公園課 | 新川けやき児童遊園       | その他                     | 指定管理者等 |
| 216 | 緑と公園課 | 新川こぼと児童遊園       | その他                     | 指定管理者等 |
| 217 | 緑と公園課 | 新川まてばしい児童遊園     | その他                     | 指定管理者等 |
| 218 | 緑と公園課 | 新川五丁目17番緑地      | その他                     | 指定管理者等 |
| 219 | 緑と公園課 | 新川児童公園          | その他                     | 指定管理者等 |
| 220 | 緑と公園課 | 新川谷端児童公園        | その他                     | 指定管理者等 |
| 221 | 緑と公園課 | 新川長久保児童遊園       | その他                     | 指定管理者等 |
| 222 | 緑と公園課 | 新川天神山青少年広場      | その他                     | 指定管理者等 |
| 223 | 緑と公園課 | 新川本村児童遊園        | その他                     | 指定管理者等 |
| 224 | 緑と公園課 | 森の児童遊園          | その他                     | 指定管理者等 |
| 225 | 緑と公園課 | 深大寺つばめ児童遊園      | その他                     | 指定管理者等 |
| 226 | 緑と公園課 | 深大寺の杜児童遊園       | その他                     | 指定管理者等 |
| 227 | 緑と公園課 | 深大寺ひばり児童遊園      | その他                     | 指定管理者等 |
| 228 | 緑と公園課 | 深大寺居村児童遊園       | その他                     | 指定管理者等 |
| 229 | 緑と公園課 | 深大寺公園           | その他                     | 指定管理者等 |
| 230 | 緑と公園課 | 深大寺二丁目28番緑地     | その他                     | 指定管理者等 |
| 231 | 緑と公園課 | 深大寺北児童遊園        | その他                     | 指定管理者等 |
| 232 | 緑と公園課 | 水源の森あけぼのふれあい公園  | その他                     | 指定管理者等 |
| 233 | 緑と公園課 | 水車              | その他                     | 指定管理者等 |
| 234 | 緑と公園課 | 大沢2-17番緑地       | その他                     | 指定管理者等 |
| 235 | 緑と公園課 | 大沢4-11番緑地       | その他                     | 指定管理者等 |
| 236 | 緑と公園課 | 大沢4-1番緑地        | その他                     | 指定管理者等 |
| 237 | 緑と公園課 | 大沢あさひ児童遊園       | その他                     | 指定管理者等 |
| 238 | 緑と公園課 | 大沢せせらぎ児童遊園      | その他                     | 指定管理者等 |
| 239 | 緑と公園課 | 大沢のびのび児童遊園      | その他                     | 指定管理者等 |
| 240 | 緑と公園課 | 大沢みずほ児童遊園       | その他                     | 指定管理者等 |
| 241 | 緑と公園課 | 大沢みはらし児童遊園      | その他                     | 指定管理者等 |
| 242 | 緑と公園課 | 大沢むつみ児童遊園       | その他                     | 指定管理者等 |
| 243 | 緑と公園課 | 大沢れんげ児童遊園       | その他                     | 指定管理者等 |
| 244 | 緑と公園課 | 大沢崖の道児童遊園       | その他                     | 指定管理者等 |
| 245 | 緑と公園課 | 大沢高台児童遊園        | その他                     | 指定管理者等 |
| 246 | 緑と公園課 | 大沢雑木林公園         | その他                     | 指定管理者等 |
| 247 | 緑と公園課 | 大沢四丁目児童遊園       | その他                     | 指定管理者等 |
| 248 | 緑と公園課 | 大沢宿児童遊園         | その他                     | 指定管理者等 |
| 249 | 緑と公園課 | 大沢青少年広場         | その他                     | 指定管理者等 |
| 250 | 緑と公園課 | 大沢天神児童遊園        | その他                     | 指定管理者等 |
| 251 | 緑と公園課 | 中原3-9番緑地        | その他                     | 指定管理者等 |
| 252 | 緑と公園課 | 中原かしの木児童遊園      | その他                     | 指定管理者等 |
| 253 | 緑と公園課 | 中原くすのき児童遊園      | その他                     | 指定管理者等 |
| 254 | 緑と公園課 | 中原こぶし児童遊園       | その他                     | 指定管理者等 |
| 255 | 緑と公園課 | 中原さつき児童遊園       | その他                     | 指定管理者等 |
| 256 | 緑と公園課 | 中原すくすく児童遊園      | その他                     | 指定管理者等 |
| 257 | 緑と公園課 | 中原つづけ丘陵児童遊園     | その他                     | 指定管理者等 |
| 258 | 緑と公園課 | 中原雑木林公園         | その他                     | 指定管理者等 |
| 259 | 緑と公園課 | 中原児童公園          | その他                     | 指定管理者等 |
| 260 | 緑と公園課 | 中原青少年広場         | その他                     | 指定管理者等 |
| 261 | 緑と公園課 | 中仙川児童公園         | その他                     | 指定管理者等 |
| 262 | 緑と公園課 | 都営深大寺児童遊園       | その他                     | 指定管理者等 |
| 263 | 緑と公園課 | 東野児童公園          | その他                     | 指定管理者等 |
| 264 | 緑と公園課 | 北野いこい児童遊園       | その他                     | 指定管理者等 |



| No. | 所属名        | 施設名                    | 施設用途分類<br>(環境省マニュアルによる) | 管理形態   |
|-----|------------|------------------------|-------------------------|--------|
| 265 | 緑と公園課      | 北野こまどり児童遊園             | その他                     | 指定管理者等 |
| 266 | 緑と公園課      | 北野こりす公園                | その他                     | 指定管理者等 |
| 267 | 緑と公園課      | 北野わかば児童遊園              | その他                     | 指定管理者等 |
| 268 | 緑と公園課      | 北野公園                   | その他                     | 指定管理者等 |
| 269 | 緑と公園課      | 北野三丁目6番緑地              | その他                     | 指定管理者等 |
| 270 | 緑と公園課      | 北野小北児童遊園               | その他                     | 指定管理者等 |
| 271 | 緑と公園課      | 堀合児童公園                 | その他                     | 指定管理者等 |
| 272 | 緑と公園課      | 堀合遊歩道                  | その他                     | 指定管理者等 |
| 273 | 緑と公園課      | 本町通り児童遊園               | その他                     | 指定管理者等 |
| 274 | 緑と公園課      | 牟礼5-8番緑地               | その他                     | 指定管理者等 |
| 275 | 緑と公園課      | 牟礼あおぞら児童遊園             | その他                     | 指定管理者等 |
| 276 | 緑と公園課      | 牟礼さくら児童遊園              | その他                     | 指定管理者等 |
| 277 | 緑と公園課      | 牟礼とりで児童遊園              | その他                     | 指定管理者等 |
| 278 | 緑と公園課      | 牟礼の里公園                 | その他                     | 指定管理者等 |
| 279 | 緑と公園課      | 牟礼ひばり野児童公園             | その他                     | 指定管理者等 |
| 280 | 緑と公園課      | 牟礼ひよどり児童遊園             | その他                     | 指定管理者等 |
| 281 | 緑と公園課      | 牟礼めぶき児童遊園              | その他                     | 指定管理者等 |
| 282 | 緑と公園課      | 牟礼ゆりのき児童遊園             | その他                     | 指定管理者等 |
| 283 | 緑と公園課      | 牟礼下本宿児童遊園              | その他                     | 指定管理者等 |
| 284 | 緑と公園課      | 牟礼古判塚青少年広場             | その他                     | 指定管理者等 |
| 285 | 緑と公園課      | 牟礼児童遊園                 | その他                     | 指定管理者等 |
| 286 | 緑と公園課      | 牟礼南児童遊園                | その他                     | 指定管理者等 |
| 287 | 緑と公園課      | 牟礼六丁目2-4番緑地            | その他                     | 指定管理者等 |
| 288 | 緑と公園課      | 野崎かきの木児童公園             | その他                     | 指定管理者等 |
| 289 | 緑と公園課      | 野崎こみち児童遊園              | その他                     | 指定管理者等 |
| 290 | 緑と公園課      | 野崎吉野東児童遊園              | その他                     | 指定管理者等 |
| 291 | 緑と公園課      | 野崎都堂児童遊園               | その他                     | 指定管理者等 |
| 292 | 緑と公園課      | 野崎二小北児童遊園              | その他                     | 指定管理者等 |
| 293 | 緑と公園課      | 有三記念公園                 | その他                     | 指定管理者等 |
| 294 | 緑と公園課      | 連雀中央公園                 | その他                     | 指定管理者等 |
| 295 | ごみ対策課      | 三鷹駅南口公衆トイレ             | その他                     | 指定管理者等 |
| 296 | ごみ対策課      | 三鷹駅前公衆トイレ              | その他                     | 指定管理者等 |
| 297 | 契約管理課      | 第一分庁舎(シルバー人材センター)      | 集会所等                    | 指定管理者等 |
| 298 | 契約管理課      | 上連雀分庁舎(ボランティアセンター)     | 集会所等                    | 指定管理者等 |
| 299 | 契約管理課      | 下連雀9丁目バスベイ             | 集会所等                    | 指定管理者等 |
| 300 | 契約管理課      | 車庫棟1                   | その他                     | 指定管理者等 |
| 301 | 契約管理課      | 車庫棟2                   | その他                     | 指定管理者等 |
| 302 | 企画経営課      | 三鷹ネットワーク大学             | 集会所等                    | 指定管理者等 |
| 303 | 企画経営課      | 三鷹交流協会及び三鷹国際交流センター     | 集会所等                    | 指定管理者等 |
| 304 | 企画経営課      | 三鷹市女性交流室               | 集会所等                    | 指定管理者等 |
| 305 | コミュニティ創生課  | 三鷹市市民協働センター            | 集会所等                    | 指定管理者等 |
| 306 | 芸術文化課      | 三鷹市星と森と絵本の家            | 集会所等                    | 直営     |
| 307 | 芸術文化課      | 三鷹市芸術文化センター            | 集会所等                    | 指定管理者等 |
| 308 | 芸術文化課      | みたか井心亭                 | 集会所等                    | 指定管理者等 |
| 309 | 芸術文化課      | 三鷹市山本有三記念館             | 集会所等                    | 指定管理者等 |
| 310 | 芸術文化課      | 三鷹市立アニメーション美術館         | 集会所等                    | 指定管理者等 |
| 311 | 芸術文化課      | 太宰治文学サロン               | 集会所等                    | 指定管理者等 |
| 312 | ごみ対策課      | リサイクル市民工房              | 集会所等                    | 直営     |
| 313 | 生活経済課      | 三鷹市勤労者福祉サービスセンター       | 集会所等                    | 指定管理者等 |
| 314 | 生活経済課      | わくわくサポート三鷹(市民協働センター内)  | 事務所等                    | 指定管理者等 |
| 315 | 生活経済課      | 消費者活動センター(三鷹駅前地区公会堂含む) | 集会所等                    | 直営     |
| 316 | 総務課        | 三鷹市教育センター暫定施設          | 集会所等                    | 直営     |
| 317 | 子ども発達支援課   | 子ども家庭支援センターのびのびひろば     | 病院等                     | 直営     |
| 318 | 子ども発達支援課   | 子ども家庭支援センターすくすくひろば     | 病院等                     | 直営     |
| 319 | 児童青少年課     | むらさき子どもひろば             | 病院等                     | 指定管理者等 |
| 320 | 芸術文化課      | 三鷹中央防災公園・元氣創造プラザ       | 集会所等                    | 指定管理者等 |
| 321 | 総務課        | 第一小学校                  | 学校等                     | 直営     |
| 322 | 総務課        | 第二小学校                  | 学校等                     | 直営     |
| 323 | 総務課        | 第三小学校                  | 学校等                     | 直営     |
| 324 | 総務課        | 第四小学校                  | 学校等                     | 直営     |
| 325 | 総務課        | 第五小学校                  | 学校等                     | 直営     |
| 326 | 総務課        | 第六小学校                  | 学校等                     | 直営     |
| 327 | 総務課        | 第七小学校                  | 学校等                     | 直営     |
| 328 | 総務課        | 大沢台小学校                 | 学校等                     | 直営     |
| 329 | 総務課        | 高山小学校                  | 学校等                     | 直営     |
| 330 | 総務課        | 南浦小学校                  | 学校等                     | 直営     |
| 331 | 総務課        | 中原小学校                  | 学校等                     | 直営     |
| 332 | 総務課        | 北野小学校                  | 学校等                     | 直営     |
| 333 | 総務課        | 井口小学校                  | 学校等                     | 直営     |
| 334 | 総務課        | 東台小学校                  | 学校等                     | 直営     |
| 335 | 総務課        | 羽沢小学校                  | 学校等                     | 直営     |
| 336 | 総務課        | 第一中学校                  | 学校等                     | 直営     |
| 337 | 総務課        | 第二中学校                  | 学校等                     | 直営     |
| 338 | 総務課        | 第三中学校                  | 学校等                     | 直営     |
| 339 | 総務課        | 第四中学校                  | 学校等                     | 直営     |
| 340 | 総務課        | 第五中学校                  | 学校等                     | 直営     |
| 341 | 総務課        | 第六中学校                  | 学校等                     | 直営     |
| 342 | 総務課        | 第七中学校                  | 学校等                     | 直営     |
| 343 | 水再生課       | 東部水再生センター(下水処理場)       | その他                     | 直営     |
| 344 | 水再生課       | 井の頭ポンプ場                | その他                     | 直営     |
| 345 | 水再生課       | 烏山ゲート                  | その他                     | 直営     |
| 346 | 水再生課       | 大沢マンホールポンプ             | その他                     | 直営     |
| 347 | 水再生課       | 新川ポンプ場                 | その他                     | 直営     |
| 348 | 緑と公園課      | 仙川水循環施設                | その他                     | 直営     |
| 349 | 緑と公園課      | 苗圃管理所(第一苗圃)            | その他                     | 直営     |
| 350 | ごみ対策課      | 三鷹市環境センター(H25稼働停止)     | その他                     | 直営     |
| 351 | 防災課(使用は選管) | 中原四災害対策倉庫              | その他                     | 指定管理者等 |
| 352 | 防災課        | 下連雀防災施設                | その他                     | 指定管理者等 |

| No. | 所属名     | 施設名                    | 施設用途分類<br>(環境省マニュアルによる) | 管理形態    |
|-----|---------|------------------------|-------------------------|---------|
| 353 | 防災課     | 新川災害対策倉庫               | その他                     | 指定管理者等  |
| 354 | 防災課     | 井口災害対策倉庫               | その他                     | 指定管理者等  |
| 355 | 防災課     | 三鷹市消防団第一分団詰所           | 事務所等                    | 直営      |
| 356 | 防災課     | 三鷹市消防団第二分団詰所           | 事務所等                    | 直営      |
| 357 | 防災課     | 三鷹市消防団第三分団詰所           | 事務所等                    | 直営      |
| 358 | 防災課     | 三鷹市消防団第四分団詰所           | 事務所等                    | 直営      |
| 359 | 防災課     | 三鷹市消防団第五分団詰所           | 事務所等                    | 直営      |
| 360 | 防災課     | 三鷹市消防団第六分団詰所           | 事務所等                    | 直営      |
| 361 | 防災課     | 三鷹市消防団第七分団詰所           | 事務所等                    | 直営      |
| 362 | 防災課     | 三鷹市消防団第八分団詰所           | 事務所等                    | 直営      |
| 363 | 防災課     | 三鷹市消防団第九分団詰所           | 事務所等                    | 直営      |
| 364 | 防災課     | 三鷹市消防団第十分団詰所           | 事務所等                    | 直営      |
| 365 | 生活経済課   | 三立SOHOセンター             | 事務所等                    | 指定管理者等  |
| 366 | 生活経済課   | 牟礼工場アパート               | その他                     | 指定管理者等  |
| 367 | 生涯学習課   | 武蔵野の水車経営農家(大沢の里水車経営農家) | 集会所等                    | 指定管理者等  |
| 368 | 生涯学習課   | 生涯学習課分室                | 事務所等                    | 指定管理者等  |
| 369 | 生涯学習課   | 出山横穴墓群8号墓              | その他                     | 指定管理者等  |
| 370 | 都市計画課   | 市営大沢住宅                 | その他                     | 指定管理者等  |
| 371 | 都市計画課   | 下連雀市民住宅                | その他                     | 指定管理者等  |
| 372 | 道路交通課   | 旭町通り駐輪場                | その他                     | 指定管理者等  |
| 373 | スポーツ推進課 | 中原スポーツ児童遊園             | その他                     | 直営      |
| 374 | 児童青少年課  | 子ども林間研修広場              | 集会所等                    | 指定管理者等  |
| 375 | 生涯学習課   | 大沢二丁目公民家               | その他                     | 指定管理者等  |
| 376 | 子ども育成課  | 南浦西保育園                 | 学校等                     | 直営⇒管理委託 |
| 377 | 子ども育成課  | 三鷹台保育園                 | 学校等                     | 直営      |
| 378 | 子ども育成課  | 高山保育園                  | 学校等                     | 直営      |
| 379 | 子ども育成課  | 三鷹駅前保育園                | 学校等                     | 指定管理者等  |
| 380 | 子ども育成課  | 西野保育園                  | 学校等                     | 指定管理者等  |
| 381 | 子ども育成課  | ちどりこども園                | 学校等                     | 指定管理者等  |
| 382 | 児童青少年課  | 高山学童保育所C               | 学校等                     | 指定管理者等  |
| 383 | 児童青少年課  | 連雀学園学童保育所              | 学校等                     | 指定管理者等  |
| 384 | 道路交通課   | 三鷹駅中央駐輪場               | その他                     | 指定管理者等  |
| 385 | 道路交通課   | さくら通りオートバイ駐輪場          | その他                     | 指定管理者等  |
| 386 | 健康推進課   | 三鷹市総合保健センター            | 事務所等                    | 直営      |
| 387 | ごみ対策課   | 北野三丁目公衆便所              | その他                     | 指定管理者等  |
| 388 | 契約管理課   | 福祉会館                   | 事務所等                    | 指定管理者等  |
| 389 | 防災課     | 牟礼災害対策施設               | 事務所等                    | 指定管理者等  |
| 390 | 防災課     | 三鷹市消防団 旧第十分団詰所         | 事務所等                    | 直営      |
| 391 | スポーツ推進課 | 第一体育館                  | 集会所等                    | 直営      |
| 392 | スポーツ推進課 | 三鷹市北野南ゲートボール場          | 集会所等                    | 直営      |
| 393 | 生涯学習課   | 社会教育会館                 | 集会所等                    | 直営      |
| 394 | 生涯学習課   | 東社会教育会館                | 集会所等                    | 直営      |
| 395 | 生涯学習課   | 西社会教育会館                | 集会所等                    | 直営      |
| 396 | 市民課     | 箱根みたか荘                 | 集会所等                    | 指定管理者等  |
| 397 | 総務課     | 川上郷自然の村                | 集会所等                    | 指定管理者等  |

※「No.」が色塗りされている施設について

本計画において、過年度(平成25年~29年度)の温室効果ガス排出量の算定に含まれています。  
 本計画の策定時点(平成31年3月)までに施設の統廃合及び管理形態等の変更が生じたことにより、本計画の対象施設から除外されます。  
 平成31年3月時点:374施設

三鷹市地球温暖化対策実行計画（第4期計画）

平成31年3月

編集 三鷹市生活環境部環境政策課

三鷹市野崎一丁目1番1号

Tel:0422-45-1151（代表）

Fax:0422-45-5291

E-mail:kankyo@city.mitaka.tokyo.jp

印刷 庁内で印刷・製本しています。

この冊子や市の環境施策に対するご意見、ご要望は上記までお願いいたします。

古紙パルプ配合率80%以上の再生紙を使用しています。